

明治三十五年十二月東京灣要塞砲兵聯隊へ入營同年十月要塞砲兵射擊學校教導大隊へ入校同三十七年二月二十三日動員下令同月二十六日同地出發同年四月四日朝鮮鎮南浦に上陸し第一軍に屬し鴨綠江大孤山の攻撃に際し奮闘し更に奉天の激戦に参加して功を樹て其他數回の戦闘に参加し其功績多大なり仍て明治三十九年四月一日明治三十七八年戦役の功に依り功七級に叙せられ金鷄勳章年金百圓及勳八等に叙せられ白色桐葉章並從軍記章を授け賜はる。

奥戸新田七十四番地岡本太市三男

陸軍歩兵伍長勳八等功七級 岡本 券 次氏

明治三十五年十二月第一師團歩兵第三聯隊に入營征露の役起るに當り服役延期同三十七年四月屯營出發同年五月清國盛京省張家屯に上陸第二軍に屬し南山の戦に参加し後更に第三軍に屬し各地に轉戦して大に勳功を顯はしたりしを以て明治三十九年四月一日明治三十七八年戦役の功に依り功七級金鷄勳章年金百圓及勳八等白色桐葉章並從軍記章を授け賜はる。

備考

石塚七五郎田窪庄次郎の兩氏は、受賞後不幸にして死亡、岡本券次氏は同く他へ轉籍せり。

第二項 有位帶勳者

(本項には前項の金鷄勳章を有する者を再出せず)

位階	勳等	賜金	受領年月日	勳功	職名又は官等	氏名
從七位	勳四等旭日小綬章	金貳百圓	明治三十七八年三月、四月、一	明治三十七八年事件の功	衆議院議員	關根 柳 介
正八位	勳六等單光旭日章	金貳百圓	同	明治三十七八年事件の功	三等軍醫	三浦 誠 意
	勳七等青色桐葉章	金五拾圓	同	明治三十七八年事件の功	奥戸村長	關根 保 太郎
	勳七等同	金參百圓	同	明治三十七八年戦役の功	歩兵軍曹	田中 道 太郎
	勳七等瑞寶章	同	同	同	砲兵軍曹長	田島 増 太郎
	勳七等同	金百貳拾圓	同	同	砲兵軍曹	井上 鐵 五 郎
	勳七等同	同	同	同	輜重兵軍曹	井上 平 五 郎
	勳八等白色桐葉章	金貳百圓	同	明治四十四年上事件の功	歩兵軍曹	關 口 龜 次
	勳八等同	金參拾五圓	同	明治四十四年上事件の功	同	石川 石 三 郎
	勳八等同	金百圓	同	明治三十七八年戦役の功	同	矢作 勘 之 助
	勳八等同	金貳百圓	同	同	歩兵上等兵	清水 隆 二
	勳八等同	金百五拾圓	同	同	同	齋 藤 正
	勳八等同	金百圓	同	同	同	小島 嘉 七
	勳八等同	金貳百貳拾圓	大正四、一、七	大正三四年戦役の功	工兵上等兵	三田 文 之 丞
	勳八等同	金貳百圓	同	同	同	田邊 勘 次 郎
	勳八等同	金百貳拾圓	同	同	同	同

位階	勳等	賜金	受領年月日	勳功	兵種官等	氏名
	勳八等白色桐葉章	金貳百圓	明治三十七年八月一日	明治三十七八年戰役の功	輜重兵上等兵	杉浦藤造
	勳八等同	同	同	同	步兵一等卒	石川新吉
	勳八等同	同	同	同	同	堀八十次郎
	勳八等同	金百五拾圓	同	同	同	關根光太郎
	勳八等同	同	同	同	同	杉浦菊次
	勳八等同	同	同	同	同	會田岩太郎
	勳八等同	同	同	同	同	河野久次郎
	勳八等同	金八拾圓	同	同	同	三田作次郎
	勳八等同	同	同	同	同	志村松次郎
	勳八等同	同	同	同	同	田邊耕一
	勳八等同	同	同	同	同	石川熊次郎
	勳八等同	金百圓	同	同	騎兵一等卒	杉本與市
	勳八等同	金百五拾圓	同	同	重砲兵一等卒	杉浦國藏
	勳八等同	金八拾圓	同	同	砲兵一等卒	齋藤富藏
	勳八等同	金百貳拾圓	同	同	重砲兵一等卒	萩原藤吉
	勳八等同	同	同	同	砲兵一等卒	清水榮藏
	勳八等同	金貳百圓	同	同	工兵一等卒	關根與四郎
	勳八等同	金百五拾圓	同	同	同上	井口梅太郎

位階	勳等	賜金	受領年月日	勳功	兵種官等	氏名
	勳八等同	金百貳拾圓	明治三十七八年戰役の功	同	步兵二等卒	坂本新藏
	勳八等同	金百五拾圓	同	同	同	三田三吉
	勳八等同	金八拾圓	同	同	同	岡本茂助
	勳八等同	同	同	同	元歩兵二等卒	大熊熊次郎
	勳八等同	金百五拾圓	同	同	砲兵輸卒	野田彦太郎
	勳八等同	金八拾圓	同	同	同	鈴木又吉
	勳八等同	金貳百圓	同	同	輜重輸卒	石井石五郎
	勳八等同	同	同	同	同	杉浦重太郎
	勳八等同	金百五拾圓	同	同	同	神谷與吉
	勳八等同	同	同	同	同	大關米太郎
	勳八等同	同	同	同	同	奈良橋嘉七
	勳八等同	同	同	同	同	小日向惣次郎
	勳八等同	同	同	同	同	三田十四郎
	勳八等同	金百圓	同	同	同	杉浦伊助
	勳八等同	同	同	同	同	鈴木常松
	勳八等同	同	同	同	同	町山光藏
	勳八等同	金八拾圓	同	同	海軍二等水兵	山内榮太郎
	勳八等同	金參拾五圓	同	同	砲兵上等兵	田中芳太郎
	勳八等同	金八拾圓	同	同	同	次澤七五郎

位階	勳等	賜金	受領年月日	勳功	兵種官等	氏名
勳八等瑞寶章	勳八等同	金八拾圓	明治三十七年八月一日	戰役の功	砲兵上等兵	佐藤鐵五郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	步兵一等卒	關口留吉
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	關口清藏
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	矢矧作藏
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	杉山忠藏
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	杉浦德太郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	町山東作
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	宇佐美初太郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	志村政次郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	川口庄三郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	白井末吉
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	神谷與市
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	木村宗吉
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	田中増次郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	鈴木初五郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	秋本鈴太郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	村山桑吉
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	田邊政之助

勳八等同	勳八等同	金八拾圓	同	同	輜重輸卒	石川濱次郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	石川新太郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	清水忠次郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	湯淺喜三郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	杉山文太郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	秋本和助
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	奈良橋梅吉
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	鈴木梅吉
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	清水六太郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	村越太一
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	坂本初五郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	石川徳太郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	關根與太郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	市川民平
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	安井平吉
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	田邊由太郎
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	清田八十八
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	月村平
勳八等同	勳八等同	同	同	同	同	三田彌五郎

他其員職譽名及員吏場役村戸奥
(在現日末月十年六正大)

村長及役場吏員	村長 關根保太郎	助役 町山孫右衛門	收入役 關根光太郎	書記 市川藤三郎	同 廣澤榮行	同 分部大惠	同 坂本庫一	同 白井末吉	村會議員	山内兼太郎	井上誠重	澤口喜太郎	福島信太郎	鈴木八左衛門	町山孫右衛門	井上鐵五郎	佐野忠八	田中權右衛門	植村彌太郎	會田常吉	田中久次郎	宇田川悦五郎	坂本太右衛門	齋藤佐七	杉浦力藏	田邊柳太郎	鈴木浦藏	區長	曲金佐野忠八	諏訪野石川濱次郎	細田杉浦兼三郎	鎌倉新田會田常吉	奥戸新田井上誠重	奥戸植村彌太郎	上小松三田泰助	下小松沙澤七五郎	上平井鈴木八左衛門	學務委員	田邊柳太郎	石川源次郎	小川梅太郎	會田政五郎	關口彌四郎
村長及役場吏員	田中久次郎	沙澤柳吉	鈴木浦藏	坂本太右衛門	平澤午之介	山崎平太郎	奥戸尋常小學校職員	校長 平澤午之介	訓導 島山忠	米田正翁	中村勝利	掛川ミツ	川浦源藏	高階卓應	久保田時中	松岡ちよ	小日向イト	佐藤彦四郎	警大橋重房	上平井尋常小學校職員	校長 山崎平太郎	訓導 市原米藏	米山秀次郎	米山須賀代	校醫 望月芳明	奥戸村消防組役員	組頭 關根保太郎	副組頭 石川石三郎	町山孫右衛門	町山孫市	同 佐野忠八	關根徳二	石川源次郎	井上鐵五郎	中野八五郎	會田常吉	會田嘉兵衛	田中長之助	植村彌太郎	中川太四郎	三田泰助	齋藤佐七	
村長及役場吏員	佐藤保太郎	第三部普通水利組合議員	鈴木八左衛門	鈴木浦藏	町山孫右衛門	杉浦六左衛門	上之割普通水利組合議員	關根保太郎	會田常吉	山内兼太郎	鈴木八左衛門	齊藤佐七	杉浦力藏	山内兼太郎	關根保太郎	杉浦六左衛門	東葛西水害豫防組合議員	山内兼太郎	關根保太郎	町山孫右衛門	町山孫右衛門	郡會議員	鈴木八左衛門	關根保太郎	關根保太郎	同副會長	山内兼太郎	關根保太郎	同副會長	平澤午之介	衛生組合長	關根保太郎	關根保太郎	同副會長	町山孫右衛門	帝國在郷軍人會奥戸村分會長	石川石三郎	同分會副會長	同分會副會長				
村長及役場吏員	理事 關口龜次	井上淳治	會田安太郎	三田甚一	幹事 月村時之助	町山光藏	班長兼評議員	關根與太郎	石川新吉	澤口清藏	木村兼吉	井口梅太郎	鈴木巳太郎	奈良橋達三	佐藤佐吉	田中專之助	青年會長 關根保太郎	同副會長 平澤午之介	山崎平太郎	同支部長	曲金羽二塚市郎	諏訪野石川豐吉	鎌倉新田宇佐美峰太郎	細田杉浦仙藏	奥戸田中兼太郎	奥戸新田吉田長吉	上小松三田甚一	下小松上野浦吉	上平井山崎平太郎	奥戸小學校々友會長	平澤午之介	上平井小學校同窓會長	山崎平太郎	附記	曲金巡查駐在所	巡查 蛭田榮太郎	上小松巡查駐在所	巡查 池田矢熊	上平井巡查駐在所	巡查 松尾敬太郎			

第二十章 學式祝辭類

本章の祝辭類は、各本章に載するを相當とすれども、觀る者の煩を避けて、之を本章に類聚することとせり。

第一節 奥戸村農會に關する式辭祝辭

第一項 同會發會式

一 關根同會長の式辭

我が奥戸村農會の組織成り、爰に本日を下して發會の式を舉行す。蓋し農會は農事改良の機關たるを以て、此機關にして活動

名譽職員其他

杉浦力藏	奥戸村消防組役員	農會長	諏訪野 石川 豐吉
田邊柳太郎	組頭 關根保太郎	關根保太郎	鎌倉新田 宇佐美 峰太郎
鈴木浦藏	副組頭 石川石三郎	同副會長	細田 杉浦 仙藏
區長	同 田中兼太郎	山内兼太郎	奥戸 田中兼太郎
曲金 佐野忠八	同 町山 孫市	教育會長	奥戸新田 吉田長吉
諏訪野 石川濱次郎	第一部普通水利組合議員	關根保太郎	上小松 三田 甚一
細田 杉浦兼三郎	佐野忠八	同副會長	下小松 上野浦 吉
鎌倉新田 會田常吉	關根德二	平澤午之介	上平井 山崎平太郎
奥戸新田 井上誠重	石川源次郎	衛生組合長	奥戸小學校々友會長
奥戸 植村彌太郎	井上鐵五郎	關根保太郎	平澤午之介
上小松 三田 泰助	中野八五郎	同副組合長	上平井小學校同窓會長
下小松 沙澤七五郎	會田常吉	吉田伊右衛門	附記
上平井 鈴木八左衛門	會田嘉兵衛	兵事義會長	曲金巡查駐在所
學務委員	田中長之助	關根保太郎	巡查 蛭田榮太郎
田邊柳太郎	植村彌太郎	町山孫右衛門	上小松巡查駐在所
石川源次郎	中川太四郎	帝國在郷軍人會奥戸村分會長	巡查 池田矢熊
小川梅太郎	三田泰助	石川石三郎	上平井巡查駐在所
會田政五郎	齊藤佐七	同分會副會長	巡查 松尾敬太郎
關口彌四郎			

第二十章 學式祝辭類

本章の祝辭類は、各本章に載するを相當とすれども、觀る者の煩を避けて、之を本章に類聚することとせり。

第一節 奥戸村農會に關する式辭祝辭

第一項 同會發會式

一 關根同會長の式辭

我が奥戸村農會の組織成り、爰に本日をして發會の式を舉行す。蓋し農會は農事改良の機關たるを以て、此機關にして活動せば、農事の改良發達得て期すべきなり。農事にして改良發達せむか、國家の富強得て望むべきなり。昨明治二十七年十二月、全國農事大會を東京に開き、而して農事の改良上、系統的農會設立の最大急務たることを決議すると同時に、其筋に對して農會法の發布を建議せり、是に於てか各府縣廳は、競ふて農會設置準則なるものを發布したるも、獨り我が東京府廳は未だ之を發布するに至らず、故を以て、余は微力を顧みず、府下各郡有志を歴訪し、其賛同を得て有志諸士と共に系統的農會設置準則發布の事を東京府知事に建議したりき。適し池田大日本農會幹事の本村を訪はれ、説くに町村農會設立の急務を以てせらる。乃ち之れを動機として、本村有志と相謀り、東京府知事が未だ農會設置準則を發布せざるに先だち、遂に他に率先して本農會を組織するに至れり。本農會たるもの亦他に率先活動せしめて可ならむや。本日發會式を舉行するに當り、岩田南葛飾郡農談會長の臨場を忝くせらば、洵に本會の光榮と爲す所なり。既に本會を組織せり。今後假令農會設置準則の發布なく、又系統的農會の組織と見るに至らずとするも、而も會員諸君の奮勵努力を以て本會を

活動せしめ、農事改良の模範的機關ならむことを期す。聊が所思を敘べ、以て本日の式辭と爲す。

明治二十八年三月二十一日

奥戸村農會長 關根保太郎

二 岩田南葛飾郡農談會長の祝辭

夫れ吾邦の建國は、農なり、故に富國の基は、農に在り、農事の改良、日一日も忽措に付すべからざるなり。昨年征清の舉ありて以來、頓に我國威を宇内に宣揚するに至りたるに俱に、之に伴ひ一層富國の策を講ぜざるべからず。是れ則ち農事の改良に在り。此時に當り、農談會若くは農業團體を組織し、農事の發達を圖るは、目下の急務とす。

我が南葛飾郡の地勢たる、一方海に面し、三方川を帯び、土地平坦、沃饒の域なり。嚮きに本郡農談會の設けありと雖ども、未だ以て本郡農事の實際に裨益を與ふるの成績を收むるに至らず。士景南葛飾郡農談會長の任を辱うし、夙に遺憾とする所なり。

今本村有士諸君の奮勵に依り、奥戸村農會の組織を見るに至り、既に百有餘名の會員を有し、本日を卜し、爰に開會の典を擧げらる。士景來りて此の盛會に列するを得たるは、洵に欣喜に堪へざる所なり。

本會此趨勢を以て、漸次實績を修むるに至らば、本村農事の進歩、期して俟つべきなり。期して此に至らば、獨り本村本郡の裨益のみに止まらず遂に我國力を充實ならしむるの一端に供するに至るべし。

請ふ篤志諸君は、益々拮据屢勉、他日の盛況を期せられむことを。

茲に聊が素志を述べ、以て本會の開會を祝す。

明治二十八年三月二十一日

南葛飾郡農談會長 岩田士景

三 山内村長の祝辭

我が奥戸村農會は、本日をして發會の式を擧げらる、盛なりと謂ふべし。不肖村長たるの故を以て、此場に參列するの榮を得たるは、實に欣喜に堪へざるなり。

惟ふに農は國の本、而して特に昨明治二十七年、征清の役起りしより、我が國威大に揚り、國勢亦大に興れり。是時に當りて國力を涵養する者、農事の改良を企つるより先なるは莫し。本村の有志者茲に見るあり、本會を創設し以て新業の改良發達を圖り、而して滋々國本を培養し、以て戰勝の名譽を失墜することなく、更に進んで我が國の威武を世界に發揚せむことを期せらる、豈に慶賀すべきの至りならずや。

不肖等固より此會と相終始する者、自今以後會員諸君と相俱に、益々新業の改良發達を圖り、本日の盛舉を空しくせざらむことを期す。欣喜之餘、謹みて一言を陳べ祝意を表し、併せて將來の發達を祈る。

明治二十八年三月二十一日

奥戸村長 山内兼太郎

第二項 奥戸村農會主催南葛飾郡農產物品評會褒賞授與式

一 岩田南葛飾郡長の告辭

吾邦百穀の事業は氣運の發達に伴ひ進歩を來せしも、獨り建國の基なる農事の改良に至ては、依然舊套を脱せざるもい難しとせず。

於是乎奥戸村農會主催となり、郡内各町村の聯合を以て、明治二十九年四月一日より三日間、南葛飾郡農產物品評會を開設し、宇田川安右衛門、中野藤助、島田彌左衛門、山内兼太郎の四氏に審査委員を、石山東京府農事巡回教師に審査官を請託し、爰に審査の結了を告ぐ、而して品質優良のものに對して褒賞授與の典を擧げらる。士景亦來りて此席に參列するは、最も忻喜に堪へざる所なり。

本會の主催者たる奥戸村農會は、明治二十八年二月の創始に係り、明治二十八年十一月東京府訓令第七十四號農會設置準則の發布あるに方り、更に其規則を改め、本年三月十七日、府知事の認可を得て著々歩武を進め、農事の實際に裨益を興へんとするものなり。

本會陳列の農産物二百八點は、出品の區域に比し其數多しと謂ふを得ざるも、品評の結果延て直接に、間接に當業者に裨益を興ふる鮮少に非ざるを信ず。

今や帝國の前途は尙ほ遑遠なり、自今益々進んで農事の改善を圖り、斯業の旺盛を誓ひ、國力を充實ならしむるの鴻業を敢むるに至らんことを望む。

明治二十九年四月三日

南葛飾郡長從七位 岩田士景

第三項 奥戸村農會第一回苗代及稻作立毛品評會

一 關根村農會長の式辭

我が奥戸村農會は、其施設に係る、第一回苗代及稻作立毛品評會審査既に終了を告げ、本日を下し爰に褒賞授與の式を擧ぐるに方り、我が南葛飾郡農會長閣下及び來賓諸賢の賁臨を忝うしたるは、洵に本會の光榮にして深く感謝する所なり。

抑、稻作は、農作物中主要の作物にして、之が改良を圖るの上に於て、適切の奨励法を設くるは、最も緊要の事に屬す。而して之れが適切の奨励方法としては、立毛品評會を開催し、其精粗優劣を審査判別し、而して其優良なる者を褒賞するに若くは莫し、世間多く行はれつゝある所の品評會なる者は、其生産品を一場に蒐集し、以て其精粗優劣を比較審判し、其長を採り其短を補ふ趣旨なれども、今や其效少なくして殆ど弊害に堪へざらむとす。今試みに其一例を擧げむに、出品數量を玄米一升と定め、如何に規約を設け督勵を加ふと雖ども、其出品者は孰れも皆一粒選

を爲して、之を出品するを常とせり、是れ優等賞を得むことを欲するが故なり、是れ人情なり。殊に甚しきは、他人の生産したる優良品を、自己の生産品として出品する者あるに至る、是れ果して斯業奨励の法に適ふ者と謂ふべしや。之に反し立毛品評會に在りては、品種の優劣、肥培の良否、收穫の多寡等、悉く實地實物に就き、之を審査判別する者なるが故に、其出品物は、始めより出品者の選に委せず、隨て出品者は殊更に出品物として、作爲すること不可能なり、況や他人の生産品を出品するが如きは、絶對不能なるに於てをや。是を以て立毛品評會は、今日に在りては奨励の實を擧ぐるに最善の良法たるべきを信ず。是れ本村農會は茲に見るありて此の方法を採りたる所以なり。

本年は蔬菜の立毛品評會も開催すべき豫定なりしが、奈何せむ、天候不順、初夏暴風雨驟り作物の被害多大なりしを以て、遂に之を中止するの已むを得ざるに至りしは、頗る遺憾とする所なり。

回顧すれば今を距ること十有五年前、即ち明治二十九年四月、本村農會主催と爲り、南葛飾郡農産物品評會を本村に開催したることありき。爾來引續き之を實施したるには、大に其効果を收め得たるべきに、惜哉、其後今日に至る迄、之れが開催を見ざりしは遺憾至極と謂ふべし。自今以後、本年に鑑み、毎歲之を施設し、以て其實效を擧げむことを期す。

惟ふに、時勢の進歩は、斯業の改良發展を促すこと急なり。希くは會員諸君、協同一致、奮勵努力以て斯業に貢獻せられむことを。爰に一言を敘し、以て式辭と爲す。

明治四十四年十一月四日

奥戸村農會長 關根保太郎

二 鎌形審査長の審査報告

奥戸村農會開催、苗代品評會、及び稻作立毛品評會、審査終了を告げたるを以て、爰に本日を下し、褒賞授與式を舉行せらるるに當り、本職は左の出品々目に就き、其概要を報告す。

抑、今回の出品は、苗代稻作相共に、各區委員、豫め其優等なる者を選抜し、審査員の審査を経て、優等中更に優劣を定めて、

其等級を付したり。

本職、審査員と共に、之を審査したるの結果、苗代に在りては、一等三點、二等八點、三等二十四點。稲作に在りては一等三點、二等二十三點、三等三十六點、四等五十點、通計百四十七點を選抜擬賞せり。今出品に就て品評せむに、苗代に在りては短冊形の整地普く行はれ、病虫害の豫防、及び驅除の效、大に觀るべき者あり。他なし、當業者の注意、周到なるに因る、然れども其位置、家屋、若くは樹木に接近せるが爲めに生苗の軟弱なる者あり。宜しく噴霧の地を利用し、村内各區、共同經營の方策に依るべし。其他播種の厚きに失し、或は望素肥料の多きが爲に、病害に罹り、馬鹿苗を生ずるの類、亦甚だ夥からず宜しく苗代田、一坪の種子量を五合以下とし、之を薄播と爲すべし。又種子の採收、及び貯藏に注意し、鹽水選を行ひ、揚毒と爲し、以て馬鹿苗の絶滅を期すべく、過燐酸石灰、及び草木灰等燐酸性及び加里質を加用すべし。尙ほ種子の鹽水選等、獎勵事項を行はざりし爲に、選抜に漏れたる者少からざりしは、特に遺憾と爲す所なり。稲作立毛に在ては、其發育良好にして、殆むど其優劣を判すること能はざる者夥からず、是れ肥培の宜しきを得たるも、亦其一原因を爲し、風雨氣候、亦其二原因を爲さん。然れども耕作者の熱中至誠、能く意を稲田に用ふるにあらざれば、何爲ぞ此に至るを得む。今若し根本的に改良を圖らむと欲せば、則ち三要件を實行するにあるのみ。其一是、共同採種を行ひ、共同苗代と相俟ちて、其種の普及及び統一を圖るに在り。其二是、正條植、苗及び肥料を改良するに在り。其三是、深耕易耨と、二毛作を行ひ、土質の改良に努むるに在り。若し夫れ病虫害の如きは、今年幸ひにして發生すること少かりしも今後亦必ずしも然るや否やを期すべからず。豫防の方、驅除の策に就ては、仔細に用心すべきなり。

爰に審査の概要を報告し、併せて將來の希望を陳べ、處て褒賞の授與を申請す。

明治四十四年十一月四日

審査長南葛飾郡農會技手 鎌形初太郎

三 鷺見南葛飾郡農會長の告辭

本郡奥戸村農會、爰に苗代品評會、及び稲作立毛品評會を開き、審査終りを告げ、乃ち本日を下し、以て褒賞授與式を行ふ。

惟ふに本村は、郡内主要の稻作地たり、故に稻作の良否は、常に本村の盛衰に影響するのみならず、本郡の振と不振とに影響す。近來に至るに逾び、蔬菜の作、發達顯著なるに反し、稻作地動もすれば輒ち將に退歩せむとす。

今や本農會は、苗代及び稲作立毛に就き、之が品評を爲し、以て稻作の獎勵を圖れり、洵に壯舉と謂ふべきなり。望らくは會員諸君、滋々勵精努力し、以て斯業の發達を期せられむことを、一言以て諸君に告ぐ。

明治四十四年十一月四日

南葛飾郡農會長從七位勲六等 鷺見金三郎

四 山内副會長の祝辭

我が奥戸村農會は、爰に本日を下し、苗代、及び稲作立毛品評會を開き、以て褒賞授與の式を擧げらる。不肖副會長たるを以て其班末に列するの光榮を得たるは洵に欣喜に堪へざるなり。

惟ふに我が邦の農業は、前途尙ほ遼遠にして、頗る進歩發展の餘地を存せり。苟も斯業に従事するもの、勇往邁進、以て之が改良を圖り、産額を増殖し、製品を純佳にせざるべからず。之が改良を圖り、力を斯業に致さむか、産額の増殖、製品の純佳を得て而して期すべきなり。若し夫れ當業者にして、其舊慣を墨守し、改良を圖ることなからむか、夫れ何を以て之を發展するを得むや。

本農會は此に見るあり、乃ち此會を開き、以て之が機關と爲り、苗代、及び稲作立毛を品評し、其優劣を審査し、其精粗を判別して之が改良を圖り、斯業をして發展せしめむと欲す、是れ當業者の幸福なり。止に當業者の幸福のみならず、即ち我國の幸福なり。嗚呼、此會や、實地を比し、實物を較し、優劣精粗を審査判別す。所謂斯業の機關たり。前途遼遠なりと雖ども、而も既に此機關あり、當業者にして範を此に取らば、則ち舊慣、何ぞ必ずしも之を墨守せむや。夫れ斯くの如くにして而して後に産額の増殖と、製品の純佳と得て而して論すべし。世の徒らに舊慣を墨守し、之れが改良を圖らざるが如きは、其田に灌漑するなく、天を仰いで雲霓を望み、其苗の穡るゝを悲むと一般、人誰か其愚を笑はざる者あらむや。是れ不肖平素當業者に

向ひて、新業の爲に、深く省察を請はむと欲する所以なり。

本日此盛典に與れるは、自ら以て光榮と爲す。乃ち欣喜之餘、聊か爰に鄙見を陳べ、謹みて祝辭と爲す。

明治四十四年十一月四日

奥戸村農會副會長 山内兼太郎

第四項 第二回苗代及稻作立毛品評會

一 熊谷南葛飾郡長の式辭

本郡奥戸村農會開催、第二回苗代、及び稻作立毛品評會の審査終了を告ぐるを以て、爰に褒賞授與式を擧ぐるは、本官の満足する所なり。

惟ふに本村内、水田豊富にして、本郡中一大産米地たるを失はず、是を以て本村爲政者は、夙に之が改良進歩を圖らむと欲し

當業者も亦其指導誘掖の下に活躍して、漸次良好の聲價を得つ、あるは、國家の爲に、洵に慶賀に堪へざる所なり。

由來農耕の事たる、實實なる進歩を尊む者にして、敢て輕舉を希はずと雖ども、亦社會の發展に隨ひ、新業に於ける學術を應用し、實地の經驗と相俟つて、一大奮勵を望まざるを得ざる者あり、各々努力して自家の收益の増多を圖ると同時に、國家の富源に貢獻せむことを期せよ。是を式辭と爲す。

大正二年一月二十六日

東京府南葛飾郡長 熊谷巖

二 出品人總代の答辭

奥戸村農會、第二回苗代、及び稻作立毛品評會審査終了を告げ褒賞授與式を擧げらるゝに當り、郡長閣下、親しく臨場し褒賞を授與せられ、加ふに高論を賜はる、不肖等の光榮、何者か之に加へむ。不肖等益々勵精、力を新業の改善に盡くし、以て本

日の光榮に答へむことを誓ふ。一言以て答辭と爲す。

大正二年一月二十六日

出品人總代 田邊耕一

第五項 第三回苗代及稻作立毛品評會

一 同品評會の記事

本農會開催第三回苗代及稻作立毛品評會は、大正二年五月二十二日を以て、苗代の審査品評を行ひ、是歲九月二十二日、同二十三日の兩日を以て、稻作立毛の審査品評を行ひたり。

出品は實行委員に於て、豫め選抜したる者にして、苗代に在りては百三十三點、稻作に在りては百三十點あり、審査の結果、苗代百點、稻作五十六點優良品に合格し、合格品中亦品等ありて、夫々等級を附し、同三年二月十五日を以て、褒賞を授與したり。

適し當日本村に開催したる、本村外四箇町村農會聯合農産物品評會の褒賞授與式を兼ねたるを以て、別に式辭、祝辭、及答辭等の事なかりき、因りて爰に其由を記することとせり。(大正三年二月十五日)

第六項 第四回苗代及稻作立毛品評會

一 關根農會長の式辭

本農會第四苗代及び稻作立毛品評會、審査終了を告げ、爰に本日を下し、褒賞授與式を行ふを得たるは、洵に本職の光榮と爲

す所なり。

回顧すれば、本農會が明治四十四年を以て、第一回苗代及稻作立毛品評會を開きし以來、其開設既に四回に達せり。爾來多少の効果を收めしもの、如しと雖も、其效果たる、果して此の施設の奮したるものなるや否やに至りては、猶ほ疑を存する者なきにしもあらず。今試みに第一回苗代及稻作立毛品評會に於て、審査長の注意せられたる事項、即ち第一共同採種と共同苗代とに就きては如何。第二、正條植と肥料の改良とに就きては如何。第三、深耕易耨と二毛作とに就きては如何。是等事項の實行猶ほ未だ治れからざるものあるは、豈に遺憾の至りならずや。

冀くは自今以後、相共に益々奮勵努力、斯業の爲に盡瘁し、其實績を擧げ大に其効果を收めむことを期す。一言希望を陳べ以て本日之式辭と爲す。

大正四年四月十一日

奥戸村農會長 關根保太郎

二 井野南葛飾郡長の告辭

奥戸村農會開催、第四回苗代品評會、及第四回稻作立毛品評會審査終了を告げ、本日な以て褒賞授與式を擧ぐるは、本官の深く欣ぶ所なり。

抑、米は本郡農産の首位を占め、平年に於ける産額八九萬石、價額百貳拾萬圓以上にして、農産總額貳百餘萬圓の過半に達す以て米作の振否が、本郡農業の盛衰に關係することの多大なるを知るべし。然りに近年蔬菜作の發達著しきに反し、米作は却て退歩を免れざらむとす。

是時に當て、本村農會が、全村の苗代、及稻作立毛品評會を開催し、回を重ねること並に四回に達し、之れが實績の顯著なるは、他に類例を見ざる所なり。斯の如きは畢竟本村當局者の指導誘掖と、當業者諸君の奮勵努力とに由る結果にして、而も機宜に適したる舉と謂ふべし。

希はくは當業者諸君、益々研鑽勵精して、以て斯業の改良に資せられむことを、是を告辭と爲す。

大正四年四月十一日

南葛飾郡長從七位 井野次郎

第七項 第五回苗代及第一回蔬菜立毛品評會

一 關根本村農會長の式辭

本日、本村農會第五回苗代品評會、及第一回蔬菜立毛品評會、褒賞授與式を舉行するに當り、本郡長、警察署長兩閣下を始め其他來賓諸君の賁臨を忝くしたるは、本會の光榮とし欣喜措く能はざる所なり。

抑、蔬菜立毛品評會は、明治四十四年、苗代及稻作立毛品評會と、相共に開催せむことを期したりしも、暴風雨の爲め被害甚しきを以て延期し、既にして爾後亦種々の支障に遭遇し、歳月を空過し、遂に本年迄之れが實行を見るに至らざりしは、頗る遺憾とする所なり。而して苗代品評會の效果及其實績に就ては、既に所見を開陳したることあるを以て、之を略し、爰には單に蔬菜立毛品評會の事に就てのみ一言せむとす。

願ふに本村畑地の總段別は、百四十五町餘歩にして、水田反別の三分の一に過ぎずと雖も、而も蔬菜作に在りては、一段歩の收入百圓を下らず、今假に之を百圓の收入あるものとして精算するときは、則ち其額十四萬五千圓となるべし、稻作に在りては、一段歩の收穫を二石とし、一石の價格を金拾五圓と爲すも、其額拾參萬八百參拾圓に過ぎず。

是に由りて之を觀れば、則ち蔬菜作の事たる、米作の改良と相共に忽諸に附して可ならむや。是れ蔬菜品評會を開設し以て斯業の改良發達を奨勵する所以なり。然り而して蔬菜作改良のことたる、單に收穫の増加のみを望むべきにあらず。本村の如きは、東京市に接近せるを以て、舊來の蔬菜類のみを栽培するに止めず、進て市民の嗜好に適するものにして、而も遠隔の地に産し、東京市民の容易に得難き、西洋種の蔬菜を栽培して、急需に應ずるの覺悟あるを要す、乃ち種類の選擇と、需用の如何

とを考察し、假令收量少きも、收量多きもの、栽培を努めむことを望むものなり。
 今試みに一段歩に就き、一割を増すものと爲さば一萬四千餘圓の増收となる、豈に僅少と謂ふべしや。
 加之一面其販路に於て、問屋壟斷の弊を除去するに努めむか、其利益亦一層多かるべし。而して此の弊の除去は、宜しく先づ
 各品種を一定して精良なる者を栽培し、共同販賣を爲すに在り、即ち産業組合を設置して他に當るに若かざるべし。是等の事
 は、他日大に諸君と共に講究する所あらむ。
 尙くは和衷協同し、米作の改良と相共に、蔬菜作の改良發達を圖り、以て本會の目的を達せしむるに努められむことを聊か希
 望を述べて式辭と爲す。

大正四年八月二十八日

奥戸村農會長 關根保太郎

二 井野南葛飾郡長の告辭

奥戸村農會開催第五回苗代品評會、及第一回蔬菜立毛品評會審査終了を告げ、茲に本日を下し、褒賞授與の式典を擧ぐるは、
 本官の深く光榮とする所なり。
 惟ふに農業の進歩は、社會の發展に伴ふものにして、其盛衰は實に國運の隆替開明の進度に關す、蓋し知識の進歩及び快樂の
 進化は益々農藝の精華を發揚し、高尚なる社會の嗜好に適應せしむるに至るものなり。されば斯業に従事するものは、須らく
 世情に鑑み、品質と風土との關係を明にして、之が栽培の方法を研究し、其生産額を増加し、品質を改良する事に注意せざる
 可らず。
 希くは當業者諸子、實驗の成果と日新の學理とを調和應用し、益々研鑽努力以て、斯界の爲に貢獻せられむことを、聊か所感
 を述べて告辭となす。

大正四年八月二十八日

南葛飾郡長從七位 井野次郎

追加 第五回稻作立毛品評會

一 井野南葛飾郡長の告辭

奥戸村農會第五回稻作立毛品評會審査終了を告げ、本日をして褒賞授與の式を擧ぐるは本官の深く欣幸とする所なり。
 惟ふに本村は農事改良の爲め各種品評會を開設し、益々進歩改善せらるるは、優に他の模範とするを失はず、殊に今次の開催
 は、最も悦ぶべき稻作品評にして、農業上其首位を占め、而して其成績の顯著なるは、畢竟本村理事者並に當業者の俱に與に
 提携盡瘁せられたる結果と深く信する所なり。之れ洵に慶賀に堪へざる所なり。
 由來稻作に就きては、語に表はし、實に示し來りたるも、尙ほ悠々たるの憾みなきにあらず、之れが改良の途、固より多端な
 りと雖も、耕種の實地に學理の適應を計り、一大奮勵、以て改良進展を計らざる可からず。
 希くは當業者諸子、益々研鑽努力、自家收益の増多を圖ると、同時に國家の富源に貢獻せられんことを、之れを以て告辭とな
 す

大正五年三月二十一日

南葛飾郡長從七位 井野次郎

第八項 奥戸村農會外四箇町村農會聯合第二回農産物品評會

一 關根同聯合品評會長の式辭

奥戸村外四箇町村農會聯合第二回農産物品評會は、本月十三日開場し、本日をして、褒賞授與式を舉行するに當り、東京府農
 會々長、及び其他來賓の臨場を辱ふしたるは、本會の光榮何ものか之に若かむ。
 抑、殖産興業は、富國の要素にて、斯業の改良發達を圖るは、目下の急務に屬す。而して之が改良發達を圖るの方法多々ある

べしと雖も、共進會品評會等の加き者を開催し、當業者の製作品を一場に蒐集し、其精粗を比較し、其優劣を甄別し、長を採り短を補ひ、以て當業者の參考に供し、各自の奮起心を促すこと、目下の程度に在りては最良の方法たるべきを信するなり。當聯合町村農會、茲に見るあり、上級農會の指導に依り、既に其第一回を金町村に開き、茲に其第二回を當奥戸村に開設したりと雖も、事尚ほ創始に屬し、規模亦從て狭小、或は所期の目的を達すること能はざらむことを惧る、然りと雖も不届不届回を累れ、當業者諸氏と協同一致、奮勵努力、以て斯業の發達を謀り、大成を將來に期せむとす。聊か蕪辭を述べて式辭とす。

大正三年二月十五日

奥戸村外四箇町村農會聯合第二回農産物品評會長

關根保太郎

二 佐々木審査長の審査報告

一、穀類

米は穀類出品中、大多數を占め、優良のものなきにあらざるも、一般に粗悪なり。之れ耕種肥培の方法、宜からざるを證するものなるが故に、當業者は其缺點を速に改め、品質收量兩全のものを得るに努むべし。缺點中最も注意すべき事項は
 (一) 出品米の品種、一百種以上を算するは甚しき雜駁と言はざるべからず。今後收量多く品質亦餘りに劣等ならざる品種を本位として撰擇し、漸次品種の統一を計るを要す。
 (二) 人糞尿の如き、窒素質肥料を多く用ふる時は、單に稻の草出來を良くするに止り、米質の善良、收穫の多きを望む能はざるが故に、稻作肥料には、人糞尿の如き窒素質肥料の外、必ず有機酸及び加里質肥料の適量を配合して用ひざるべからず。
 (三) 病虫害の豫防驅除を等閑に附する時は、常に收量少きのみならず、米質亦劣等なるが故に、之が豫防驅除を怠るべからず。
 (四) 乾燥調製、不完全なる時は、米質不良精白の際、及び貯藏の場合、損失多きのみならず、支米として賣買價格の低下を來し、不利益大なるを以て、乾燥調製を十分ならしむべし。

二、蔬菜類

出品物中多きを占むるものは葱、龜戸大根、漬菜等なり。
 (一) 葱は優品多しと雖ども、晚近府下に於ける、葱作の進歩著しきものあるが故に、益々撰種及び栽培の上に、改良を加へ、今日の聲價を維持するに止まらず、一層發揚することに努むべし。
 (二) 龜戸大根は、古來獨特の産地として、名聲を博しつゝありと雖ども、葱と同じく、一層其の栽培に力を盡すべし。
 (三) 京菜は、稍優品を認むと雖ども、北豊島郡尾久村附近の産出品に比すれば遜色あり、一層栽培に技巧を盡すべし。
 (四) 結球白菜は、府下に於ては、二三年前より、栽培を始めたものなるも、稍佳品の産出を見るに至りたるは、前途大に望を屬する所なり。特に南葛飾郡内の土質は到る所、結球白菜の栽培に適せざるなし、故に今後一層種子の撰擇、及び栽培に心をを用ふるあらば、有力なる物産として、市上に紹介することを得るに至るべし。
 之を要するに、穀類及び蔬菜の何れを問はず、品質優良のものも多く收穫し、利益の増大を計るには、須らく農家の眞面目なる、奮勵と努力に待たざるべからず、而して品評會開設の目的も、亦此の點に集注するものなるべきを信するが故に、以上列舉する事項に、精細周到なる注意を拂ふと同時に、之が實行を期するを以て、焦眉の急務となす。

大正三年二月十五日

奥戸村外四箇町村農會聯合第二回農産物品評會審査長

佐々木甚七郎

三 宗像東京府農會長の告辭

南葛飾郡奥戸村外四箇町村農會聯合、第二回農産物品評會、褒賞授與式を舉行するに方り、一言するを得るは、政の最光榮とする所なり。

本會は、先に第一會を開設して、出品物の精粗優劣を比較品評し、斯業改良の資に供し、其發達を企圖したりしに、今又第二

回を開會し、益々其改良發展を期するに至りたるは、時勢の進運に伴ふ、最良の美譽たるを失はず。而して審査長の申告に依るに、出品種類は、穀類、蔬菜、果實にして、總點數六百十六點、其内耕種、肥培の方法宜しきを得て、優良のもの尠ならずと雖とも、尙改良を加ふべき、餘地多きが如し、故に一般當業者は、進て其缺點を改めて、品質收量兩全のものを得るに努むべく、特に今回優等の賞を得たりと雖とも、小成に安むせず、益々最善の方法を盡して、大成を期すべく、賞に入らざるものは、一段の奮勵を以て、次回に於て、好成绩を収むることに努むべし。

果して斯の如くむげ、毎年にして、著しき發展を認むるに至り、小は個人の經濟を利し、大は國家の進運に貢獻すること、鮮少なざるを信ず、諸子夫れ之を勉めよ、即ち之を以て告辭となす。

大正三年二月十五日

東京府農會長正四位勳二等 宗 像 政

四 熊谷南葛飾郡農會長の祝辭

奥戸村外四箇町村農會聯合第二回農産物品評會、褒賞授與の式典を擧ぐるに當り、一言所思を述ぶるは、本職の光榮とする所なり。

抑、今次の開催は、其の聯合の第二回に屬し、前回より出品點數多く、良品亦乏しからざるは、畢竟するに、町村當局者の熱誠と、出品人諸君の精勵とに因る事と信じて、疑はざる所なり。當業者諸子、近く大正博覽會の開設あり、國參共進會の開催あり、斯業の前途、諸子の奮勵努力に待つこと、頗る多し。

希くは一層精勵せられ、斯業の大成を期せられむことを、一言を述べて祝辭とす。

大正三年二月十五日

南葛飾郡農會長從七位 熊 谷 殿

五 出品人總代の答辭

奥戸村外四箇町村農會聯合農産物品評會は、本日な以て、褒賞授與の盛典を擧げられ、東京府農會長を始め、其他諸賢の臨場を辱す、生等の光榮何ものか之に加へむ。

願ふに生等農業に従事すること、茲に年あり、晨には星を戴きて耕し、夕には月を踏んで耘きり、夜々として勤むと雖とも、而も動もすれば、舊慣を墨守し、固陋に流るゝの虞あり、然るに當局有司の鞭撻は、共進會となり、品評會となり、常に生等をして惰眠を貪るの暇なからしめ且賜ふに懇篤なる教諭を以てせらる。生等驚なりと雖ども、謹て其高諭を體し、日夕奮勵以て、生等の本分を盡し、併せて高教の萬一に酬むことを期す。聊か蕪辭を述べて答辭とす。

大正三年二月十五日

出品者總代 杉 浦 力 藏

第二節 小學校開校式に關する報告祝辭並答辭

第一項 奥戸高等小學校開校式

一、關根村長の報告

本校新築工を竣へ、本日な以て落成式、及開校式を兼行ふに當り、東京府知事閣下、及び郡長閣下を始め、貴賓の臨場を忝くせるは、洵に本村の光榮にして、本校の面目、何ぞ之に加へむ。不肖保太郎村長の職に承乏せるの故を以て、爰に本校の沿革と、新築企圖の經過、工事の設計、及び經營の概要を報告し、以て諸君の清聽を煩はさむとす。

抑、本村は村制實施の當初、舊と七箇村、一部落の合併に成り、學校は、鼎、徳修、及徳修分校の三小學の設けありて、共に新村の村立小學校と爲るも、而も其經濟は、皆舊慣に仍り、不均率を以て、其關係の各大守之を負擔し來れり。

是を以て管理上、不便甚だ夥からざるのみならず、教育上及經濟上、更に一層の不利益を感じり。特に徳修校の如きは、明治三十一年九月、暴風の爲め倒潰し、且つ其假校舍は、翌三十二年十一月、復た祝融の災に罹り、更に寺院を假校舍に充て、以て僅かに授業を爲すの己むことを得ざるに至りたるを以て、汎く就學の兒童を收容すること能はず。當時の村長山内兼太郎君は、諸先輩と共に之を憂ひ、是を好機として三校を合して、一校と爲さむことを企圖せられたるも、而も其機猶ほ熟するに至らずして辭職せらる。是歲八月、關根柳介君、再び推されて村長の職に就き、之が實行に努むる所ありしも、在職日淺くして其效果を見るに至らず。翌三十三年九月、故山内百之助君、代りて村長と爲り、其身虛弱多病に拘はらず、熱中至誠、以て遂に村會をして曩に關根柳介君、及山内兼太郎君其他先輩諸君の企畫せる、三校を合併し、以て一大校舍を新築し、下小松は遠隔せるを以て、尋常二學年迄の兒童を收容する分校を置くこととし、且つ教育費の負擔率をも均一にするの議決を爲さしむるに至れり。是れ實に明治三十四年三月なりき。是歲八月、本村々會は金壹千餘圓を村税として賦課徴收し、金五千餘圓は村債を起し以て校舍新築の費途に充つるの議決を爲したり。而も敷地埋立の土砂に窮し、之が執行に躊躇する間、君の病漸く重きを加へ之に堪へずして、昨三十五年二月遂に退職せらる。

是歲四月、不肖乏きを村長に承け、先づ説くに校舍新築の一日遅れば一日の損あるを以てし、遂に村會の議決を具し、起債の事を當路に稟申し、十二月、始めて其認可を得て之を實行するに至れり。又其敷地埋立に要すべき土砂は、宮川郡長の盡力に依り、中川淺深土砂の無代拂下を得て、以て土工に着手したるは、實に是歲十一月なりき。

而るに其當初に於ける、新築校舍の設計は、尋常小學校舎に屬せしも、寧ろ此際其設計を變更し、以て尋常高等併置の小學校舎と爲すの勝れるに若かずと爲し、諸れを有志に謀り、其同情を得たるを以て、之を村會の議に附し其協賛を得、而して尋常小學校舎を、尋常高等小學校舎に變更したるが爲めに増加したる校舍新築費の、參千四百有餘圓は、有志諸君より擧げて寄附せられたるを以て、今日此の新築校舍の落成を見るに至りたるは、本職の深く有志諸君に感謝する所なり。

若し夫れ本校敷地の坪数は、八百五十七坪にして、校舍の總建坪は、二百三十坪三合なり、而して其經費の總額は、金九千九拾四拾錢參厘にして、其土工に關する者、金五百參拾圓、校舍の建築に關する者、金七千四百貳拾七圓八厘、井戸、門塙、校庭の樹木等に屬する者、金參百八拾四圓六拾七錢五厘、器具器備に屬する者、金貳百七拾九圓七拾五錢、賠償及雜費に屬する者、金四百六拾八圓六拾七錢なりき。而して其收入總額は、金九千四百四拾參圓七拾七錢五厘にして、其内村費と爲して、賦課徴收せし者、金壹千五圓八拾錢八厘、年賦借入を爲したる者、金四千九百九拾四圓九拾九錢貳厘、有志の寄附に係る者、金參千四百四拾參圓七拾七錢五厘、收支差引殘額金參百五拾參圓六拾錢貳厘は、開校式の雜費に充つることとし、其餘る者は、他日將に財源を求め、其金額を合し、以て教授用器具の費途に充てむとする者なり。

蓋し此校舍は、輪奐の美なしと雖ども、而も其結構堅牢に、建坪多からずと雖ども、而も猶ほ使用に便あり。是れ其設計は、王供東京府技師、小見東京府技師の考案に係り、而して新築委員諸君の監督、周到精密の致す所にして、其の此に至れる者、亦偶然にあらざるなり。

願ふに本校新築の事、本村々會の議に登りし以來、五開年の久きに亘り、村長の更迭既に四回に迫り、此間種々の障礙あり、又苦情なきにあらざりき。而るに其難を排し其艱を斥け、今日あるに至りたる者は主として明治三十三年、小學校令の改正、及當路の獎勵、懇切の致す所によるべしと雖も、而も村内有志諸君の熱望と、吉田助役、村會議員、各位の盡力あるにあらずむは、焉ぞ能く茲に至るを得むや。

冀くは自今以後、本校をして、本郡各校に冠絶する、好成績を顯はすを得ざるとするも、猶ほ他の各校の後へに落つるの憾みながらむことを。

明治三十六年五月二日

南葛飾郡奥戸村長

關根保太郎

二 千家東京府知事の告辭

南葛飾郡奥戸村奥戸尋常高等小學校々舎新に成り、本日其開校の式を擧ぐ、本村の福慶何物か之に加へむ。

今や府下普通教育の實況は、日一日より熾に、或は就學の奮勵に、或は校舍の擴張に、孜々として皆其普及上進を圖らざるな

し。是れ洵に本官の欣喜措く能はざる所なり。本村亦時運の進歩に伴ひ、其改善の已むべからざるを感じ、幾多の困難を排して、能く教育の大計を定め、從來設置し來りし、鼎、徳修兩尋常小學校を併せ、特に高等小學校の教科を併置し、茲に本村教育の施設を大成す。本村の教育事業に於ける、亦勉めたりと謂ふべし。

庶幾くは當事者、及有志諸氏は、益々兒童の就學を奨励し、教員諸氏は、奮ひて兒童の訓育に任じ、協力一致、内外相待ち相扶け、以て本村教育上、有終の進歩を見むことを。式に臨みて一言を述べて告辭となす。

明治三十六年五月二日

東京府知事正三位勳三等男爵 千家 尊 福

三 宮川郡長の祝辭

此社會は生存競争の社會にして、而して優れる者は必ず勝ち、劣れる者は必ず敗る。此優れる者、劣れる者と云ふは、畢竟教育の結果を示すに過ぎず。彼の英吉利の宇内に雄飛し、獨逸の亞細亞に跋扈し、露西亞の五州を睥睨するもの、國民の教育之が素を爲すにあらすや。彼の支那の列強に侮られ、朝鮮の各國に辱しめらるるもの、亦國民の教育、之か因を爲すにあらすや。此故に、各國、教育の普及上進を競ふて、日亦足らざるが如し。

我政府、屢々制度を改め、教育の振興を圖ると雖も、奈何せん、其日尙ほ淺きを以て、其旨趣、未だ普く國民に貫徹せざるものあるが如し。甚しきは、名を民費多端に藉り、妄に教育費を減殺し、規模を縮小にし、以て設備を弛廢し、完全なる義務教育を修めしむる能はざらしむるに至るもの無しとせず、嘆ぜざる可けんや。

夫れ義務教育なるものは、國民の生活に鑑み、其の最下の標準を示したるに過ぎざれば、之を以て満足す可きにあらざるや明なりとす。然るに動もすれば、之をしも忽に附せんとするものあり、斯の如くんば何れの日か、國民教育の度を高め、超然一國の品位を保ち、卓然列強の間に屹立するを得ん。内外人雜居の今日に於て、若し我が國民にして、教育の素養なからん乎、到底列強と對峙すること能はざるなり。

當奥戸村の如きは、夙に能く教育の重んず可きを知り、區々の情弊に馳られず、從來の二尋常小學校を合せ一校となしたるのみならず、進で高等小學を併置し、而して一萬有餘圓の巨資を擲ち、一大校舍を新築し、本日をも以て開校の式を擧ぐ、予來て之を視るに、換氣、採光皆其宜に適し、區劃井然、授業管理に利し、間然すべき點なし。是れ全く關根現村長、及兩山内前村長、學務委員、村會議員、諸氏の盡力其宜を得たるによるべしと雖も、抑々亦本村一般人士の、教育を重する心深きに由るにあらずんば、焉ぞ此に至るを得ん。

思ふに、區々の感情を脱却し、一意公德を重じ、専心公共の事業を奨め、本村の圓滿豊富を圖り、我帝國の富強を期するは、本校教育の目的なるを以て、今日の美舉は、即ち美學なりと雖も、元是れ設備の一部分に過ぎず。其の終局の目的は、完全なる教育を施し、帝國臣民たるに適當せる、人物を養成するに在り。而して此の目的を達せんとするには、數十年後に於ける、理想的社會、理想的人物を描出し、之れに適する人物を養成するにあるを以て、諸事今日を以て律し、現在を以て安んず可きにあらざるなり。

想ふに本村人士の教育に熱心なる、喜んで其の資を投じ、進んで其設備を完整し、本校職員は其の職に忠實にして、能く時勢を達觀し、國家有用の人物を造り出さんことは、予の信じて疑はざるところなり。茲に至りて始めて、眞に本校教育の目的を達せるものにして、今日の美花に、其其果を結びたるものと謂ふべきなり。予の希望も亦實に此の外に出でざるなり。叙して祝規となす。

明治三十六年五月二日

南葛飾郡長正七位 宮川 九 郎

四、奈良林郡會議長の祝辭

夫れ美穀良菜は、美田に其肥を施し、更に耕耘灌漑の勢力を盡さざれば、多大の收穫得て期すべからず。人才の養成も、亦これに異ならず、校舍は子弟の美田なり。教師は子弟の良肥なり。教育の費用は、耕耘灌漑の勢力の如し。苟くも是等の設備供給にして缺くる所あらむか、人才の輩出、豈に望むべしや。

願ふに教育の事たる、其効果は之を一朝一夕に收め難し。所謂功を十年の後に俟つべき者。是を以て一日を念にすれば、一日の優者と爲り、一日を緩にすれば、則ち一日の劣者たること、理の最も晴易き所なり。若し夫れ之れを覺らずして、其設備供給を忽にせば、則ち必ずや近き將來に於て、人後に墮者たらざるを得ざるの結果を生ぜむ。

當奥戸村諸君、夙に茲に見る所あり、曩に尋常高等小學校新築の設計を立て、今や規模宏壯、設備完全なる校舎竣工を告げ、本日を以て開校の式を舉行せらる。不肖亦此の盛典に列するの光榮を擔ひ、欣喜に堪へず。聊蕪辭を陳べて祝意を表す。

明治三十六年五月二日

東京府南葛飾郡會議長 奈良林 淺次郎

五、平澤校長の答辭

奥戸尋常高等小學校、新築の工事、茲に落成を告げ、本日開校の式を舉ぐるに當り、我が東京府知事閣下、竝に朝野諸賢の貴臨を辱うし、且つ懇篤なる祝詞を賜はる本校の光榮、何を以てか之に加へむ。

抑も本村たるや、其始めは七箇村に分れ、各一小學校の設ありしが、其後之を合せて修徳、鼎の二尋常小學校、及び一分校と爲し、爾來歲月を経ること十數年、而して一村に三個の學校あるは、村治上、教育上に種々の不便多かりしと、且時勢の進運に伴ふの必要上とに由り、今又合して一大校舎を設立するに至れり。

願ふに明治二十九年には、洪水の害を被り、爾來連年秋實豐ならず。特に昨年の如きは、收穫殆ど皆無の大凶歉に遭遇し、之が爲に、力非常に減退せり、夫れ然り、然るにも拘はらず、本年此大工事を起す。當局者諸君の苦心、慘憺の狀、實に察するに餘りあり。又以て如何に本村諸君の教育に盡瘁せらる、かを推知すべし。不肖午之介、乏を本校長に承く。講劣者より其器に非すと雖ども、深く本村諸君の熱誠に感激するところあり、矢つて職員と一致協同奮勵努力し、仰て聖旨を奉體し、伏て本村諸君の希望に添はむことを期す。聊か蕪辭を陳べて諸賢の懇篤なる祝詞に答ふ、

明治三十六年五月二日

奥戸尋常高等小學校長 平澤 午之介

第二項 上平井尋常小學校開校式

一 關根村長の式辭

維時大正三年十一月一日、奥戸村上平井尋常小學校、新築成るを告げ、爰に開校の式を舉ぐ、郡長閣下、及び來賓諸賢の臨場を辱うす、本校の光榮何物か之に加へむ。

抑々當上平井に尋常小學校設置の必要を見たるは、荒川改修工事の爲に、町村の廢置分合を來たし、其結果、當上平井の地は舊平井村より分離し、而して本村に編入せられたるものなるか故に、上平井在住の兒童、現在の奥戸尋常高等小學校へ、通學上不便を感ずるに至りたるを以てなり。

余熟ら考ふるに、當地に分校を置き、以て尋常四學年迄の兒童を收容し、其五學年以上の兒童をして、奥戸尋常高等小學校に通學せしむるを、最も得策にして、即ち通學上、多少の不便ありと爲すも、經濟上に於て大に利益あると、比較的完全に近き本校に就學せしむるの優れるに若かざると、且つ其最も必要を感じたるは、思想統一上の點に在り。蓋し思想の統一如何は、村治上に大關係を有するは論なし、若し不幸にして思想統一せず、即ち本村各大字の意志統通を缺き、彼我牆壁を設け、一致融和せざるが如きことあらば、其弊害實に測り知るべからざるを以てなり。而して舊村協議會の意向も、亦之に外ならざりしを以て、特に委員を設け、親しく協議を遂げたるも、事遂に成らず、結局小學校、尋常六學年に至る者を設置し、兒童通學の便を得て、就學の普及を圖らむとするの希望に従ひ、本年六月、村會を開き、金三千圓の追加豫算を議決し、常路の許可を得て、爰に校地を選定し、工事に着手するに至れり。而して此建築は一切鈴木善太郎氏の請負に係り、其間僅かに二箇月に過ぎざりしも、豫定の九月一日を以て、開校を見るに至れり。

今其工費の概要を陳べむに、建築費在來校舎の移轉修繕費は金二千三百圓、整地及家屋移轉賠償費に、金七百圓、其他塀、垣、井戸等の雜費に屬する費用は、金五百有餘圓合計總額金三千五百餘圓に達し、而して金五百餘圓の不足を告ぐるに至れり。然り而して此建築に就きては、鈴木八左衛門君、専ら其衝に當り、之に加ふるに村會議員、學務委員、其他有志諸君の斡旋與

かりて力ありき。余深く關係諸君に感謝す、又豫算以外の不足金は、上平井有志諸君の寄附に係り、是亦感謝に堪へざる所なり。

今や校舎の新築爰に成り、其設備略完成す。希くば自今以後、益々和衷共同し、本校の爲に盡瘁せられむことを。

終りに臨み、校長及び職員諸君に望む所あり、諸君は本學區内、通學の便を利用し、學校と家庭との連絡を圖り、就學兒童の普及、及び本校設備に至る経歴と事情とを顧慮せられ、銳意職務に勵精し、以て内容の充實を圖り、其効果を收め、以て余等當初の希望をして全く杞憂たるに終らしめられんことを、一言以て式辭と爲す。

大正三年十一月一日

南葛飾郡奥戸村長 關根保太郎

二 井野南葛飾郡長の告辭

奥戸村上平井尋常小學校、新築其工を竣り、爰に本日をして、開校の式を舉行せるは、本官の欣幸と爲す所なり。願ふに教育の施設は、町村行政の上に於て、寔に緊切を要する者あり、是れ教育が自治體の發達を促し、町村是の實現を完ふするに於て、至大の關係を有するが爲なり。

我が郡内奥戸村は、今次の町村廢置分合に由りて、大に其地積を擴張し、之と同時に、諸般の施設、亦多端を來せる者あるを以て進みて舊平井村の部分に、更に學校を新設して、民心統一の基礎を固くせる者、眞に敬服に値へる者あり。是れ他なし、本村當事者協力一致能く本村の發達を擁護し、自治制度の眞意義を徹底せむとするの誠意發現せるに外ならざるべきを信す。夫れ斯の如くなれば則ち將來の發達期して而して待つべきなり。

希くば職を本校に奉ずる者、能く村是の指針に統合し、之が開發に盡瘁する所あらむことを、一言を陳べて告辭と爲す。

大正三年十一月一日

東京府南葛飾郡長 井野次郎

三 町山住民總代の謝辭

今や歐洲の全土、浮雲暗澹たり、否全世界、凡そ一二強國を除けば、則ち擧げて戰爭場裡に立てり、而して我が帝國も、亦其渦中に參加せり。

帝國多事の現時に在りて、上平井小學校、本日を卜し、爰に開校の式を擧られ、朝野貴顯紳士の貴臨を辱うす、豈欣喜の至りならずや。苟も大字上平井に居住する者、一言の謝辭なくして可ならむや。

抑、我大字上平井は、舊平井村の一部にして、平井尋常高等小學校の分教場を設置せられたり、然るを河川改修の結果、町村自治區に異動を生じ、大字中平井、下平井は、小松川村と併合し、以て小松川町を成し、大字上平井は奥戸村に屬す。

是時に當りて、我大字上平井住民は、奥戸小學校其位置の遠隔にして、兒童通學の不便なるを慮り、一尋常小學校を設け、將に以て、其希望を充さむとせり。是れ畢竟我等の希望たるに過ぎずして、本村會の容るゝあるや否やは、大に憂懼に堪へざりし所なりき。何ぞ圖らむ本村一致、爰に開校の式を擧げらるゝを見むとは、是れ一に本村長及議員、學務委員、其他有志諸君盡力の資にして、上平井住民の感謝措く能はざる所なり。

然り而して、本校長増田先生は、舊と平井小學校長にして、現在兒童は、皆其薫陶を受けし者、訓導市原先生は、十年の久しき、上平井に在りて、教鞭を執られし者、兒童の幸福、何物か之に加へむ。

本日不肖、式場の席末に列するの光榮を得、大字住民を代表し、謹で貴臨を賜はりし郡長閣下、及び諸君に謝し、併せて本校の隆盛を祈る。

大正三年十一月一日

上平井住民總代 町山 孫右衛門

四 増田同校長の答辭

今や本校新に成り、爰に開校の式を行はる、貴賓各位の貴臨を忝くし、不肖の身を以て、答辭を陳ぶるの光榮を得たるは、洵に感激の至りに勝へず。

今や帝國の局面は、非常の展開を爲せると同時に、百事紛糾複雑を加へ、従ひて兒童に對するの教育も亦自ら單純なるを得ず其の方法の如き須らく最も事宜に適し、而して將來有爲の士たらしめざるべからず、乃ち其の任務の重大なるを知る。寛次不肖、能く其の任務に堪ふるや否や、此を思ひ彼を想へば、洵に汗顔の至りに堪へず。然りと雖も自今以後、幸に大方諸賢の叱咤鞭撻を賜はり、而して不肖等勵精努力、以て其の職を竭し、本日式典を擧げたるの主旨に副はんことを期す。一言以て答辭と爲す。

大正三年十一月一日

上平井尋常小學校長 増田 寛次

第三節 奥戸村青年會發會式に關する式辭祝辭

一 關根同會長の式辭

我が奥戸村青年會、組織新に成り、爰に本日を以て、發會の式を擧ぐ。本部長閣下、警察署長閣下及び來賓諸君の臨場を辱ふしたるは、洵に本會の光榮と爲す所なり。抑、青年會の目的たるや、既に諸れを會則に示せり。即ち身心の鍛練、知識の増進、風紀の改善を圖り、併せて産業の發達を助くるに在ることば、今更に喋々するを俟たざる所なり。願ふに本村には其名稱を異にすれども、従前より各大字毎に、青年の團體なる者ありき。殊に規則を設け、活動せる二三大字の青年團ありしと雖ども、全村に亘りて、之を統一するの機關なかりしを以て、或は浮華輕佻に流れ、或は騙弄誘惑に陥り、不知不識の間に在りて不肖の徒と爲り、終に一生を誤るに至る者、時に之なきを保せず。是を以て此弊を矯正し、以て善良の方面に導くの機關、實に其必要を感ずること久しかりき。

曩に當路者青年會を設置せむことを獎勵せらるあり。於是

御即位大禮の記念と爲し、之が設立を企圖し、創立委員會を開き、其可否を諮りしに、皆異議なくして、之に賛同せられたるを以て、本日此發會の式を見るに至れり。特に本村名譽職員及び創立委員諸君、之が斡旋の勞を執られたるに至りては、深く謝意を表せざるを得ず。然るに本村は平澤奥戸小學校長の盡力に成れる校友會あり。又在郷軍人分會あり、皆青年會と密接の關係を有するを以て、互に相融和して、俱に其の歩調を一にせむと欲す。

然り而して本會の區域たるや、村内を九部に分ち、各部に部長を置きしを以て、九名の部長と七百有餘名の會員とを有せり。本會員にして共同團結、至誠事に當らば、一村の事何事か成らざらむや。予不敏と雖ども、先輩諸君の指導と會員諸君の協力とに依りて、進まば、目的を貫徹すること、敢て難きにあらざるべきを信す。諸れを船に乗るに譬ふ。今や本會は港澳を出帆せり、既に港澳を出帆せし以上は如何なる狂風怒濤に遭遇するも、彼岸に達せずむじ已まざる覺悟を有する者なり。

望むらくは會員諸君宜しく勤儉力行、各其業に従事し、本村の軍人分會及校友會員との親睦を厚くし、農會、兵事義會、衛生組合等の事業を補助し、村内の條例、規約等を嚴守し、苟も公共事業に關しては、率先之に當り何事によらず實踐躬行、互に相倚り相扶け、和衷共同、自治の發達に資し、以て本會の目的を貫徹せしめられんことを、一言以て式辭と爲す。

大正四年八月二十八日

奥戸村青年會長 關根 保太 耶

二 井野南葛飾郡長の告辭

熟ら世界の大勢を觀るに、各國競ひて、精神的に、物質的に、國力の充實を圖り、將に世界に雄飛せむとするの氣勢を示せり。露國に於て三十八年戰役以後、専ら力を地方の發展に致し、毎年四億萬圓の剩餘金は、其中を農業の獎勵、及び地方の開發に費し、農産物の輸出額、實に五億萬圓を算すると云ふが如き、獨逸に於て、人口六千五百萬、國富二千五百億を有し、學術に、實行に、特に青年教育に、及び各種の方面に於て、銳鋒の向ふ所、前に敵なしと云ふが如き、其他各國皆然らざるなし。

今や歐洲の戦局は、漸く持久の状を呈したるも、一たび干戈收まり、砲火熄むの期に至らば、則ち其銳鋒の向ふ所、我が東洋の天地に在るや必せり。我が帝國々民たる者、果して之れに備ふるの實力と、覺悟とを有するや否や。翻て我が帝國の現狀を觀るに、三十八年征露戰役以後、國民の意氣頓に昇り、單に武力に依りて勝ひ得たる戰勝の餘榮を以て直に大國民の能事終れりと爲し、退て國力を充實する所なく、一國を擧げて、事實の本末を誤り、皆浮華柔弱に流れ、凡ての階級に通じて、徒らに自家の利害にのみ没頭し、君國の危機を醸成せむとつゝあり。願ふに國家の中堅たる青年、亦社會の弊風に習ふて、勇氣月々に衰へ、體力年々に減するの狀勢を示すに至りては、識者の憂慮する所なり。夫れ青年は即ち國民の中堅なり、苟くも國民の中堅にして、而して覺醒振起せずむば、則ち邦家將來の運命を奈何せむ。這次の歐洲戰亂に於て、獨逸が能く諸強國を敵とし、以て優勢の地歩を占むるを得たるは、主として青年の自覺、及び其心身の陶冶錬磨の效に職由すと云ふも、敢て過言にあらざるなり。

彼を思ひ此を顧みて、青年會設立の最も今日に必要なを知る、余は奥戸村に於て、理事者及び青年諸氏の熱誠より生じたる青年會を見て、衷心感謝の念と、欣喜の情とを禁する能はざるなり。

抑々地方町村に於て、其中堅たる青年會にして、而して善良の發達を期することを得ば、他の總ての方面も、亦善良の發達を期するを得べし。苟も青年會にして、公共的活動を爲さば、則ち地方町村、凡ての社會的改良事業は、容易に行はるゝを得るや明なり。果して然らば、則ち青年會は、實に社會教育の主腦にして、又實に其機關たり、其勢力の偉大なる、洵に是れ驚く可きなり。勢力の偉大なるは、又其責任の重大なる所以なり。青年會員諸氏、其勢力の偉大なるを觀て、其責任の重大なるを自覺せざる可からず。

願ふに青年會たる社會教育機關の特に有すべき目的、種々これあるべしと雖ども、而も其要は各自住する所の町村、自治體の精神的、及び物質的の發展改良に在り。從て其の町村公民としての教育的素養を積み、産業の進歩發達を企て、規律的生活を行ひ、町村自治に關する公共的活動を行ひ、國力の充實を圖るを以て、其の目的と爲さる可らず。只夫れ青年會の何たるを自覺せず、其責任の何たるを自覺せず、徒に青年會員の一に加はるが如きは斷じて取らざる所なり。

各會員は、眞に其責任を自覺し、能く其職分を盡し、青年會亦其責任を重じ、常に會員の自覺を促し、個人は團體に倚り、團體は個人に頼り、互に進歩發展を企て、獨立自營、自重自信、以て奥戸村の進歩發達に務め、完全の域に至らしめられんことを、切に希望して已まざるなり。

大正四年八月二十八日

南葛飾郡長從七位 井野次郎

三 杉浦村會議員の祝辭

維時大正四年八月二十八日、我が奥戸村青年會は、其發會式を擧げ、全村の有司竝に青年諸子擧て列席せらる、吾人亦席末を汚すの光榮を得たるもの、豈一言の祝辭なくして可ならむや。

今や、慘憺たる妖雲は全歐の天地に充滿し、震天動地の大戰は、殆むと底止する所を知らざらんとする者あり。而して雙蹄たる瑞雲は、極東の天地を抱擁し、撼天動地の歡聲は、島帝國の前途を祝福せむとする者の如し、此の時に當り、我が青年會は呱呱の聲を擧ぐ、蓋し偶然ならざるや明なり。

願ふに我が島帝國の躍進的發展は、實 萬邦をして刮目せしめたりと雖ども、猶動もすれば、歐米の進歩に一籌を輸せむとするの態あり、豈遺憾ならずや。故に國家は將來中堅たるべき、青年の活動を望むや、切なるものあり。是れ誠に青年諸子の一大責任にあらずや、去れば會員諸子は須らく、各其責任のある所を體し、長短相補ひ、荒怠相誡め、眞摯と熱誠とを以て協力し、風俗の改良に、實業の發達に勵精せば、本村の發展は勿論、國家の進運にも貢獻し得べきや疑を容れざるなり。

加ふるに會長と、副會長とは、共に絶好の指導者なり。本會の隆盛や、期して待つべきなり。聊か蕪辭を述べて祝辭に代ふと云爾。

大正四年八月二十八日

奥戸村々會議員總代 杉浦力藏

第四節 奥戸村兵事義會兵員慰勞會に關する式辭祝辭

第一項 臨時奥戸村兵員慰勞會

一 山内兵員慰勞會々長の式辭

我が南葛飾郡奥戸村は、爰に本日を卜し、臨時兵員慰勞の式を擧ぐ、本郡村貴賓の臨場を辱くし、之に加ふに優渥の祝詞を賜ふ、我等本會諸員の光榮、洵に焉れに過ぐるは莫し。
抑、征清の大捷は、我が帝國未曾有の武勳にして諸れを海外諸國の歴史に徴するも蓋し多く其例を見ざるなり、伏して惟みるに

天皇陛下御聖文武、永く東洋の平和を維持せむが爲めに、首として正義に仗り、乃ち間罪の師を興し給ひ、國內民庶、皆敵愾の志を廢し、將相人あり、智勇謀略、策遺算なく、而して我が軍各隊、遠く千里の波濤を越え、秋陽嚴霜の下、雞林を跋渉し、平壤に牙山に、成歡に南山に、天險を破り堅壘を屠り、勁敵を八道以外に驅逐し、朔風を冒し積雪を踏み、風凰九連の諸城、及び秀巖缸瓦の諸處に奮戦激闘し、豊島に黄海に、敵の艦隊を齧粉し、金州城を陥れ、旅順港を落し、懸軍長驅し、以て營口を占據し、陸海相應じて、威海衛の要害を奪ひ、益々南方に進み、澎湖の澎湖の諸島を占領し、酷暑鏖金の候、敢て瘴疫をだも顧みずして、臺灣に上陸し、南北力を戮せ心を一にして、内外勢を合せ、以て帝國の干城と爲り、我軍各隊の向ふ所皆従ふ、陸海の境域、固より異なりと雖ども、而も盡忠報國の志に至りては、豈に異なる所あらむや。爰に諸君の凱旋を見ると同時に其武勳の餘光、我等をして普く榮譽を被らしむ。

是より先き、本會は本郡兵員慰勞會の主旨と、日本赤十字社の主旨とを賛成し、報國恤兵の爲に獻金し、軍事公債の募集に應じ、軍人遺族を慰藉する等後援の實を擧げむことに努めり。

乃ち本村出身の陸海軍隊田島増太郎外十三名の諸君に對し、爰に凱旋歡迎の記念と爲し、謹みて各木杯一個と金圓目錄とを贈呈し、以て感謝の意を表す。

冀くば諸君、本會の主旨を諒し、我等の微志の存する所を察し、子孫をして永く其の武勳を傳へ、本日之光榮を忘るゝなからしめむことを。

明治二十九年一月十九日

奥戸村臨時兵員慰勞會會長 山内兼太郎

二 岩田南葛飾郡長の祝辭

本日、當奥戸村有志諸君は、村内出身兵士諸君の慰勞會を擧げらる。士景此盛會に參列することを得たるは、深く光榮と爲す所なり。

抑、明治二十七八年、征清の軍役は、曠古未曾有の事變にして、我が最も敬愛する所の兵士諸君、外は王師に従ひ内は防備の任に當り、至誠盡忠、克く艱難に耐へ、爰に戰捷の榮を荷ひ、以て凱旋歸郷せらる。

有志諸君は靈きに征清の事あるに當り、早く既に奥戸村臨時兵員慰勞會を組織し、待つに兵士諸君が凱旋歸郷の時を以てし、終に此盛會を行ふに至る。

是れ實に兵士諸君十有餘月の勞苦を慰し、其の盡忠と至誠とを表彰する者と謂ふべし。今や戰役、全く終局を告ぐと雖ども而も國家の前程は、尙ほ悠遠なり。請ふ忠勇なる兵士諸君よ、克く聖旨を奉禮し、益々報效の精神を發揮せられんことを、聊か爰に蕪辭を陳べ、以て祝す。

明治二十九年一月十九日

東京府南葛飾郡長 岩田士景

三 小澤徹兵參事員の祝辭

本村兵員慰勞會諸賢、爰に本日を卜し、村内出身從軍者たる、凱旋兵士諸君の爲に、歡迎の盛儀を擧げらる、不肖も亦村長山内君の佳招を辱うし、席末に列することを得たるは最も光榮と爲る所なり。

抑々我が帝國は、上に叔聖文武の

大元帥陛下を戴き、下に忠勇義烈の臣民ありて、上下協力和衷、建國以來茲に二千五百五十有餘年、未だ嘗て外侮を受けたるが如きことあらざるなり。

明治二十七年六月、清國の盟を渝ゆや、

陛下赫怒し膺懲の師を興し、以て滿清を征討し給ふ。此の時に當り、我が桓々たる武臣は、均しく身を以て國事に委れ、内には要境を扞禦し、外には寇賊を剿伏し、凍天炎日、能く艱苦に堪へ、終始勤勉、宛も一日の如く、遂に彼等清國の頑民をして稽首し以て土を割き和を乞ふに至らしむ。是に於て乎我が帝國の威武は、宇内に光被し、帝國の前途は、將に益々多幸豊福ならむとす。是れ固より

陛下の威烈に因る者と謂ふと雖ども、而も亦以て我が從軍者の純忠精義の偉勳ならずむばあるべからず。而して本會に參列せらるゝ所の兵士諸君は、即ち實に此の至大の名譽を其雙肩に擔はるゝに至る。

不肖庄助幸に諸君の清容に接するの榮を得、豈に一言の燕辭なきを得むや、乃ち謹みて爰に當局諸君の勞苦を謝し、且つ兵士諸君の光榮を賀し、併せて其健康を祈る。

明治二十九年一月十九日

徵兵參事員 小澤 庄助謹白

四 坂部醫師の祝辭

維時明治二十九年一月十九日、我が奥戸村は、凱旋兵士諸君の爲に、慰勞會を村内小學校に開かる。孫二幸に清招を辱くし、此盛會の席末を汚すに至る、何の光榮か焉れに過ぐる者あらむや。

回顧すれば明治二十七年六月、戰雲慘憺として、一度び鷓鴣林八道に起り、尋く清國を膺懲するの師動きしより、上は天皇陛下より、下は億兆の臣民、我が軍の利を希ひ、敢て一日の寧處するなし、開戦以後

陛下親征し給ふあり。其盛徳と威烈とに因り、且つ從軍兵士諸君の忠勇に因り、我が帝國古今の歴史中希有の戰譽を謳歌し、爰に戰勝の局を結び、臺灣の匪徒も盡く剿絶するに至る。是に於てか我が帝國の威武、頓に列國の視線に顯揚し、皇旗の旭光、普く坤輿に燦然たり。嗚呼我が帝國の膨脹、殆ど其極に達したると同時に、從軍兵士諸君の功勞も亦偉大なりと謂ふべし。

願ふに將來我が帝國戦後の天象、兵士諸君の力を待つこと、必ずや一再にして而して止まざるべし。今の時に當りて、宜しく堅忍不撓、晨に星を戴きて出で、以て野に耕耘し、夕に月を踐て歸り、以て家に繩綯し、而して有事に備へざる可らず、所謂柔順なること處女の如く、發すれば剛健なること脱兎の如く、以て驚天動地の潛勢を鼓舞す、是れ或は諸君の本分ならむか、否寧ろ我が帝國々民の本領ならむ。

夫れ平壤を抜き、黄海を壓し、旅順港を領略し、威海衛を席卷したるは、全く茲に在るなり。故に各自郷に在りて、小心翼翼其本業に従事し、日夜砥勵し、以て後進子弟を率ゐ、且つ以て其風雨計、羅針盤たるべし。

希くは父兄たる者、郷黨たる者、更に行政當路の局に在る者、宜しく懇到勸奨し、僥焉として倦むことなくむば、暴驚小牙の銳利も猛獅搏猛の哮吼も、敢て恐怖するに足らず。嗚呼、我が帝國の天職を將來に全くし、渾圓球上に宣揚し、聖壽萬歳を絶叫せむの日、屈指して而して待つべきなり。不肖自ら僭踰を揣らす、聊か燕辭を陳べ、以て祝意を表すと云ふ。

明治二十九年一月十九日

奥戸村醫師 坂部 孫二謹白

五 田島陸軍砲兵軍曹の答辭

東洋の平和一たび破れ、我が帝國 清國と干戈を以て相見ゆるに至るや、俄然國事多端を極む、當局諸君は能く心を國事に盡し亦兵士の苦を想ふこと洵に厚かりき。蓋し盡忠報國の心と、義勇奉公の意とに由らすんばあらず。嗚呼諸君が盡忠義勇は、團結して國民一體の盡忠義勇と爲れり。

我等兵士軍中に在りて、遙に之を聞き、之を思ひ之を懐ふ毎に、感涙幾たびか鐵衣を沾はますむばあらず。大空を妾に代へ喚

嶽怒濤を壽と爲し、御風沐雨、千辛萬苦、不撓不屈の氣を以て、我が國民の義勇を鼓舞し、今尙ほ心底に餘豪あり。此の大舉は清國千古の迷夢を攪破し、遂に我が帝國の版圖を擴張し、我が帝國の威烈をして、此全世界に赫灼たらしめしにあらずや。洵に前古絶無の快舉と謂はざるを得ざるなり。是れ實に我が神聖英武の大元帥陛下威烈の然らしむる所に頼る。陸海軍人は其威烈の宣揚する所に従ひ、今日の盛典に與かるを得たり。洵に過分の光華と謂はざる可けんや。

嗚呼本會の滿場諸君、忠君愛國義勇奉公、以て本郡兵員慰勞會の舉に贊助せられ、今や復た本村兵員慰勞會を舉行せらる。我等兵員唯嚴然として無功に愧ぢ、何を以て此盛會に答ふる可きを知らず。然れども一片の至誠盡忠の膽は、死しても猶ほ消せず以て、

皇恩に報せむことを誓ふ。聊か蕪辭を陳べ謹みて答ふ。

明治二十九年一月十九日

陸軍砲兵軍曹 田島増大郎謹白

第二項 明治三十三年開催兵員慰勞會

一 吉田助役の祝辭

兵丁は國家の干城にして、而して

大元帥陛下の股肱たり、故に其任の重くして且つ大なること、洵に比すべき者なし、是を以て其名譽も、亦自ら重大なり。

本村上野松太郎、福島七太郎、三田芳五郎、石川熊次郎、佐藤兼太郎の五君は、明治二十八年十二月、同二十九年十二月を以て、各、其徴に應じ、入營服役し、以て勳功を樹て、昨三十二年十二月、任滿り除隊歸郷せらる、洵に名譽と謂ふべきなり。南葛飾郡兵事義會奥戸支部は、本日なを以て之を歓迎し、爰に其勞を慰むとす。

願ふに當初、諸君の將に營に入らむとする日、村民老幼、諸君の行を送り、旌旗空を蔽ひ、皆萬歳を稱し、其の聲、天地を動かし、其壯なりしこと、今に至りて猶ほ耳目に在り、是れ諸君入營せるが爲に、一時の分袂を惜むの謂にあらず、蓋し平素養成せし所の士氣を發揚し、勇往邁進、以て國家に盡し、所謂干城にして、而して陛下の股肱たるの任を全うせしめむと欲してなり。

諸君は能く村民の希望を曠しくせず、忠實勵精、軍律を嚴守し、其本分を全ふし、嘗て一回の過失だになく、以て名譽ある兵役義務を果せり。是れ他なし、諸君平素の奉公心を發揮したるに過ぎざるのみ、嗚呼亦壯なりと謂ふべき哉。是れ諸君の名譽なること、固より論なし、而も亦本村の名譽なり。

因りて一片の蕪辭を陳べ、以て諸君の勞を慰すると同時に聊か爰に祝意を表す。

明治三十三年四月十四日

奥戸村長代理助役 吉田伊右衛門

第三項 明治三十六年開催兵員慰勞會

一 關根村長の祝辭

本日、南葛飾郡兵事會本村支部、爰に兵員慰勞會を開くに當り、不肖保太郎乏き支部長に承くるの故を以て、諸君と相會するを得たるは最も光榮と爲す所なり。

抑、兵備は、國家存亡の繫る所、故に兵役を以て國民最大の義務と爲せり。

我が國上古、國民皆兵の制を設けられたる者、其旨深し。中世士庶を別ち、此制行はれざること、殆ど七百年、明治中興に至るに及び、此制舊に復せらる。

然るに國民因襲の久しき、丁男適齡者、或は兵役を免れんと圖り、故らに籍面を繕ひ、其甚しきに至りては、身體を毀傷し、

以て之を免れんとするが如き者なきにしもあらず、豈に憐むべきの至りならずや。然れども是れ獨り丁男通齡者其人のみを責むべきにあらず。他なし、世人兵備の何物たるを解せず、兵役は國民の最大義務たることを知らず、兵役應召者を見ること甚だ冷淡にして、之を敬重せず、隨て其優遇の途、備はらざる者、亦其一因ならずむばあらず。

然り而して明治二十七八年の戦捷以來、兵役は國民最大の義務たるべきと、殊に兵員は國家の干城にして、最も優遇敬重すべき者たることを知り、全國舉りて兵員慰勞會を開き、以て之を優遇敬重し、或は出征軍人家族救護會等を設けて款待至らざる者なきに逾べり。洵に是れ丁男以外、一般國民の義務にして、而して本會を設けられたるもの亦此の意に外ならざるなり。諸君は嘗て適齡に當り其一身を犠牲に供するの覺悟を以て、自ら進みて其徴に應ぜり。而るに國家幸に事なく、爲めに勳功世に顯著なるを得ずと雖ども、而も能く軍紀を守り、能く命令に服し、忠實勤精、本村丁男の先驅と爲り、國民最大の義務を終へ、無事歸郷せられたるは、洵に諸君の名譽にして、亦本村の面目なり。因りて爰に此會を開き、感謝の意を表すると同時に諸君の勞を慰し、併せて其無事を祝す。

望むらくは諸君、平素能く行動を慎み、以て後進者の模範と爲り、一旦緩急あらば、身を以て犠牲に供し、能く其本分を盡されむことを、是を祝辭と爲す。

明治三十六年十一月三日

奥戸村長 關根保太郎

二月村歸郷兵總代の答辭

本村兵事義會は、

天長節の佳辰を卜し、本日を以て我等歸郷兵員の爲に、慰勞の會を開かれ、且つ賜ふに多額の貨幣を以てせらる。加之關根本村支部長其他來賓諸君より、懇篤なる高論を奈うし、我等の光榮何物か之に加へむ。

回顧すれば、我等、去る明治三十二年より、國民の義務として兵役に服せしも、碌々として何の爲す所なく、纔に一兵卒の員に備はるに過ぎざりき。而るに本村有志諸君、國事を思ふの厚き、微勞を慰藉せむ爲に、過分の推獎を以てせらる、實に慚愧

に堪へざるなり。

然れども今や東洋の風雲甚だ穢かならず、一朝

大詔煥發せられ、彈丸雨注の慘劇を現はすやも、亦測り知るべからず。不幸にして其時に際會せば、一身を抛ちて國家に殉じ以て本支部長及び有志諸君の厚意に報へむことを期す。不肖を顧みず謹みて論辭に答ふ。

明治三十六年十一月三日

歸郷兵總代 月村時之助

第四項 明治三十九年開催兵員慰勞會

一 關根兵事義會長の告辭

我が奥戸村兵事義會は、嚮に會員と相謀り建設したる、明治三十七八年征露軍役記念碑、其工成れるを告げ、爰に本日を下し其式を擧げ、併せて本村出身從軍諸士の勞を慰むると同時に、其凱旋祝賀會を開くに當り、朝野貴賈の賁臨を辱くするを得たるは、寔に本會の光榮とする所なり。

之に加ふるに本村有志諸君、率先して賁を捐し、以て建碑及び其他の資を助けられたるに至りては、益々本村の美風を發揮せる者にして、本會の面目之に過ぐる者なきなり。

蓋し征露の役たる、我が國有史以來、未曾有の大厄にして、而して其戦勝は、亦世界列強の驚嘆注視する所、洵に曠古の偉業なり。是れ固より

大元帥陛下の威徳に頼ると雖ども、抑亦從軍兵士諸君、忠勇義烈、身を以て國に許すあるにあらずむば、焉ぞ能く斯の如きに至るを得むや。

願ふに此役や、戦闘凡そ二年に亘り、國國の壯丁軍に従ふ者、幾十萬人、而して本村兵士の此の役に與かる者、實に九十有七人、其中名譽の戦死を遂げたる者三人、戦地に在りて病歿せる者二人、戦功を立て凱歌を奏して而して旋る者九十有二人、是

れ皆忠勇義烈にして、國の爲に身を忘れ、奮戦激闘、能く強敵に當れる者なり。今より其當時を回想すれば、凛然傑然、毛髮森立し、萬感胸臆に塞てり。是時に當りて、諸君は矢石の間に立ち、椰風沐雨、飢に堪へ渴を忍び、幾許の艱難辛苦を嘗めて以て生死の境に出入し、能く爪牙と爲り、能く干城と爲り、而して其重大なる任務を全うせられたるは、洵に軍人の龜鑑にして、又本村の面目なり。吾等村民は、斯の忠勇義烈にして偉功ある諸士に對し、何の辭を以て其名譽を表彰し、感謝の意を致して可なるを知らざるなり。

陛下の威徳に頼り、以て曠古の偉業を樹て、論功行賞の恩に浴し、能く其堵に安むす。恨むらくは戦死病歿せる諸君をして此場に列せしむること能はざるを。

保太郎私に思ふに、我が國、福小なりと雖ども、而も能く東洋の表に屹立し、霸を世界列強と争ふ者、洵に戦勝の餘光の。今後の國民は、益々國力を培養し兵備を修め、以て他日の急要に應ずる覺悟なからざるべからず。古語に曰く、勝てて兜の緒を繋む。是れ真に我が國將來に處する所以の道なり。悍驚終に事なきを得ざるべし。諸君以て如何と爲す。

爰に名譽ある從軍諸士に對し、感謝の意を表すると同時に、所思を陳ぶること爾り。

明治三十九年五月十七日 奥戸村兵事義會長 關根保太郎

二 武市南葛飾郡長の祝辭

緑陰方に濃に、南風漸く薫するの時、奥戸村兵事義會は、爰に明治三十七八年軍役、本村出身の從軍兵士凱旋祝賀會を擧げらる、曷ぞ驕喜の情に堪へむ。

回顧すれば諸君は、出征以來、炎熱を冒し祁寒を凌ぎ、或は激浪怒濤に抗し、幾多の艱苦を排し、萬死の間に馳驅し、陸には鴨綠江に敵の銳鋒を挫き、南山の一戦能く堅壘を抜き、旅順の包圍戦闘壯烈を極め之を陥れ、遼陽に、沙河に、奉天に、敵軍を撃潰し、海には敵の東洋艦隊を破り、又波羅的艦隊を全滅し、海上遂に敵の艦影を絶ち、曠古無前の大捷を收め、以て我が

武威を顯揚し、國光を赫耀たらしめたり。是れ諸君が軍に従ひ、身を以て國に許し、忠勇義烈、奉公の至誠、興りて力あるにあらずむば、焉ぞ能く斯の如きを得むや。

今や平和克復し、諸君は赫々の功績を荷ひ凱旋せらる、其榮譽や洵や欽羨に堪へざるなり。本日親しく英姿に接し、驕喜の情自ら禁する能はず、聊か一言を陳べ祝すと云ふ。

明治三十九年五月十七日

東京府南葛飾郡長從七位 武市啓

二 平澤校長の祝辭

日露戦役に興りたる出征軍人諸君の全部凱旋せられたるを以て、我奥戸村兵事義會は、本日慰勞會を開き其勞を稱ふ、不肖午之介席末に列することを得たるは、洵に光榮とする所なり。

願れば二十七八年戦役局を結ぶや、我隣邦に、一の妖雲現出し、漸々其の膨を増し脹を大にし、千變萬化時に或は晴れんとし晴れず、又或は暴雨降らんとして降らず、斯の如き現象を斷續すること殆ど十年、明治三十七年の新光輝々として六合を照すにも拘はらず、東洋の風雲は益々穩ならず、所謂山雨將に臻らんとし風堂に滿つるの光景を呈し、人心頗る恟々たり。

俄然霹靂一聲、妖雲を劈き、天地を震撼し、宇内の耳目を聳動せり。之れ即ち旅順仁川に於て我艦隊の露艦數隻を撃沈したる快事にして、實に明治三十七年二月八九日の事にして、日露戦役の發端にして、又諸士が憧憬たる任務に就かれし始なりとす。爾來、交戦結んで解けざること殆ど二年、此間我に連戦連捷の榮ありて、一敗の辱なく、日章旗の響ふ所風靡せざるものなし、されば永く強大を以て世界に跋扈せし露西亞の金冠は長くも我が

天皇陛下の御稜威と、忠勇なる軍人によりて穢奪せられ、彼をして孤城落日の衰運に歸せしめたるは、豈快哉の極にあらずや。本日列せらる、所の軍人諸君は威な此の役に興がる、實に男兒たるもの、譽にして、轉た欽羨の情に堪へざるなり。

然りと雖ども諸君の此榮譽を贏ち得たる所以を案ぜんか、實に暗涙を以て述べざるべからざる事實、一にして足らず、或は金湯の大壘、或は裂膚の嚴寒、交々渾身を襲ふとき、敢然として兇敵と對峙し、砲煙は天に漲り、劍電は地に閃めき、彈丸雨注の

間に於て、從容として死生を天に任せ、其眼中一に國家ありて、毫も私情あることなし、所謂君國を泰山の重きに比し、一身を鴻毛の輕きに較したるものにして、辛酸具に嘗め、百難悉く排し、以て其任務を全うす、其壯烈慘愴の狀、遠く想ひ及ばざる所なり。

爾て家族諸君の狀況を察するに、或は産を減じ、又は財を耗し、而して晝は終日營々として業を勵み、以て諸君をして後顧の憂ひなからしめんことを努め、夜は終夜諸君の加護を神佛に祈り、或は過去を想ひ、現在を案じ、將來を慮り、夢現の裡に彷彿し、歎んと欲して寐られず、毎に熱涙を以て枕席を潤すに至る。されば心身共に漸く衰へ、色は褪せ肉は墮ち、其慘狀察するに尙餘りありたり。然りと雖も其の他に對するか見れば、怡々として笑ひを湛へ、嘗て忤々たる憂心を語らず、其心術の高くして且つ尙きこと知るべし。此の親にして此の子あり、此の妻にして此の夫ありと思はず、節を打つて歎賞を洩らし、こと、夫れ幾回なりしや。諸君は敵地に在りて、辛酸艱難を嘗むること、夫れ斯くの如し。家族諸君は家に在りて憂愁苦悶の狀、夫れ此の如し。之に由て是を觀れば、諸君が今日斯る大なる名譽を博するは、寔に故なきに非ざるなり。宜へなるかな、虎穴に入らずんば虎兒を獲すと。

希くば今日得たる此大名譽を無垢の金瓶として、永く子孫に傳へ、鑑を百世に垂れられんことを、國家のため望みて止まざるなり。

本村諸君茲に見るところあり、地を奥戸尋常高等小學校内に卜し、莊嚴なる記念碑を建て、以て諸君の芳名を刻し、之を千載に傳へんとす。豈宜へならずや。

終に臨み諸君に感謝すべきこと二あり、其一に曰く、日露戦役大捷の結果として、國威四海に輝き、遂に皇國をして、世界の一等國の班に列せしめたり。之れ固より

天皇陛下の御威威の致す所なりと雖も、亦以て軍人諸君の功與つて力あり。之れ午之介國民の一員として、深く感謝する所なり。其の二に曰く由來勝ちしものは、人に驕り、功あるものは人に誇る、蓋し人情の常にして、又古今の通弊なり。然るに

諸君は、世界の強大國たる露國を挫き、其の金冠を剝奪して、我に移し、彼をして低頭平身、以て和を乞はしめたる勇士なり。又君命を富嶽よりも重んじ、一身を鴻毛よりも輕んじ、以て皇威を海外に宣揚せしめたる忠臣なり。

然るに歸郷以來の諸君の言動を視るに、默々として語らず、鞠躬如として揚らず、日夕練組を探て耕耘に餘念なし、其狀怡も一介の田夫野人に異らず、未だ嘗て日露戦役の何物たるを知らざるもの、如し、就て戰況を語れば、曰く寧ろ新聞紙に如かず生等碌々として寸效なし、又何をか語らんと。尙推して語れば、僅に寒暑の苦一二を答ふるのみ、曾て旅順奉天等に於て、職名を轟かしたる勇士の言として窺ふべきもの毫もあらざるなり。謙遜の狀夫れ此の如し、寧ろ沈勇を以て稱するを適へりとする。

夫れ沈勇謙遜忠君愛國等は、無形に屬する徳目なるを以て、我等の如き教育に従事する者の、兒童教養上常に難しとする所なり。

今や諸君が先輩となりて躬行實踐以て範を後進者に示す、後日必ず好果を結ぶこと期して待つべきなり。之れ午之介の當校代表者として深く感謝の意を表する所以なり。聊か蕪詞を述べて祝辭とす。

明治三十九年五月十七日

奥戸尋常高等小學校長 平澤 午之介

第五項 大正二年開催兵員慰勞會

一 關根兵事義會長の式辭

本會は、征露戦役以後、我が奥戸村出身歸郷軍人諸君の爲に、爰に日本を卜し、慰勞會を開く、諸君が帝國軍人として徵集せられ、二年若くは三年の間の歳月を兵營に送り、以て軍事の教育を受け、其任務を終へ、而して歸郷せられたる其勤勞、洵に大なりと謂ふべし。

然りと雖ども、生れて而して男子と爲り、微されて而して國家の干城と爲る。凡て男子の本懐以て之れに過ぐる者なげむ。果して然らば、則ち諸君は、男子一世の快事を全うせる者と謂はざるを得むや。

本村は、出で、護國の兵たり、入りて忠良の民たること、諸君の如き者を有す。即ち本村の名譽にして、大に誇るべきと同時に、諸君が不屈不撓の精神を發揮し、夙夜軍務に従事せられたるの勤勞に對し、孰れか滿腔の熱誠を以て、感謝の意を表せざる者あらむや。

因りて、爰に慰勞會を開き、別封の目錄を呈し、以て感謝の意を表す。聊か一言を敘して式辭と爲す。

大正二年四月十三日

奥戸村兵事義會長 關根保太郎

二 平澤校長の祝辭

本日、我が奥戸村兵事義會は、兵員慰勞會を開き、現役を卒りたる諸君を招請して、其勞を稱ふ。諸君の爲に賀すべきこと、知る。

今や櫻花爛漫として、春風正に喧かなり。是時に當りて此の舉あり、或は古歌の「數島の大和心を人とは、旭に匂ふ山櫻かな」を寓せしめたる意か。果して然らば、諸君の爲め一層の光彩を添へたるを祝せざる可らず。

願るに諸君は、曩に重任を擔ひて入營し、克く軍務に服し、各々優良なる成績を擧げ、功を國家に樹て、一面範を後進に垂る。今や任滿ちて郷に歸り、此の盛典を享く、豈に名譽ならずや。然れども諸君、名譽には、必ず義務の伴ふことを忘るべからず。今や東洋波濤なりと雖ども、宇内全局は則ち然らず。或は血雨腥風の襲來、蓋し遠きに非ざるべきを信す。

冀くは諸君、今日の名譽を牢記し、治に居て亂を忘れざる古言を服膺し、常に軍人たるの精神を練磨し、以て有事の時を俟たれむことを。聊か一言を陳べ以て祝詞と爲す。

大正二年四月十三日

奥戸尋常高等小學校長 平澤午之介

第六項 大正三年開催兵員慰勞會

一 關根兵事義會長の式辭

昨大正三年八月二十有三日、大詔頒發せられ、獨逸國に對し、戰を宣し給へり。是時に當り、豫備役兵員にして、本村より臨時召集に應じ、或は現役兵員にして、出征の途に上り、凱旋せられたる諸君、及び其前年除隊歸郷諸君の爲に、爰に慰勞會を開くに當り、井野本郡長閣下、及び來賓諸君の臨場を辱くしたるは、洵に本會の光榮と爲す所なり。

抑、征獨の役たる、獨逸國は曩きに歐洲の戰亂勃發するや、其租借地たる膠州灣に於ても、日夜戰備を修め、其艦隊は存りに東亞の海洋に出沒して、帝國及び與國の通商貿易を妨げ、極東の平和を危殆ならしむる所あるを以て、我が帝國は、獨逸に勸告するに、租借地還付の事を以てす、然るに彼れ應ぜず、是に於て我帝國は日英同盟の誼に依り、獨逸の勢力を驅逐して以て東洋の平和を確立し給はむとの

聖意に出でたることは、大詔の示し給へる所に由り、昭々乎として明かなり、而して之れが陥落は、豫期せる期間よりも速かに、其目的を達し得たるは、我が

天皇陛下の威烈の然らしむる所なりと雖ども、而も陸海軍兵員が、海に陸に、勇戦奮闘するにあらずむば焉ぞ能く茲に至るを得むや。是に由りて之を觀れば、諸君の勳績亦大なりと謂つべし。

願ふに此役、陸海軍共に多大の死傷者を出したるは、洵に痛惜に堪へざる所なり、而して諸君は昨年出征の途に上るに當り、本村在郷軍人分會主催と爲り、送別の筵を開くに際し、皆帝國の爲に身命を抛ち、再び生きて還らすと誓はれたりき、然るに諸君は何の幸ぞ、一の負傷だに無く、各々勳績を荷ひ、無事凱旋せられたるは、洵に諸君の爲に、將た國家の爲に、大に之を祝賀せざるを得ざるなり。

諸君は現役を以て召集せられ、二年又は三年の歲月、兵營に在りて、俱に軍事の教育を受け、忠實能く其任務を全くし、以て歸郷せられたり。其勤勞實に大なりと謂ふべし。然れども生れて男子と爲り、徴れて國家の干城と爲る、男子の本懐、豈に敢て之に過ぐる者ありと謂はむや。

願ふに諸君が在營間、寒風肌を劈くの朝も、炎暑骨を鏢すの夕も、不屈不撓の精神を發揮し、以て千難を排し、萬苦を凌ぎ、夙夜軍務に従事せられたる其勤勞に對し、孰か滿腔の熱誠を以て、感謝の意を表せざる者あらむや。

乃ち爰に凱旋祝賀會を開き、併せ慰勞の宴を設け別封の目録を呈し、聊か感謝の意を表す。宴に供する者、山肴野酒、固より諸君の勞を慰するに足らずと雖ども、希はくは本會の微衷を酌み、十分の歡を罄されむことを、一言以て式辭と爲す。

大正四年四月十一日

奥戸村兵事義會長 關根保太郎

二 井野南葛飾郡長の祝辭

櫻花雷を含み、柳眉黛を舒ぶるの好期に當り、我が奥戸村兵事義會は、爰に青島攻圍軍に加はり、國威を宣揚したる凱旋諸士及び刻苦勉勵具さに軍務に従ひ、現役滿期歸郷せられ、諸士の歡迎慰勞會を舉行せらるゝは、本官の欣幸とする所なり。由來青島の地たる、獨逸の拮据經營、擲りて以て東洋唯一の策源地として、蟠踞せる所、而かも人工に加ふるに天險の利あり、之が攻圍の任に當れる、我軍の苦衷、蓋し想像するに餘りあり。我が勇將猛卒が、積年の實驗と、特別の方略とは、眼中敵なく、鎧袖一觸して、旗を卷き、降を乞ふに至らしむ、亦偉ならずや。是れ固より上

天皇陛下の御稜威に因ると雖ども、亦忠勇なる諸士が具に辛酸を嘗め、君國の爲に勇敢壯烈、身を捨て家を忘れ、砲煙彈雨を冒し、馳驅戰闘せられたる結果に外ならざるなり。

蓋し諸士の此獻身的動作は、既に已に中外の齊しく味賞して措かざる所、又實に我が國特有の精華なり。今や眼前に諸士一堂に會するを得て、慘憺たる勞苦を想ひ、轉々感謝の念に堪へざるなり。

爰に滿腔の敬意を表し、聊か蕪辭を陳べて祝辭と爲す。

大正四年四月十一日

東京府南葛飾郡長從七位 井野次郎

三 平澤校長の祝辭

日獨戰役、未だ終局を告げたりと謂ふ可らず。然りと雖ども、我が帝國の目的は略ぼ達し、聊か小廉を得たり。是に於てか我が奥戸村は、諒闇明の今日を卜し、慰勞會を開き本村出征軍人、及び除隊兵員の勞を備はる、不肖庶末に列することを得たるは、欽幸とする所なり。

惟るるに日獨戰役は、歐洲戰役の波及にして、稱して世界千古未曾有の大戦役と爲す。位置を東洋に有する我が帝國は、正義の爲に蹶起し、一舉して青島を屠り、進で南洋諸島を攻略し、以て東洋の禍根を絶ち、永く平和の基を開きたり。

諸士は此國難に赴き、君國の爲に力を致し、以て如上の功を樹て凱旋す。又除隊の諸君は、在營中、克く軍務に服し、範を内外に示し、茲に任滿ちて郷に歸る、共に是れ寔に軍人の本領を全うしたる者にして、又男兒の榮譽とする所なり。本日の盛典、要旨亦此に存するを知る。

終に臨みて一言す、今や歐洲は、戰亂離なり。今後の局面如何に展開するや、機り知る可らず、護國の任を有する諸君、常に努めて軍術を練磨し、以て有事の時に備へられむことを、是れ所謂治に居て亂を忘れざるの法なり。諸君其れ之を努めよ。

大正四年四月十一日

奥戸尋常高等小學校長 平澤午之介

四 會田歸郷兵總代の答辭

大正の大號も既に三年を歴、諒闇已に明けたり。將に

大元帥陛下、御一代の典盛を擧げさせられむとす。瑞雲競ひて陽春の氣、活潑々地たるの候、本村兵事義會は、爰に本日を下し、不肖等の爲に特に慰勞會を開かれ、本村名譽職員の臨席をも辱くしたるは、洵に欣喜に堪へざるなり。

同願するに、吾軍籍に在ると否とを問はず、凡そ生を神州たる我が帝國に棄けたる者、誰かは報國盡忠の覺悟なからむや。

特に余等軍籍に在る者、彈丸雨飛の場裡、大義身を殺すは、蓋し其本分なり。

而して余等出征し及び軍役に服する者、些の後顧の憂ひなく一意に職を盡すことを得たるは、偏に戰友諸君、及び村治の衝に當らるゝ各位の賜ものなりとし、深く感謝する所なり。

然るに本日又光榮身に餘るの慰勞會を開き、以て余等を慰藉せらるゝ、感喜措く所を知らず。仰ぎ望むらくは自今以降、先輩諸君の豊富なる經驗に由り、余等を善導善化して、以て郷土の良民たらしめられむことを。聊か無辭を陳べて答辭と爲す。

大正四年四月十一日

出征軍人及歸郷兵總代 會田安太郎

第五節 奥戸村々制施行二十五年祝賀會

一 關根同會長の式辭

本日、本村々制行二十五年祝賀會を開き、兼れて本村助役吉田伊右衛門君、書記市川藤三郎君、村會議員前村長山内兼太郎君の在職二十五年、其他村治貢獻者諸君の功勞表彰式を擧ぐるに當り、忝くも熊谷本郡々長閣下、此場に臨まるゝ、洵に本會の光榮にして、不肖等其局に當る者の深く感謝する所なり。

抑、市町村制の施行以來、星霜を歴ること茲に二十五年、烏兔匆々として、殆ど昔日の如き感なし、古へに云ふ、歲月は矢の如しと、古人我を欺かざるなり。

願ふに我邦、此二十五年間に於ける、文華の隆盛は駁々として長足を展べ、將に底止する所あらざらむとす。是時に當りて、本村此二十五年間に於て施行せる所の者如何、殆ど觀るに足るべき者なしと雖ども、而も幸に村治の平和を保ち、教育に、衛生に、將た勲業に、多少改良發達の形迹なきにあらず、是れ畢竟先輩諸君の意を村治に致せる賜ものとして、深く感謝の意を表する所なり。

特に本日表彰する所の二十五年勤續者、吉田、市川、山内等諸君の功勞興りて力ある者と謂はざるべからず。乃ち本村有志諸君と相謀り、爰に町村制施行二十五年祝賀會を開き、是等諸君の功勞表彰式を舉行する所以なり。

蓋し功勞者表彰の事、固より功勞者其人を表彰するに在れども、亦開催者の意、先輩の志を繼ぎ且つ其事を述べ、益々本村の平和及び發達を圖る。後進の輩出を希ふに在るなり。聊か所感を敘べ、以て本日の式辭と爲す。

大正二年四月十三日

奥戸村々制施行二十五年祝賀會會長 關根保太郎

二 熊谷南葛飾郡長の祝辭

本村の村制に則りて二十五年、本日其祝賀の典を擧げらるゝに際し、本官幸に班に列するの光榮を得たるは、洵に欣喜に堪へざる所なり。

願ふに本村の發達、今日ある所以の者は、決して偶然にあらず、一村の指導者なる村長其人を得て、畫策機宜を得たるは勿論又大字の有志諸氏相和し相協り、陰に陽に之に參與したるに因るべし。又助役吉田伊右衛門君、書記市川藤三郎君の如き、其在職二十五年に逾ぶと聞く、其間必ずや意志の異動、境遇の變遷等の爲め、勤續を難する場合なかりしとせず、而るに村治の重むべきを識り、私を變して公に殉し、以て今日に至れるは、實に察するに餘りあり、古諺に「君は船臣は水、水能く船を浮ぶ」とは斯る類を謂ふものにあらざる歟。

希くば本村有志諸氏、從來の如く、屈勉勵精、和衷協同、益々本村の發達を期せられんことを、一言以て祝辭と爲す。

大正二年四月十三日

東京府南葛飾郡長從七位 熊谷巖

三 平澤校長の祝辭

本日、我が奥戸村は、市町村制施行二十五年記念祝賀會を開き、本村吏員の二十五年勤續者、即ち助役吉田伊右衛門氏、書記

市川藤三郎氏等の慰勞を兼ね、併せて自治制の機關たる名譽職諸君に對し、記念盃を頒つての式を擧げらる、眞に賀すべきことと知らる。

願ふに我が國、町村制を布きたるは實に明治二十二年五月にして、爾來星霜を歷ること、茲に二十有五、此間各種の事件湧起し、動もすれば自治制の基礎、動搖の虞れ數々あり。蓋し我が奥戸村も亦其擧に洩れず。今試みに之を算せむ、曰く學校建設の大事あり、曰く二大戦役の困難あり、曰く大洪水の村災あり、曰く村長の更迭あり。夫れ斯の如し、吉凶禍福、固より其途を異にすと雖ども、村當路者の頭腦を擧すは乃ち一なり。然りと雖ども其難局に當り、一絲不紊、著々措置宜しきを講ぜしは、偏に自治制の重要機關に、其人を得たの結果に外ならず。加之常に産業の發達を圖り、村勢を強め、或は村民の智徳啓發に留意し、教育の普及を圖り、其他道路に橋梁に、又は衛生に、普く克く企畫決行して、村民の幸福を増進したるが如き、亦擧げて推賞すべし。本日盛典を行ふて其勢を慰む、寔に故あるなり。尙くは村政に與かる諸君、益々力を此に致し、樞範村の實を擧げられむことを庶幾ふ。不肖午之介、席末に列するの光榮を得たり。一言祝辭を陳べ併せて諸君の健康を祈る。

大正二年四月十三日

奥戸尋常高等小學校長 平澤午之介

四 吉田市市川兩君の答辭

櫻花爛漫の候、關根本村長を始め、本村有志諸君の計畫に依り、爰に日本を卜し、本村々制施行二十五年祝賀會を開かれ、不肖等二十五年勤続者に對し、目錄及記念品の贈與せらる。之に加ふるに感謝狀を賜はる、過分の光榮何者か之に加かむ。不肖等爾來益々奮勵し、以て其職に當り、本村の爲に盡瘁し、村長及び諸君の厚意に報ゆる所あらむことを期す。爰に聊か謝意を陳べ、謹めて答辭と爲す。

大正二年四月十三日

奥戸村助役 吉田伊右衛門
同 村書記 市川藤三郎

第六節 中川架橋開橋式

一 關根中川架橋組合理事長の式辭

我が奥戸村及び本田村間、中川筋奥戸橋の架橋工事、本日を以て竣成を告げ、爰に開橋の式を擧ぐ、東京府知事閣下代理、南葛飾郡長閣下、其他來賓諸賢の貴臨を辱くしたるは、本組合の洵に光榮と爲す所なり。

惟ふに社會の繁榮は、地方産業の振興に存し、地方産業は、交通機關の完備に因り、始めて其隆昌を期するを得べし、今や本橋竣成し、交通運輸の上に資りて、至大の便利を得べき事は、組合員等の信じて疑はざる所にして、而して亦私に喜ぶ所なり。抑、本橋の地位たる、北は陸前濱街道に當り、南は千葉街道の中間にありて、市川方面より、東京に往來する間道中の要衝に屬せり。然るに從來一の橋梁なく、沿岸四箇所の渡船を以て、纒に其不便を補ひ來りしも、

今上天皇陛下御即位の初年、即ち大正元年十月、本村及本田村の有志相謀り、貨取橋の架設方を其筋に請願し、同二年六月許可を得、翌七月工を起し、經營漸く緒に就き、遂に竣成を告ぐるに至れり。

今試みに其沿革を敘すれば、實に今より三十年以前、即ち明治十七年中、舊曲金村、青戸村間に架橋の出願ありしを始めとし新宿町飛地諏訪野、淡之須間、尋で奥戸新田及び立石等より續々出願、架橋を競争するに至りしも遂に不認可と爲れり、更に明治二十二年、曲金、奥戸新田、各地先へ二橋を出願したるも亦成功せず。更に協議の上、奥戸新田地先に一橋を請願したるも村内關係者以外より苦情で、復た功を奏せず。其後明治二十九年に至り、中川大洪水ありて、殆ど中止の姿にて経過せしが更に同三十五年に至り、不肖専ら之が衝に當り、事將に成らむとして、明治三十七八年事件の爲め六師出征し、爲に一頓挫を來たし、戦捷後、戦捷記念と爲し、架橋の目的を達せむと欲し、更に協議を重ね、本村は妥協を遂げたるも、本田村に意思の流通せざる點ありしより、同村會は反對の意見を持し、爲めに同四十五年三月、其願書は遂に却下の不幸に遭遇したるも、

其後本田村の意思稍疏通し、二齟然反對の意見を撤回し賛成の意見を其筋へ具申したる結果、始めて當路の許可を得て、架橋工事に着手し爰に此の成功を見るに至れり。是を本橋沿革の概要と爲す。

然り而して此間に處し、幹旋盡力せられたるは、歴代の郡長及び現熊谷郡長の各閣下にして、出願關係者に至りては、三十年の久しき終始一貫、東奔西走、交渉論議、其辛苦實に想像の外とす、今や幸に支障なく、此の落成を見るを喜ぶと同時に、深く如上各位閣下及關係者諸氏に對して感謝の意を表せざるを得ざるなり。只憾らくは出願人にして、既に鬼籍に入り、此の盛典に列するを得ざる者の少なからざるを、殊に石井源治君の如きは、亡父の遺志を繼ぎ、奔走盡力せられたるに、單に許可の指令を見たるのみにして、逝去せられたるは、洵に痛惜に堪へざる所なり。

爾りて本桥架設經費の概要を敘せむに、本橋工事豫算總額は、實に金壹萬五千圓にして、其内架橋費金壹萬八百九拾四圓、各渡船營業賠償金貳千八百圓、敷地買收費、工事監督費、開橋式雜費等を合せ、金壹千參百圓、臨時費約金六百參拾八圓、合計金壹萬五千六百參拾八圓にして、之が收入を擧ぐれば、一に各組合員の出資に係る者にして、組合員は、公共の利便を主とし一己の利益如何を顧みず、奮ひて出資せられたるは、洵に敬重感謝に堪へざる所なり。

且つ夫れ工事の設計は、葦澤善十郎、橋本三十の兩君、其監督は専ら葦澤善十郎君にして、爰に竣成を見るに至りし者、同君の指揮監督其宜しきを得たるの結果に外ならざるを以て、大に感謝する所なり。

工事は、恩田三五郎氏の請負にして、其材料蒐集に關し、颯歸を來し工事日數豫定より遅延したりと雖ども、其材料は設計よりも良好の物となり、且つ設計以外に附加工事を施行することとなり、爲に請負報酬金額を超過すること、約六百參拾八圓の多きに及びしに、此超過額の全部は同氏より組合に寄附せられたるを以て、本組合は其厚意を謝せむが爲に、記念品贈呈の計畫中に屬することを爰に披露するものなり。

之を要するに、數十年來の宿志を貫き、此の架橋の實現を見るに至りたるは、固より天の時と地の利とに因るものありと雖ども、抑も亦人の和を得るにあらずむば、焉ぞ此の成功を見るを得むや。實に此三者の一致を見るを得たるもの、組合員等の意が天人を感ぜしめたる者にあらざるなきか。望むらくは資金の消却をして一日も早からしめ、以て無貨通行の機をして一日も

速かならしむるに至らしめむことを。

伏して惟みるに年は

聖上陛下將に、即位の大典を行はせられむとするの年に當り、日は

皇祖神武天皇の大祭日に當る。此年、此日を以て、爰に開橋の式を擧ぐることを得たるは、本村民の忘れむと欲して忘る、能はざる記念にして、洵に未曾有の盛事と謂ふべし。聊か蕪辭を陳べ以て式辭と爲す。

大正三年四月三日

架橋組合理事長 關根保太郎

二 熊谷南葛飾郡長の祝辭

・奥戸村中川架橋組合の企圖せられたる、橋梁、工竣り、開國記念の本日を以て、盛大なる開通式を擧げらる。巖の衷心、慶賀に堪へざる所なり。

抑も本工事の計畫たる、多年幾度か、附近有志の間に提唱せられ、凝議を重ね、機熟し、漸く此壯大なる橋梁を觀るに至りたりと聞く、其間關係有志の努力と勵精とは、洵に察するに餘りあり。

惟ふに殖業興業の助成と誘導の方法とは、固より一にして足らず。然れども交通機關の施行と經營とは、先づ之れが前驅ならざる可からず。

今日以後、本橋に依り、本郡中部を貫通して、市内千葉縣方面との、連鎖を得たる附近村落の便利と迅速は多大なるべく、隨ひて地方農園手工の産業に及ぼす効果は、復指して數ふるを得べし。本郡の幸ひ何者か之に加へむ。

冀くは架橋の利便に浴するの諸子、一層發展を圖り、砥勵各自其業に努め、進みて斯業の大成を期せられむことを、一言陳べて祝辭と爲す。

大正三年四月三日

東京府南葛飾郡長從七位 熊谷巖

三、宮川前南葛飾郡長の祝辭

南葛飾郡奥戸、本田二村間、中川筋奥戸橋、本日を以て架橋工事竣成を告げ、爰に開通の式を擧げらる、洵に慶賀に勝へざるなり。

夫れ奥戸村の中川筋に於ける、本田村と相對し、渡口四箇所、皆纒に船に權して通ず、歲月の久しき、不便不利、數を以て計るべからず。是に於てか本橋を架設するの擧、一日も忽語にすべからざるを感じ、遂に工を起すに至れる者、洵に已むべからざるものあればなり。

願ふに奥戸、本田二村は、固より論なく、沿道の諸村に迫るまで、凡そ車馬物資、皆渡船に由りて事を辨じ、以て歳を積み月を累ぬ、苟も治を圖る者、村民の便宜を享け、利澤を蒙ると否とに觀ば、以て默すべきにあらず、此擧たる洵に機宜に適せる美事と謂ふべし。

今や、車馬往來の便、物資運搬の利、諸れを舊時の渡船の不便不利に比すれば、其差豈に霄壤も音ならむや。嚮きに九郎本郡に長たりし時、斯事に與かれるの故を以て、此式の末班に列し、盛典に遭遇す、洵に榮と爲す所、欣喜之餘、一言の所感を陳べ、以て祝辭と爲すと云ふ。

大正三年四月三日

正七位勳五等 宮川 九 郎

四 鷺見前南葛飾郡長の寄贈祝文

奥戸本田二村間に於ける、中川架橋、本日を以て功成りぬ。關係地方、爲に産業の益々熾盛に赴くべきを想ひ、洵に慶賀の至に堪へず、因りて一言を陳べ、慶みて祝意を表す。

大正三年四月三日

從六位勳六等 鷺見 金 三 郎

五 林小松川警察署長の祝辭

古人言ふあり、天の時は地の利に如かずと、宜べなる哉天の時は遠く地の利に及ばざるなり。然り而して其土地、如何に發展繁榮すべき要素を具ふと雖ども、四通八達の便ならむ乎、到底其地をして殷賑の域に進ましむる能はざるや言を俟たず。本邦唯一の開港場、横濱市の状態を見よ、ヘルリ提督渡來の際は、只眇たる一流村に過ぎざりしも、今や帝國否東洋に於ける貿易場の白眉たり、而して其名歐米間に膾炙し居るにあらずや。過去と現在とを對照するに、其差霄壤も音ならざるなり。若し交通の便を缺かば、何ぞ能く斯の如きの殷賑を得むや。

既往に於ける奥戸村、本田村間の交通状態を顧みるに、一の渡船に依りて、其便を足し居たるに過ぎざるなり。之を橋梁の便なるに比せば、其不便なるは、今更喋々を要せず。殊に夜間、若くは大風雨雪の際の如きは一層不便の痛切を感ず。

當村理事者、玆に見るあり、多年の懸案を斷行し、今や架橋工事を舊奥戸新田渡船場に企て、其竣工を見るに、れり。輪輿の美なしと雖ども、而も其堅牢や比類なし。將來利便を一般公衆の交通上に與ふること、至大なるのみならず、本村の益、殷賑に、且つ發展の素因なりと信す。

本日此開橋式行はるゝに當り、本官も亦此に陪列するの光榮を有す、因りて一言の蕪辭を敘し、以て祝辭と爲すと云爾。

大正三年四月三日

小松川警察署長警部正八位勳八等 林 直

六 杉浦村會議員の祝辭

維時大正三年四月三日、我が奥戸橋架設工事、其竣成を告げ、爰に本日の吉辰を卜し、以て開通の式を擧げらる、豈に一片の祝辭なくして可ならむや、

願ふに交通の便否は、小にしては一村の發展に關し、大にしては一國の發展に係る。我が奥戸村は、我が帝都の東京と、朝夕交通頻繁なり。夫れ東京は都會なり、人馬の東京に往來すること頻繁なるは、固より論を待たず。然り而して此地に中川の一水あり、村民出入する毎に必ず中川を渡らざるべからず、人馬之を渡るに、皆一扁舟に依頼す、其不便不利、洵に口舌の能

く盡す所にあらず。加之幾多の危険、之に伴ふに至りては、不便不利も亦極れと謂ふべし。

本村有志者、茲に見る所あり、協同一致、以て架橋を計畫し、特に村長關根保太郎君の如きは、熱中至誠、終始此に盡力せられ、以て本日成功を見るに至れり。自今以後、従前の不便不利と、其危険とに至りては、全く一掃し去られたると同時に、我が奥戸村の發展、亦期して待つべきなり。洵に欣喜に堪へず。因りて一言の祝辭を陳べ、謹みて賀意を表す。

大正三年四月三日

奥戸村會議員 杉浦力藏

七 山内架橋組合總代の答辭

車馬の往來を便にし、物資の運輸を盛にし、實際の情誼を完うするは、文明社會の通義にして、此目的を達せむと欲せば、必ず之を交通機關の完備に待たざるべからず。文明諸國が力を道路橋梁に致し、其他、意を船舶航路の擴張、及び鐵道敷設の延長に致すは、洵に偶然にあらずるなり。

本橋架設の地、即ち立石道は東京市に往來する樞要の道路にして、千葉縣松戸、市川、其他附近の町村より、産出の農産物、蔬菜、園藝品、皆本道路に由り、中川を渡らざるべからず。然るに此中川を渡すに、僅、渡船を以てす、人馬の往來、物資の運輸に、多数の時間と無数の困難とを感ぜしめつ、ありしは、世人の均しく遺憾とせる所なりき。是に於てか、本組合を組織し遂に今日の舉あるに至る。庶幾くは自今以後、本橋架設の爲に、交通の利便を得て、幾多の困難を排除するを得むか。

本日開橋式を擧ぐるに當り、東京府知事閣下、本郡長閣下及朝野貴顯の來臨を辱うし、且つ賜ふに祝辭を以てせらる、何の光榮か之に如かむ。自今以後本組合は益々奮勵し、更に設備の完全を圖り、聊か文明社會の通義に盡し、以て閣下及び朝野貴顯の厚意に報いむことを期す。爰に一言を陳べ、謹みて答辭と爲す。

大正三年四月三日

架橋組合員總代 山内兼太郎

即位 奥戸村誌終

附 錄

第一款 東京府南葛飾郡一覽

(大正四年十一月調査)

一、郡役所々在地

南葛飾郡小松川町大字西小松川四、六三三番地

二、郡ノ面積及廣袤

面積	廣		袤		一	方	里
	方	位	方	位			
六〇九	極東	條崎村	極南	葛西村	三三〇	四、二〇〇	二二、五三〇
極西	寺島村	極北	水元村				
	二、一八						

三、郡内各町村別現住戸數及人口

(大正四年三月末日現在)

町 村 名	現 住 戸 數	現 住 人		計
		男	女	
奥 戸 村	八四三	二、九六五	二、八八八	五、八五三

第一款 東京府南葛飾郡一覽

町村名	現住戸數	現住人口		計
		男	女	
新宿町	二四〇	七七五	八二〇	一、五九五
龜戸町	三、六九九	七、六七七	一〇、二九二	一七、九六九
大島町	二、七五六	七、二〇五	七、二三一	一四、四三六
吾嬭町	二、四九一	六、二四二	九、九六五	一六、二〇七
小松川町	一、〇三八	二、八三六	二、六七三	五、五〇九
松江村	一、〇六二	三、八七四	三、八一八	七、六九二
葛西村	一、二六六	四、〇四七	四、〇九五	八、一四二
瑞江村	九〇〇	二、九二三	三、〇一六	五、九三九
鹿島村	四三九	一、四七〇	一、四二四	二、八九四
寺島村	二、一〇二	四、〇九五	三、六一九	七、七一四
木田村	五七〇	一、九九〇	二、〇二三	四、〇一三
龜青村	三四四	一、一三一	一、一一五	二、二四六
南綾瀬村	五二〇	一、五〇二	一、五一五	三、〇一七
篠崎村	四七七	一、五七八	一、五四〇	三、一一八
小岩村	六二七	二、〇九七	二、〇五六	四、一五三
金山村	五〇五	一、五一三	一、五二二	三、〇三五
水元村	四〇七	一、四三二	一、四七〇	二、九〇二

町村名	田	畑	宅地	其他	計
隅田村	二、五八二		五、〇四八	四、五二三	九、五七一
砂田村	二、〇一二		四、四九九	四、一九三	八、六五二
合計	二四、八八〇		六四、八五九	六九、七九八	一三四、六五七

四、郡内各町村別有租地段別及地價

(大正四年四月一日現在)

町村名	田		畑		宅地		其他		計
	段別	地價	段別	地價	段別	地價	段別	地價	
奧戸村	四段	四、四〇〇	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、七七一
新宿町	一段	二、七六九	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、七七一
龜戸町	一段	七、〇三三	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	八、九六六
大島町	一段	六、七三三	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	三、三三三
吾嬭町	一段	六、七三三	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	三、三三三
小松川町	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
松江村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
葛西村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
瑞江村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
鹿島村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
寺島村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
木田村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
龜青村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
南綾瀬村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
篠崎村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
小岩村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
金山村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六
水元村	一段	一、三六六	一段	一、九七五	一段	一、九七五	一段	一、九七五	二、六六六

町村名	田	畑	宅	其他	計	
					段別	地價
瑞江村	段別 二四、三三三	段別 三、九九九	坪數 二六、二二七	段別 一、三三四	段別 二六、六三六	坪數 二六、六三六
鹿本村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
寺島村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
本島村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
龜青村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
南綾瀨村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
篠崎村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
小岩村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
金町村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
水元村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
新宿町	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
香田町	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
本田村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
龜青村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
南綾瀨村	段別 一三、三三三	段別 一、五七七	坪數 三、三三三	段別 一、三三四	段別 一、三三四	坪數 一、三三四
合計	段別 二、一九八、七三四	段別 一、一七三、三三三	坪數 一、一七三、三三三	段別 一、一七三、三三三	段別 一、一七三、三三三	坪數 一、一七三、三三三

五、郡内各町村費比較

(大正四年度)

町村名	戶數	人口	町			村		
			總額	一人當	村費	總額	一人當	村費
奧戶村	九四四	五、六三三	二、一九五	二、一〇	七、九九二	八、四七	一、四二	
小松川町	一、〇三六	五、五〇九	九、八〇九	一、七六	七、三三九	七、〇五	一、三三	
松江村	一、〇三三	七、六九二	二、三九三	二、二七	一〇、八四〇	一〇、〇〇	一、一六	
葛西村	一、二六六	八、四三三	二、二九八	一、七三	九、四二六	九、四四	一、一六	
瑞江村	九〇〇	五、九九九	二、二九八	二、〇七	八、二四一	九、二六	一、一九	
鹿本村	四三九	二、八九四	四、八六九	一、六八	三、九〇八	八、九四	一、四一	
篠崎村	四七七	三、二一八	六、三三二	二、〇三	三、九六一	八、四五	一、二七	
小岩村	六三七	四、一五三	七、五四八	一、八一	五、三三〇	八、三三	一、二六	
金町村	五〇五	三、〇五五	六、四三三	一、二七	四、三三〇	八、五九	一、四三	
水元村	四〇七	三、〇一一	四、七四五	一、一六	三、七二七	九、一三	一、二四	
新宿町	二、四九一	一、六四一	三、五〇〇	一、三三	二、四四〇	九、九二	一、四九	
香田町	二、四九一	一、六四一	三、五〇〇	一、三三	二、四四〇	九、九二	一、四九	
本田村	五七〇	四、〇三三	五、九六五	一、四九	四、八六〇	八、五三	一、二二	
龜青村	三、五七四	二、三三八	三、八一九	一、一六	三、二〇四	九、〇五	一、三六	
南綾瀨村	五二〇	三、一〇七	五、四七一	一、八一	四、三六一	八、四三	一、四三	
合計	九、四四四	五、六三三	二、一九五	二、一〇	七、九九二	八、四七	一、四二	

町村名	區別	戸數	人口	町			村		
				總額	一月當	一人當	總額	一月當	一人當
隅田村		二,五〇二	九,四七九	一八,六五九	七,三三三	一,九七二	八,八三三	三,四三三	
寺島村		二,三三二	六,四六七	一四,七六〇	六,三三三	二,二九二	二,一七七	四,八〇〇	
龜戸町		三,八九六	一八,九九三	五三,三五三	二三,六六八	二,八〇〇	三,七三三	九,六六八	
大島町		二,八六六	一五,〇八一	四〇,三三二	一五,三三〇	二,九三三	三,九三九	七,九七九	
砂村		二,〇六六	八,八九七	三五,七五三	一七,三九九	四,二〇〇	三,三二八	二,三二二	
合計		一五,六〇九	一七,三三三	三〇三,四八八	一三〇,二八一	二,二〇〇	二〇九,二六四	八,一七二	

備考 總額ハ圓位ニ一月及一人當リハ錢位ニ止メタリ

六、郡内各町村教育費比較

(大正四年度)

町村名	區別	町村費ノ總額	教育費ノ總額	町村費ニ對スル教育費ノ割合	教育費	一人當
奧戸村		一一,九五一	五,七七二	四八・三	六・二二	一・〇二
小松川村		九,八〇九	四,九四三	五〇・四	四・七六	〇・九〇
葛西村		一一,〇二九	七,三二六	五八・三	六・八〇	〇・九四

町村名	區別	町村費ノ總額	教育費ノ總額	町村費ニ對スル教育費ノ割合	教育費	一人當
瑞江村		一一,二九八	五,七七七	四九・六	六・七七	〇・九七
鹿本村		四,八六九	二,三三六	四七・九	五・三三	〇・八〇
篠崎村		六,三三二	二,七〇三	四二・六	五・六七	〇・八七
小岩村		七,五四八	三,五八三	四七・五	五・七三	〇・八六
金町村		六,四三三	二,六六六	四一・六	五・三〇	〇・八八
水元村		四,七四五	二,一〇七	四四・五	五・四二	〇・八三
新宿町		三,五〇〇	一,九〇六	五四・五	七・七五	一・一六
吾嬬町		二六,四四四	一三,三三四	五〇・五	五・三五	〇・八二
本郷村		五,九八五	二,五二七	四二・二	四・四二	〇・六三
龜田村		三,八一九	一,五五九	四〇・八	四・四一	〇・六六
南綾村		五,四七二	二,三四四	四二・八	四・五一	〇・六八
隅田村		一八,六五九	六,六三九	三五・五	二・五四	〇・七〇
寺島村		一四,七八〇	八,〇三三	五四・三	三・四三	〇・七四
龜戸町		五三,三五三	二七,四九三	五一・五	七・〇五	一・四四
大島町		四四,三三二	一七,九七二	四〇・六	六・二二	一・一九
砂村		三五,七五三	一三,六一一	三六・〇	一,四四八	二・六五
合計		三〇三,四八八	一四七,九〇八	四八・九	五・七七	一・〇七

備考 總額ハ圓ニ一月當リ及一人當リハ錢ニ止メタリ

町村名	自作地		小作地		合計	
	田	畑	田	畑	田	畑
吾嬬町	一、七〇〇段	六、一七段	二、四二七段	二、七九七段	六、五五五段	三、四三二段
新宿町	一、三〇〇段	一、一〇〇段	一、二〇〇段	一、一〇〇段	二、四〇〇段	一、二〇〇段
水元村	一、五〇〇段	一、五〇〇段	一、五〇〇段	一、五〇〇段	三、〇〇〇段	一、五〇〇段
金町村	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	二、〇〇〇段	一、〇〇〇段
小岩村	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	二、〇〇〇段	一、〇〇〇段
篠崎村	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	二、〇〇〇段	一、〇〇〇段
鹿本村	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	二、〇〇〇段	一、〇〇〇段
瑞江村	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	二、〇〇〇段	一、〇〇〇段
葛西村	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	二、〇〇〇段	一、〇〇〇段
松江村	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	二、〇〇〇段	一、〇〇〇段
小松川町	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	二、〇〇〇段	一、〇〇〇段
奥戸村	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	二、〇〇〇段	一、〇〇〇段
合計	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	一、〇〇〇段	二、〇〇〇段	一、〇〇〇段

八、自作地及小作地

(大正四年調以下皆同シ)

七、本税一圓ニ對スル各町村税課率

(大正四年度)

町村名	區別	地租附加	所得稅附加	國營業稅附加	府營業稅附加	府雜種稅附加	日數割附加	家屋稅附加
吾嬬町	其他地	・六三	・一五	・一五	・五〇〇	・五〇〇	—	一、〇〇
新宿町	其他地	・三〇	・一五	・一五	一、〇〇〇	・八〇〇	一、〇〇	—
水元村	其他地	・八六	・一五	・一五	・七八	・六〇	一、〇〇	—
金町村	其他地	・五五	・一〇	・一〇	・七五	・七五	一、〇〇	—
小岩村	其他地	・三〇	・一五	・一五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、五〇	—
篠崎村	其他地	・四三	・一五	・一五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、四〇	—
鹿本村	其他地	・三〇	・一五	・一五	・八〇〇	・八〇〇	一、四〇	—
瑞江村	其他地	・三〇	・一五	・一五	・八〇〇	・八〇〇	一、四〇	—
葛西村	其他地	・〇六	・一五	・一五	・九〇〇	・九〇〇	一、三〇	—
松江村	其他地	・三〇	・一五	・一五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、三〇	—
小松川町	其他地	・三〇	・一五	・一五	・九〇〇	・九〇〇	一、三〇	—
奥戸村	其他地	・三〇	・一五	・一五	・九〇〇	・九〇〇	一、三〇	一、一五
合計		・六三	・一五	・一五	・五〇〇	・五〇〇	—	一、〇〇

九、重要農產物

種類	數量	價額	種類	數量	價額
米	八五、九六石	一、〇三、九六四	馬鈴薯	七、七六石	七、七六四
麥	七、五五石	四八、三三四	葱	八八五、〇〇〇	三六、三三〇
大豆	三、八〇〇	三、八〇〇	蓮根	七、一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇
小豆	二、五〇八	二、五〇八	茄子	一、五八、〇〇〇	一〇、一八〇
蜀黍	一、一六二	六、九七〇	瓜子	九八、七〇〇	一〇、一八〇
漬菜	二六、三三〇	一五、三三六	瓜	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇
小松菜	五七、〇〇〇	四、七〇〇	瓜	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇
京菜	七、三三三	七、三三三	冬菜	一、七〇〇	一、七〇〇
甘藍	四六、七五〇	二五、〇六五	菜	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
燕青	五三、〇〇〇	四七、〇三三	豆	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
蘿蔔	一、七〇、〇〇〇	六、五〇〇	豆	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇
合計		二、二四、七三三	花	二、五〇、〇〇〇	八、七三〇

一〇、主要水產物

種類	數量	價額	種類	數量	價額	漁獲		
						數量	價額	
生海苔	六、一〇〇貫	九、三三〇	鱈	四、八五	四、八五	生海苔	六、一〇〇貫	九、三三〇
鯉	一六、五六三	二〇、七五〇	鯉	四、〇八	六、〇九	鯉	一六、五六三	二〇、七五〇
鰻	三、六九〇	三、五九〇	鰻	二、二〇〇	四、〇〇〇	鰻	三、六九〇	三、五九〇
鰺	八、八八〇	七、七三三	鰺	三、三三三	一、〇七三	鰺	八、八八〇	七、七三三
金魚	七、〇七〇	三、〇八五	鯰	二、〇〇〇	一、〇七三	金魚	七、〇七〇	三、〇八五
鮎	一、三〇〇	六、五〇〇	鮎	四、五〇	一、〇七三	鮎	一、三〇〇	六、五〇〇
合計	一三三、三三〇	一八〇、九一七	合計	二二、六四八	一四、六六七	合計	一三三、三三〇	一八〇、九一七
乾海苔製造	戶數	一、〇三三	乾海苔製造	數量	五、四九、〇六石	乾海苔製造	戶數	一、〇三三
乾海苔製造	戶數	一、〇三三	乾海苔製造	數量	五、四九、〇六石	乾海苔製造	數量	五、四九、〇六石
乾海苔製造	數量	一、〇三三	乾海苔製造	價額	三三、三三三	乾海苔製造	價額	三三、三三三
乾海苔製造	價額	一、〇三三	乾海苔製造	價額	三三、三三三	乾海苔製造	價額	三三、三三三

一一、主要工產物

種類	數量	價額	種類	數量	價額
綿布類(天然金巾)	一五、五五四、四七	三、三九、一六一	西洋藥紙	二、〇二、一五三	一、四八、八三五
キヤリ	一一、〇八、〇三三	一、四、〇四〇	工業用品	六、一六、〇〇〇	六、一六、〇〇〇
モリ	三三、五〇、〇七	六、七、七三三	革	三、八、〇〇〇	一、一、九四一
合計			合計		

種類	數量	價額	種類	數量	價額
綿絲紡績	四三、三七七	七、六八六、〇九五	砂糖	七五、四七、〇九八	一三、九三三、〇四一
染物	二、〇八三	七、六八六	醬油	八、〇〇五	一四、〇〇一
機械粉	七、六八八、四〇〇	三、七三〇、二九五	酒類	一、一七九	四、一三三
石鹼	一、三六六、三三四	三、七三三	コメ	一、八、三三三	三、〇〇〇
煉瓦及瓦	三、〇〇〇	八、九四、〇七九	足袋	一、二、一六	四、八七三
玻璃製品	三、〇〇〇	三、七、〇〇〇	和船	二、八	三、三、三
合計	九七、六三三、三三三	九七、六三三、三三三	建築具	三、五、七	二、五、〇、〇

一、二、會社

種別	株式	合計	資	計
會社	一九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二〇
資本總額	八四、〇二八	三〇〇	三〇〇	八四、三二八
同拂込額	六〇、八七三	三〇	三〇	六〇、九〇三

一、三、工場

工場數	製品價額	職工數	
		男	女
二七	四五、八六一、八二二	三、六一三	一〇、二六三
			計
			一三、八八六

一、四、諸稅額

國稅	府稅	町村稅
六、三五三、三三〇	二六三、六八〇	二一〇、九九九

一、五、町村立小學校及學齡兒童

尋常	高等	尋常併置	學校數	學級數	學齡兒就學數	同不就學數	就學百分比
九	一	一九	二四一	二四	八、五〇五	一、一三	九八、六九
					七、六三七	二四六	九六、八八
					一六、一四二	三五九	九七、八二

資格	員數	
	男	女
本正	一〇〇	三一
尋正	七七	三〇
專正	一	九
資格	代准	計
員數	用	
男	一三	二〇〇
女	一八	八三

一六、陸海軍兵員

種別	現 歸 豫 後 補 計			
	現役	歸休	豫備	後補
陸軍	五	八	一	二
海軍	三六六	一九一	八六一	一〇三二
陸軍	二	一	一	二
海軍	四七	三〇	六九	一四六

一七、徴兵

種別	壯丁總員				受檢人員	教育程度	前年送り適齡
	甲	第乙	第丙	丁			
甲	一〇	五〇	二六	七	大學卒業	三	三
第乙	一	一三	一六	四	高等專科卒業	九	九
第丙	一	一	一	一	中學卒業	〇	〇
第丁	一	一	一	一	高等小學卒業	三	三
計	三	七	四	一	初級小學	七	七
延期	二	六	一	一	無學	一	一
計	八	二二	一三	二	計	一六	一六

一八、社寺

神社數	寺院數	府社	郷社	村社	無格社	計
一	三	眞言 黄檗	淨土 天台	日蓮 臨濟	曹洞	一七九
一	三	一〇三	二九	二二	五	二二三
一	三	一〇三	二九	二二	五	二二三

一九、醫師藥劑師產婆

種別	大學卒業	專門學校卒業	試驗及第	從來開業	計
醫師	1	1	17	15	34
藥劑師	1	1	49	1	52
產婆	1	1	3	1	6
計	3	3	67	17	90

二〇、車輛及船舶

種別	自用	營業	荷積	小計	計
自動車	3	2	3	8	26
自動自轉車	2	1	1	4	28
自轉車	1	1	1	3	16
西洋形蒸氣船	1	1	1	3	16
同風帆船及其他	1	1	1	3	16
日本形船數	1	1	1	3	16
同石數	1	1	1	3	16
小船舶數	1	1	1	3	16
計	10	5	10	25	105

二一、家畜

種別	國內種		外國種		計
	牝	牡	牝	牡	
牛	6	1	3	1	11
馬	1	1	1	1	4
豚	7	1	1	1	10
山	8	1	1	1	11
羊	1	1	1	1	4
計	17	4	7	5	33

二二、家禽

種別	飼養戶數		種別	年產卵數及價額
	十羽以下	五十羽以下		
雞	2,273	107	成禽雌	7,256 1,374
鷄	1,071	3	同雄	3,367 677
鶩	3	3	雜	5,164 1,200
計	3,347	113	計	15,807 3,251
價額	2,566	3	計	7,904 2,366

一二三 日本赤十字社東京支部南葛飾郡委員部社員

(大正四年十二月末日調)

町村名	區別	有功社員	特別社員	終身正社員	正社員	合計
南綾瀬	村	1	2	49	48	97
龜田	村	1	1	17	22	41
本郷	村	1	5	9	69	84
吾宿	町	1	1	6	10	18
新元	町	1	1	3	2	7
水元	村	1	4	2	36	43
金岩	村	1	1	5	3	10
小岩	村	1	1	8	7	17
篠崎	村	1	1	4	36	42
鹿本	村	1	1	5	0	7
瑞江	村	1	2	5	40	48
葛西	村	1	6	1	63	71
松江	村	1	8	1	70	80
小川	町	1	1	26	113	141
奥戸	村	2	1	58	41	102
合計		18	58	100	122	298

合計	砂島村	大島町	龜島町	寺島村	隅田村
九	1	1	3	1	2
一〇五	3	6	6	6	6
一、四一三	74	79	88	48	46
一、三四八	48	65	32	61	44
二、八七五	125	260	239	116	98

備考 人口百分比例二人〇九厘

第一款 東京府南葛飾郡一覽

二四、郡内町村及東京市間里附錄鐵道哩數

東京市		砂		大島		龜月		寺島		隅田		南葛飾		龜青		本田		吾嬬		奥月		新宿		水元		金町		小岩		篠崎		鹿本		瑞江		葛西		松江		小松川	
一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇		
一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	一・三〇	

元標ハ町村ニ在リ
テハ其役場所在地
トシ東京市ニ在リ
テハ同市日本橋區
所在日本橋トス

第二款 東京府一覽

一、各都市東京府全管面積廣袤里程

(東京府統計書ニヨル)

郡部	面積	方位	地名	里程	方位	地名	里程
南葛飾郡	六・〇〇	極西	篠島村	二・六	極北	葛西村	三・〇
荏原郡	六・六七	極西	川島村	二・八	極北	松田村	三・〇
豐多郡	四・六〇	極西	新萩村	二・三	極北	野田村	二・三
北豐島郡	七・一八	極西	千住村	五・五	極北	高谷村	二・五
南足立郡	三・二八	極西	北江村	二・五	極北	志田村	二・五
西多摩郡	二・六六	極西	川崎村	九・七	極北	水原村	六・〇
南多摩郡	一・七六	極西	川崎村	八・〇	極北	加住村	五・九
北多摩郡	一・六三	極西	島村	六・四	極北	清瀬村	五・一
全郡	八・八五	極西	本所	二・六	極北	芝罘	三・一
全市	四・七〇	極西	赤坂區	二・六	極北	本郷區	三・一
全管	三・五五	極西	西南多摩郡	三・五	極北	西南多摩郡	一・〇

第二款 東京府一覽

二、現住戶數及人口

(大正三年現在以下皆同シ)

總計	現住戶數	現住人口		計
		男	女	
東京市	五四〇,九九五	一,一二三,八四九	九七六,四五八	二,一〇〇,三〇七
荏原郡	三三,二四四	八九,八四〇	八五,一九七	一七五,〇三七
豐多摩郡	四九,〇八二	一一〇,五二六	一〇五,六八九	二一六,二一五
北豐島郡	四七,四四〇	一〇六,二四五	一〇一,三四五	二〇七,五九〇
南葛飾郡	二五,六〇九	六六,三三三	七一,一〇〇	一三七,四二二
西多摩郡	一三,三五九	四八,八〇六	四四,二六八	八八,〇七三
南多摩郡	一七,九七四	五五,六六〇	五七,三一八	一一二,九七八
北多摩郡	一五,五九〇	五四,八〇三	五四,三八一	一〇九,一八四
南足立郡	一〇,〇四三	二七,六八五	二八,一七八	五五,八六三
郡部計	二二二,三四一	五五四,八八六	五四七,四七〇	一,一〇二,三六二
市郡合計	七五三,三三六	一,六七八,七三五	一,五二三,九三四	三,二〇二,六六九
伊豆七島	六,四〇三	一四,〇五三	一五,〇一八	二九,〇七一
小笠原島	一,〇八〇	二,七七三	二,四四八	五,二二一
總計	七六〇,八一九	一,六九五,五六一	一,五四一,四〇〇	三,二三六,九六一

三、各郡有租地段別及地價

郡部計	地段別地價	田	畑	宅地	其他	合		別地	地價
						計	計		
東京市	六,三六三	六,三六三	七,七五五	二,三三三	八,一〇四	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	九,四四四	九,四四四
荏原郡	一,八五一	一,八五一	二,三三三	九,三九九	一,六六六	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	二,三三三	二,三三三
豐多摩郡	七,四九二	七,四九二	三,五八八	二,八二二	一,〇九九	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	三,五八八	三,五八八
北豐島郡	二,六〇七	二,六〇七	三,三七七	二,八〇九	一,〇九九	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	三,三七七	三,三七七
南足立郡	一,八二〇	一,八二〇	三,五八八	二,八〇九	一,〇九九	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	三,五八八	三,五八八
南葛飾郡	四,六五三	四,六五三	一,二七八	二,五九四	一,〇九九	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	一,二七八	一,二七八
西多摩郡	一,四九二	一,四九二	二,三三三	一,八〇九	一,〇九九	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	二,三三三	二,三三三
南多摩郡	二,三三三	二,三三三	三,五八八	二,八〇九	一,〇九九	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	三,五八八	三,五八八
北多摩郡	一,六三三	一,六三三	二,三三三	一,八〇九	一,〇九九	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	二,三三三	二,三三三
郡部計	六,七四一	六,七四一	四,八五二	二,〇〇五	一,七五二	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	四,八五二	四,八五二
總計	六,七四一	六,七四一	四,八五二	二,〇〇五	一,七五二	一三,〇〇〇	一三,〇〇〇	四,八五二	四,八五二

總計	田		畑		宅地		其他		合計	
	段別	地價	段別	地價	段別	地價	段別	地價	段別	地價
	一六、〇〇、四〇	六、七六、六六	四一、七九、三九	四、八六、七四	三五、九五、二四	二〇、八四、〇〇	五、四三、〇九	三九、三三、二四	二〇、九、三〇	二〇、三、四三
	六、七六、六六	六、七六、六六	四、八六、七四	四、八六、七四	二〇、八四、〇〇	二〇、八四、〇〇	三九、三三、二四	三九、三三、二四	二〇、九、三〇	二〇、三、四三

四、各郡農業戶數

郡名	自作		自作兼小作		小作		合計	
	戶數	段別	戶數	段別	戶數	段別	戶數	段別
南葛飾郡	一、八三〇	一、八三〇	三、一五四	三、一五四	三、二四三	三、二四三	八、二二七	八、二二七
荏原郡	二、六一〇	二、六一〇	三、一五〇	三、一五〇	二、一三七	二、一三七	七、八九七	七、八九七
豐多摩郡	一、八九三	一、八九三	一、一七一	一、一七一	七七九	七七九	三、八四三	三、八四三
北豐島郡	二、五五三	二、五五三	二、八一六	二、八一六	八五六	八五六	六、二二五	六、二二五
南足立郡	八七六	八七六	一、二一九	一、二一九	一、二三三	一、二三三	三、三二八	三、三二八
西多摩郡	四、六六一	四、六六一	四、三九五	四、三九五	二、三五八	二、三五八	一、四一四	一、四一四
南多摩郡	二、九七六	二、九七六	五、〇二一	五、〇二一	三、五六四	三、五六四	一、五六一	一、五六一
北多摩郡	四、六六六	四、六六六	五、五二〇	五、五二〇	三、三四四	三、三四四	一、三三〇	一、三三〇
計	二二、〇六五	二二、〇六五	二六、四四六	二六、四四六	一七、五一四	一七、五一四	六六、〇二五	六六、〇二五

五、各郡米作付段別及收穫高累年比較

郡名	大正元年		大正二年		大正三年	
	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高
南葛飾郡	四、八〇七	九二、五八五	四、七五三	九一、四六九	四、五七一	八五、九九七
荏原郡	二、五五、六	四一、九三三	二、五三四	三八、〇二五	二、五三七	四三、三四五
豐多摩郡	九六五、六	一七、〇八五	九六八、九	一四、七〇〇	九八八、六	一六、〇〇八
北豐島郡	二、六二六、九	三九、三三〇	二、四九九、三	二八、八六九	二、四八四、九	二七、四六六
南足立郡	二、六七七、七	四八、五八八	二、六六六、一	四四、九六八	二、六三六、四	四三、五五三
西多摩郡	七九五、四	一〇、四八四	八二四、二	九、四四〇	八三三、一	一〇、九二五
南多摩郡	三、一五五、四	四九、六五二	三、四七九、〇	五〇、一八九	三、四八二、二	五六、三三〇
北多摩郡	三、二六五、七	四一、六七六	三、三九五、七	三九、三九九	三、四五一、三	四二、〇九三
計	二〇、七九八、一	三三一、九五九	二一、〇九三、九	三三六、九三三	二〇、九九九、五	三三七、七一九

六、各郡麥作付段別及收穫高累年比較

郡名	大正元年		大正二年		大正三年	
	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高
南葛飾郡	六、四、四	一〇、九六七、七	四〇、一、九	八、三三三	六、八〇、二	七、五五三

郡名	大正二年		大正三年	
	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高
荏原郡	三,七六二	五五,四七四	三,三三三	五三,九八三
豐多摩郡	二,七五六	三五,九三三	二,二八五	三五,四四五
北豐島郡	四,五六八	六七,〇八七	四,三三五	六七,三三二
南足立郡	七,七五六	一七,一八五	六,八九八	一四,四三三
西多摩郡	三,〇九〇	三七,八〇八	二,七〇五	四八,七九七
南多摩郡	六,六七一	四九,二四四	六,一九三	五八,〇三〇
北多摩郡	八,七四五	八七,七五五	九,一五六	八八,九七〇
計	三二,一七六	三六一,五三三	二九,一八八	四八六,五三〇

七、各郡菽類其他作付段別及收穫高

郡名	菽類		其他(雜穀類)		計
	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高	
南葛飾郡	二,四三三	一,二八七	六,八八	一,五〇九	二,七九七
荏原郡	三,〇〇七	一,九〇〇	三,一〇六	四,〇三一	五,八三三
豐多摩郡	四,八九九	四,五三三	二,九四一	五,六四〇	六,〇九二
北豐島郡	三,九五八	一,五六三	五,八八五	七,九三三	九,四九七
南足立郡	三,三三三	二,〇三五	一,二五三	一,三九九	三,四三三
計	一六,一三〇	一〇,七二七	一八,〇七〇	二二,〇六五	三三,八〇八

八、各郡蔬菜作付段別及收穫高

西多摩郡	五,四一三	四,七三二	六,一〇九	七,九三三	七,四〇九	一,三〇九	二,五七〇
南多摩郡	一,一五七	一〇,三三三	一〇,八八七	一,〇九二	二,〇六九	二,二〇三	二,八四三
北多摩郡	七,七三二	四,九九五	五,一四三	一,六三三	一,七,八三三	二,三九七	三,三三七
計	三,四九四	二七,〇七〇	三〇,八三〇	四,八八三	五,七九二	八,八三三	六,一六三

九、各郡工產物

郡名	作付段別	收穫高		郡名	作付段別	收穫高	
		價	額			價	額
南葛飾郡	一,八三三	三,七五六	一,六四三	西多摩郡	一,二四八	三,九五六	三,九五六
荏原郡	二,五五六	二〇,六一二	九,六一二	南多摩郡	一,七六八	六,五四七	四,九六三
豐多摩郡	一,五六二	八,八八二	四,三五八	北多摩郡	二,五八四	五,五五〇	四,〇九三
北豐島郡	二,六八四	一四,八〇〇	一,二五八	計	一五,二四八	六七,〇四三	五,四〇八
南足立郡	五,九三三	三,八四八	三,五四〇				

郡名	織物	染料	製粉	砂糖	工業用藥品	煉瓦、瓦	製革	紙類	其他工產物	計
南葛飾郡	三,三三三	五,四二二	六,六六四	一八,三六五	八〇,〇〇六	二九三,八三三	三八〇,九〇〇	一六〇,九六八	五三,七二二	四一〇,四七三

郡名	織物	染料	製粉	砂糖	工業用品	煉瓦、瓦	陶磁器	製革	紙類	其他	計
桂原郡	二、八六、二七	一、三三、二	三、九三			一、四七、〇七	一、三六、二〇	四、六三	四、七、五九	三、七〇、一九八	
豐多摩郡	四、五、〇一	一、七、六〇			七、四〇〇				六、八、六三	一、四、一八	
北豐島郡	三、九四、四八	八、七、六六	二、九、八四		七、七〇、四四	一、七、〇六	七〇、六三三、〇〇	九、九八	九、三、三九	六、六〇、二五〇	
南足立郡	八、三、七三	三、五、三九			二、六、四〇	一九、〇六	一、八四、五、八八	二、六、一三〇	一、七、七六	二、三、九六、一三〇	
西多摩郡	二、〇、七、五二	六、六、九〇	六〇、六六二				三、四、四四	六、六、一〇〇	一、五、七六	二、二〇、〇、八七四	
南多摩郡	五、五、二、七五	五、三、三三	三、四、八〇						六、五、三	五、六、一、九四六	
北多摩郡	三、九、八、八九	一、四、九、九〇	二、一、四〇				三、八、八五		二、〇、六六	六、五、一、一五二	
郡部計	三、七、八〇、三、四七	九、四、七、九一	一、〇、五、五、九一	一、八、三、五、五七	一、五、五、二、八、九一	八、四、九、二	二、五、二、〇、三、七	七、六、六、八、八七	〇、〇、八、八七	六、二、四、九、〇、四一	
東京市	二、五、八、七、〇七	八、八、八、三七	一、八、三、七、九		一、三、七、五、一、九三	七、四、一、二七	九、三、六、〇〇〇	一、四、二、三、三、九三	三、〇、一、八、六九	一、〇、四、九、五、二二	
市郡合計	三、九、八、七、三、四三	一、八、三、七、九	一、八、三、七、九	一、八、三、七、九	二、九、二、八、〇、八四	八、八、四、八、三、四	三、七、二、九、九、〇	三、七、二、九、九、〇	三、七、二、九、九、〇	七、三、九、八、五、五	

備考 其他ノ工産物トハ莫大小、石鹼、玻璃、時計、鉛類、罐詰類ニシテ、他ニ工産物雜類一五九、九八六、三七〇圓ノ産額アルモ之ヲ郡別ニ掲載スルコト困難ナルヲ以テ本表ニ之ヲ除キタリ

一〇、各郡水産漁獲物及水産製造物

郡名	魚類	介類	水産動物其他	水産養殖	計	水産製造物	合計
南葛飾郡	一、五、一、三三	一、六、二	一、六、〇、六	一、八、六、七	一、九、八、八、三	七、七、四、六〇	二、七、六、二、九三

一一、各郡國稅收入濟額

(大正三年度)

郡名	地租	所得稅	營業稅	相續稅	實業營業稅	計
桂原郡	三、三、六八	二、四、七、五	九、三、〇一	一、〇、三、六、七	一、一、六、一、七二	一、一、六、一、七二
北豐島郡	三、八〇		一、五、〇〇〇	四、七、三	一、五、八、五三	一、五、八、五三
南足立郡	八、七			二、八二	三、六八	三、六八
西多摩郡	七、〇、八九			二、三	七、二、四	七、二、四
南多摩郡	一、四、七、二				一、四、七、二	一、四、七、二
北多摩郡	八、五、四九				八、五、四九	八、五、四九
郡部計	六、九、八、四	二、四、八、七	二、五、八、七	一、二、六、六、五	一、四、〇、七、三三	一、四、〇、七、三三
東京市	四、七、八〇、五	三、一、八、六	三、一、六、七	四、二、六、四九	一、五、一、七、七	一、九、一、七、七
市郡合計	一、一、七、六、九	五、六、〇、三	五、七、四、四	一、三、九、一、〇	一、六、六、〇、八	一、六、六、〇、八
南葛飾郡	一、五、一、五九	六、六、八、五七	四、八、六、六	五、七、一七	二、七、二	一、一、五、四、六、三
北豐島郡	三、三、一、九四	二、四、八、三、七	一、四、六、〇、三	四、九、六、六	一、五、五、九	五、七、七、八、八
南足立郡	九、一、八〇、七	一、九、五、二、八	六、八、五、四	一、八、四、五〇	七、〇	三、七、四、六、九
西多摩郡	三、四、一、三二	二、二、一、二、七	一、三、一、三、六	一、一、八、七〇	五、二、八	四、九、〇、三、三
南多摩郡	九、一、六、三三	三、三、二、〇	三、七、一、九三	三、三、九、三	三、三、六	四、九、〇、三、三
北多摩郡	一、五、一、五九	六、六、八、五七	四、八、六、六	五、七、一七	二、七、二	一、一、五、四、六、三

第二款 東京府一覽

郡名	地租	所得稅	營業稅	相續稅	賣藥營業稅	計
西多摩郡	五四、三七三	三六、九六三	二八、四四五	九、三五五	一〇、六四	一一九、一九二
南多摩郡	三三〇、七三三	三五、八六三	四、四四三	一、八二二	一〇	四〇三、三三一
北多摩郡	二四、四三三	一九、〇六	一九、三八八	五、六六五	三五	一六八、三三八
郡部計	九三三、九三九	一、四八八、四六五	九〇、〇一〇	一〇五、四四八	三五〇	三、五三三、九一八
東京市	二、六二二、七五三	七、一〇七、七四七	五、三五九、一〇三	四六七、八二七	二、四七四	一五、四三三、三三二
郡市合計	三、七五五、六九二	八、六六六、二一〇	六、六六三、三三三	五七三、二七五	二、八四八	一八、七九一、三三〇

三〇

一一、各郡府稅

郡名	調定額	收入額	欠損額	收入未濟額
南葛飾郡	二六三、六〇九	二五四、六七九	九一	八、八三七
荏原郡	二五二、七一五	二四二、六六二	一、二七〇	八、七八二
豐多摩郡	二七一、八八一	二五六、五七二	二、三八二	一一、九二六
北豐島郡	二八七、一一七	二八〇、二九五	八六五	五、九五六
南足立郡	一〇二、一〇六	一〇〇、〇五〇	二九二	一、七六二
西多摩郡	九三、九六八	九三、九六〇	六	一
南多摩郡	一五八、八四八	一五八、七一〇	一〇七	三〇

一二、各郡町村稅

北多摩郡	計
一四二、九六六	一、五七三、二一三
一四二、八九〇	一、五二九、八二二
七六	五、〇九二
〇	三八、二九八

(大正三年度)

郡名	調定額	收入額	欠損額	滞納又ハ收入減
南葛飾郡	二三一、一四七	二二四、七〇九	六、四三七	六、四三七
荏原郡	二四四、三九六	二二二、六〇八	二一、七八七	二一、七八七
豐多摩郡	二六九、五五一	二五八、二一八	一一、三三三	一一、三三三
北豐島郡	二九〇、七六二	二八〇、三〇九	一〇、四五二	一〇、四五二
南足立郡	八五、二七六	八二、九五三	二、三二三	二、三二三
西多摩郡	一三五、四二三	一二一、一七四	一四、二四九	一四、二四九
南多摩郡	一六三、七七三	一六三、五一〇	二六二	二六二
北多摩郡	一五一、九二七	一三八、二七三	一三、六五四	一三、六五四
計	一、五七二、二五八	一、四九一、七五八	八〇、五〇〇	八〇、五〇〇

一四、府費收入支出

(決算)

(大正三年度)

第二款 東京府一覽

三一

第二款 東京府一覽

經常收入

科 目	金額		
	聯 帶	市 部	郡 部
地租		四一九、七六六	三七三、八二九
營業稅		七五、七一〇	四四、四〇七
雜稅		四九六、二五四	二六五、六四〇
營業稅附加稅		六四一、七三九	九九、五七二
實業營業稅附加稅		七二五	一〇二
所得稅附加稅		一六三、三〇二	五一、一四八
家屋稅		九七八、〇〇一	四六二、九一七
戶數割		一、〇〇〇	二三二、三七〇
財產收入	六、六四二		一、五三九
國庫下渡金	九六、七九四	七六三、八一〇	一五三、六七五
雜收入	二五四、九八六	二六五、五二一	一一一、一七六
市郡聯帶市部收入額		三五六、〇八〇	一二〇、五九二
同郡部收入額			
市郡分賦額	二、四八〇、六四六		
經常部計	二、八三九、〇六九	四、一六一、九一一	一、九一六、九八三

臨時部

科 目	金額		
	聯 帶	市 部	郡 部
國庫補助金	五二、八五七	一五、六七八	一一、六〇四
財產拂代	五〇、二八一	一、六五三	六九一
御下賜金	一〇、〇〇〇		
府債		四八	
運賃		六七、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
繰越金		二、九九九	六八、五〇〇
寄附金	五、一一一	一、五八五	二二七、五〇一
臨時部計	一一八、二五〇	一七二、九一六	四〇八、三三四
合計	二、九五七、三二〇	四、三三四、八二八	二、三三五、三一七

支經常部

科 目	金額		
	聯 帶	市 部	郡 部
警察廳舍修繕費	二四二、九三五 四五〇	一、八九六、四二〇 一五、八四六	三九七、二九七 六、一八六

第二款 東京府一覽

第二款 東京府一覽

科 目	金 額		
	聯 帶	市 部	郡 部
土地收用費	九五		
府社費	七八	三一二	一五六
府分賦市部負擔額		二、一七一、四二七	
同郡部負擔額			七八五、八九二
府統計出費	九六三	五、五七一	五五五
經常部計	一、六二〇、〇四二	四、一三三、四二六	一、五七八、四九一
臨時部			
土木建築費		八九、四三八	一四、五三六
衛生及病院費	三四四、六四二		一五三、二一四
教育費	二、一八九	七、九一五	
市町村傳染病豫防補助費	一二、三二六	五三、三八九	一〇、六九一
郡市町村土木補助費	四、九四〇		五七、九三〇
教育補助費	三一、〇六〇		
勸業補助費	三、八六〇		一九、五一四
諸達書及揭示諸費	二六二、〇七〇		四、二四四
勸業費	三、一五四		二五
府費取扱費	五、一三五	二〇、七〇六	三七、二四九
府廳繕修費	一、三五八		四五、六九三
衆議院議員選舉費	一、二一三		
府會議員選舉費	二一五		
府吏員費	九一、七四三		
財產費	二、二九六		
地方獎勵費	九、二二九		
地方獎勵費	一九三		
府會議員選舉費			二四三、九四八
郡廳舍修繕費	二五、一八三		一、五八三
衛生及病院費	一八七、一九七		五五、六五九
郡役所費			
教育費	五〇八、二〇九	三三、一四一	
教育費	二六二、〇七〇		
勸業費	三、一五四		
諸達書及揭示諸費	三、一五四		
勸業費	三七、九八八		
府費取扱費	五、一三五		
府廳繕修費	一、三五八		
衆議院議員選舉費	一、二一三		
府會議員選舉費	二一五		
府吏員費	九一、七四三		
財產費	二、二九六		
地方獎勵費	九、二二九		
地方獎勵費	一九三		

第二款 東京府一覽

科 目	金 額		
	聯 帶	市 部	郡 部
土地收用費	九五		
府社費	七八	三一二	一五六
府分賦市部負擔額		二、一七一、四二七	
同郡部負擔額			七八五、八九二
府統計出費	九六三	五、五七一	五五五
經常部計	一、六二〇、〇四二	四、一三三、四二六	一、五七八、四九一
臨時部			
土木建築費		八九、四三八	一四、五三六
衛生及病院費	三四四、六四二		一五三、二一四
教育費	二、一八九	七、九一五	
市町村傳染病豫防補助費	一二、三二六	五三、三八九	一〇、六九一
郡市町村土木補助費	四、九四〇		五七、九三〇
教育補助費	三一、〇六〇		
勸業補助費	三、八六〇		一九、五一四

第二款 東京府一覽

三六

科目	金額		
	聯	市	郡部
感化院補助費	七、五〇〇 ^四		一九五、〇八七 ^四
府債費		七七、三三九 ^四	
治水費分擔金	三〇〇、〇〇〇		二、二五四
衛生及病院補助費			
町村警備補助費	一一一		
感化院費	八一〇		三四、一七一
土木費本年度支出額			
勸業費本年度支出額	五三九、九二三		
臨時部計	一、二九七、三七二	二二八、〇八一	四八七、四〇一
總計	二、九一七、四一五	四、三六一、五〇八	二、〇六五、八九三

一五、東京府郡部府稅賦課規則摘要

(大正二年二月府令第六號)

第一章 地租割
 第一條 地租割ノ課稅期間ハ之ヲ二期ニ區分シ毎年度四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ前半期ハ四月一日後後半期ハ十月一日現在ノ地租額ニ基キ該年度豫算ニ定ムル課率ノ折半率ニ依リ地租ヲ納ムル者ニ毎期之ヲ賦課ス

前項賦課期日後ニ於テ地租額ニ異動ヲ生スルモ追徴又ハ還付セス
 但荒地免租トナリタル土地ニ對シ徵收濟ニ係ル税金ハ之ヲ還付ス

第二章 營業稅及雜種稅

第二條 營業稅及雜種稅ハ毎年度ムル所ノ課目課額ニ基キ其營業又ハ行爲ヲ爲ス者若クハ物件所有者ニ之ヲ賦課ス
 但本則ニ別段ノ規定アルモノハ此限ニアラス

第三條 年稅ノ課稅期間ハ之ヲ二期ニ區分シ毎年度四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ前半期ハ四月一日後半期ハ十月一日現在ノ營業行爲又ハ物件ニ基キ毎半年額ノ半額ヲ賦課ス
 但賦課ノ定率アルモノハ其折半率ニ依リ毎期之ヲ賦課ス

月稅ハ毎月一日現在ノ營業又ハ行爲ニ基キ之ヲ賦課ス
 日稅ハ其日現在ノ營業又ハ行爲ニ基キ之ヲ賦課ス

前各項ノ外特定ノ期間内ニ於ケル營業又ハ行爲ニ對シ賦課スルモノハ本則中別ニ之ヲ定ム

第四章 家屋稅

第十七條 家屋稅ハ左ノ町村ニ於テ建物ヲ所有スル者ニ之ヲ賦課ス

南葛飾郡 龜戶町 大島町 吾嬬町 寺島村 隅田村 砂村 小松川町 (荏原郡外四郡ノ町村名ハ略ス)

第十八條 家屋稅ノ課稅期間ハ之ヲ二期ニ區分シ毎年度四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ前半期ハ四月一日後半期ハ十月一日現在ノ建物ヲ標準トシ該年度豫算ニ定ムル課率ノ折半率ニ依リ毎期之ヲ賦課ス

第五章 戶數割

第二十一條 戶數割ノ賦課期間ハ之ヲ二期ニ區分シ毎年度四月一日ヨリ九月三十日迄ヲ前半期十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄ヲ後半期トシ毎半年額ノ半額ヲ分納セシム

第二十二條 戶數割ハ毎年度四月一日ニ於テ家屋稅ノ賦課ヲ施行セサル町村ニ於テ一戸ヲ構フル者ニ賦課ス

第二款 東京府一覽

三七

第二款 東京府一覽

四月二日以後九月三十日迄ニ前項ノ事實消滅シタル者ニ對シテハ十月一日ニ於テ現ニ一月ヲ構フル町村ニ於テ第二十三條ニ依リ定メタル賦課額算定方法ニ基キ賦課年額ヲ定メ之ヲ折半シ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ錢位ニ充タシメタル額ヲ賦課ス戸數割ノ賦課ヲ施行スル町村相互ノ間ニ於ケル戸數割納稅義務者ノ轉出ハ其町村ニ於ケル納稅義務ノ發生及消滅ト見做シ前二項ノ例ニ依ル

第二十三條 戸數割ハ毎年四月一日ニ於ケル各町村ノ納稅義務者ノ總數ニ該年度豫算ニ定ムル所ノ稅率ヲ乘シタル額ヲ以テ其町村ノ負擔額トシ町村會ニ於テ四月二十五日迄ニ此ノ負擔額ニ基キ左ニ掲ケル事項ヲ標準トシ各納稅義務者ノ賦課年額算定方法ヲ議決スヘシ

但左記各號中第五號乃至第九號ハ其一ノミヲ以テ又ハ其各號ノミヲ併セテ標準ト爲スコトヲ得ス其他ハ其一以上ヲ擇ヒテ標準ト爲スコトヲ妨ケス

- 一、地租ノ納額
 - 二、所得稅ノ納額
 - 三、家屋ノ廣狹構造及敷地ノ地位
 - 四、各種ノ所得
 - 五、營業稅ノ納額
 - 六、府稅營業稅ノ納額
 - 七、村稅雜種稅ノ納額
 - 八、土地ノ面積
 - 九、土地家屋森林原野ノ實買價格實價額
- 町村會ニ於テ戸數割ノ負擔ニ堪ヘスト認ムル者ニ對シテハ課稅外ト爲スコトヲ妨ケサルモ該町村ノ負擔額ハ之ヲ減スルコトヲ得ス (以下省略)

第三款 國勢一覽

(大正四年第三十四回國勢一斑ニ據ル)

一、本邦位置

方位	經緯度	地名
極東	經 一五六、三二分	千島國占守郡占守島東端
極西	經 一一九、一八	澎湖廳水按港花嶼西端
極南	緯 二一、四五	臺灣阿猴廳至厚里七星岩南端
極北	緯 五〇、五六	千島國占守郡アライト島北端

經度ハ英國緯度ヲ以テ基トス

二、面積

地名	面積	百分比	一方里ノ人口	地名	面積	百分比	一方里ノ人口
東京	三六、七 ^{方里}	〇・三	三三、〇九 ^人	新潟	八七、九六 ^{方里}	一・八九	二、〇〇
京都	二五、五	〇・七	三、九四	埼玉	二四、八七	〇・五七	五、二八
大阪	二五、四	〇・六	一七、八九	群馬	三九、六五	〇・九〇	二、四三
大川	一五、五	〇・三	七、八三	千葉	三九、二九	〇・九	四、七五
神奈川	一五、三	〇・三	三、七二	茨城	三九、五一	〇・九	三、六三
兵庫	一四、六	〇・三	三、七二	栃木	四六、一五	〇・九	二、九三
長崎	一三、七	〇・三	四、三九				

第三款 國勢一覽

地名	面積	百分比	一方里ノ人口	地名	面積	百分比	一方里ノ人口
島根	2,105.8	0.9	2,105.8	島根	4,377.4	1.0	1,677.8
岡山	3,067.7	0.8	3,067.7	岡山	4,407.7	1.0	2,755.0
廣島	5,923.2	0.7	5,923.2	廣島	5,477.1	1.3	2,919.0
山口	2,778.1	0.7	2,778.1	山口	3,946.4	0.9	2,688.0
和歌山	1,926.1	0.6	1,926.1	和歌山	2,511.6	0.6	2,688.0
德島	3,070.0	0.6	3,070.0	德島	2,677.6	0.6	2,473.0
香川	1,461.1	0.3	1,461.1	香川	2,677.6	0.6	2,473.0
愛媛	1,596.6	0.4	1,596.6	愛媛	1,965.5	0.5	2,862.0
高知	1,866.6	0.4	1,866.6	高知	3,695.0	0.8	2,862.0
福岡	1,379.7	0.3	1,379.7	福岡	4,595.6	1.0	1,460.0
大分	777.7	0.2	777.7	大分	3,911.4	0.9	2,180.0
佐賀	1,237.1	0.3	1,237.1	佐賀	2,037.4	0.5	2,180.0
熊本	1,529.9	0.4	1,529.9	熊本	4,818.9	1.1	2,566.0
宮崎	1,135.5	0.3	1,135.5	宮崎	5,017.3	1.1	1,000.0
鹿兒島	2,443.3	0.6	2,443.3	鹿兒島	5,915.1	1.4	1,000.0
沖繩	2,833.3	0.7	2,833.3	沖繩	1,461.1	0.3	3,489.0
北海道	1,869.9	0.4	1,869.9	北海道	5,997.3	1.4	2,400.0
臺灣	1,869.9	0.4	1,869.9	臺灣	2,346.6	0.5	1,766.0

朝鮮	澎湖	臺灣	樺太	總計
14,133,000	8,133	6,634	2,399,933	21,874,700
3,133	0.011	9.6	5.4	1,445

本表中岡山、廣島、山口、鳥取、徳島、香川、愛媛、高知、佐賀、福岡、熊本、大分、宮崎ノ十三縣ハ明治四十三年神奈川、千葉、茨城、山梨、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫ノ二府七縣ハ四十五年ノ參謀本部調製實測圖ニヨリ其他ノ府縣ハ三十一年同部ノ實測圖及紙製二十萬分一圖ヲ本トシ同圖ナキ部分ハ諸官衙出版圖若シクハ稍信ヲ措クヘキ其他ノ諸圖ニ據リタル圖積トス但一方里以上ノ湖池ハ算入セズ

内地及樺太ハ第三十二統計年鑑臺灣、澎湖島ハ臺灣總督府第十六統計書朝鮮ハ總督府統計年報ニ據ル

一方里ノ人口ハ大正二年十二月三十一日調ニ據ル

三、民有地

(大正三年一月一日現在)

種別	有租地		免租年期地段別	種別	免租地段別
	段別	地價			
田	2,823,640町	1,055,386,846	7,777町	學校敷地	7,851町
畑	2,326,636町	29,522,633	8,835町	鄉村社地	1,335町
宅地	3,556,633町	65,153,013	5,100町	墳墓地	3,927町
鹽田	5,954町	1,866,599	1,277町	用懸水路	3,733町
鑛泉地	3町	7,543町	1町	溜水池	4,810町

種別	有租地		免租年期地段別	種別	免租地段別
	地價	地			
池沼	二,七六四	一,四四〇,〇六四	堤塘	一七三	四,二九〇
山林	七,九四,五七一	二六,五四七,五三三	井溝	二二,一七	一,八九四
牧場	四二,二二五	六二,〇〇〇	鐵道用地	五五,八三四	二七二
原野	一,二九五,〇八七	二,七四三,七三三	保安林	三,四八,四六一	五三,二六三
雜地	一一,八五三	一,〇四五,〇三三	道路	六,三三七	三,九五六
其他	—	—	其他	二五	五,八四九
總計	一四,九〇,七四三	一,九〇八,七三三,七六一	總計	二,〇八,六〇五	五五,一〇三
大正三年	一四,八三九,四三三	一,九一一,五三二,五三六	大正三年	二,一五,三四六	六三,八九〇
大正二年	一四,七〇〇,九三八	一,九〇七,九三三,七五五	大正二年	一,七〇八,六八八	六三,一五一
四十五年	一四,六八三,四五六	一,九〇六,五七三,五九七	四十五年	一,四六九,五二四	六〇,〇二一
四十四年	一四,五六八,五三八	一,九〇六,二〇〇,八八三	四十四年	一,二九六,三三七	五九,二四九

四、廳府縣郡區市町村及官廳役所役場數

(大正三年十二月末日現在)

種別	廳府縣其他	種別	官廳役所役場
北海道府縣	四七	北海道廳府縣廳	四七
區	六三六	島	八
郡	六	北海道支廳	一四
市	六五	區	五四〇
町	一,二六四	郡	六
村	一一,〇〇三	市	六五
		町	一一,八二八
		村	五五

備考 市内ノ區及區役所又ハ市町村内ノ町村ハ算入セス

△印ハ北海道ノ戸長役場ナリ
臺灣、樺太、朝鮮ヲ除ク

五、道府縣別人口戶數

(大正三年十二月末日現在)

道府縣	現住人口	現住戶數	道府縣	現住人口	現住戶數
東京府	三,一四五,三六五	七〇,三六六	神奈川縣	一,三六,三四八	二〇,二九五
京都府	一,二八八,二三四	二四三,六八二	兵庫縣	一,四三三,九一〇	二〇〇,四〇一
大阪府	二,四六一,〇七七	四九,九三三	長崎縣	一,一三四,七〇〇	一八,一六六

道府縣	現住人口	現住戶數	道府縣	現住人口	現住戶數
新瀉縣	一九二,三〇八	三九,三二一	山形縣	九五,三五六	二五,九七
埼玉縣	一,三四三,六七四	二〇九,三三三	秋田縣	九四,三六八	二六,〇三
群馬縣	一,〇一〇,八五五	一五六,三三三	福島縣	六二,五三三	二四,九二
千葉縣	一,四〇一,五八七	二二,〇五二	石川縣	八〇五,二六六	一五,四〇〇
茨城縣	一,三六八,三三九	二八,三九六	富山縣	八〇五,六三三	二七,二七六
栃木縣	一,〇四四,七七七	一五,五八三	島根縣	四七〇,六七四	九,六七四
奈良縣	六〇〇,七一一	一〇,六六〇	鳥取縣	七九,七五四	一四,三三六
三重縣	一,一〇一,五五三	二〇,四六七	岡山縣	一,二六二,二四二	二四,六六
愛知縣	二,〇七五,三三四	三九四,五三四	廣島縣	一,六六一,六四四	三六,一四七
靜岡縣	一,四八三,七三三	二四三,六九八	山口縣	一,〇八九,九七一	二六,九四〇
山梨縣	六〇八,六六九	九七,五九八	和歌山縣	七七〇,二九三	一三,九二二
滋賀縣	六九七,三六九	一三三,六二九	德島縣	七四二,三〇〇	一三,〇二八
岐阜縣	一,〇九四,九六〇	一九,九四一	香川縣	七五九,五五五	一七,二八〇
長野縣	一,四八四,二〇五	二五,七九	愛媛縣	一,〇九七,九九九	二〇,三三
宮城縣	九七三,三三七	一四,二二七	高知縣	六九三,五四八	一三,四〇八
福島縣	一,〇三三,五〇一	一八,五九九	福岡縣	一,九三六,四一七	三二,五七五
福島縣	八三三,四一五	一一,二四五	大分縣	九二六,九三六	一七,七〇四
青森縣	七六四,四八五	一一,九三三	佐賀縣	六九三,六一一	一〇,九三〇

道府縣	沖繩縣	北海道	總計
鹿兒島縣	二九,四七二	一,八二,七〇七	五五,二五八〇
宮崎縣	九,五九七		九,五九七
熊本縣	三三,〇三二		三三,〇三二

六、重要農產物作付段別及收穫高

種別	大正三年		大正二年		大正元年	
	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高
米	二,六五七,三三三	三,四三三,五二三	二,六五七,二七九	四,五〇三,八三三	二,六三六,八五一	四,五二五,八三三
糯	二五二,五九〇	四,四四九,二〇〇	二五二,九二〇	三,九五一,二二	二五二,二八七	四,〇〇〇,五〇三
陸	一一三,五五七	一,二八,四九五	一一九,五〇六	一,一〇〇,三三三	一〇九,九二五	九,六一,七四
合	三,〇二三,六八	五,七〇〇,六二八	三,〇一九,七〇五	五,〇二五,二六七	三,〇〇〇,〇五三	五,〇三三,五〇九
大	六二六,三三四	九,五五八,七五二	六二四,〇九七	一〇,六四二,六六〇	五九八,一〇一	九,七〇〇,七〇九
裸	七七七,九〇〇	七,〇七,三六〇	七三〇,八六六	九,一八〇,七九九	六八〇,五五九	七,九〇〇,一一
小	四七九,〇〇一	四,四八八,二九九	四八三,四九九	五,二二六,九五	四九六,三三三	五,一一九,五〇〇
計	一,八三三,二二六	二二,一四四,三五二	一,八二八,三七二	二五,〇五〇,三三三	一,七七四,四九二	三,三八〇,三三二
豆	—	—	—	—	—	—
大豆	—	—	—	—	—	—

種別	大正三年		大正二年		大正元年	
	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高	作付段別	收穫高
粟			一九九,四六六	二二,四六六	一〇,五〇〇	一,八九九,五七
稗			五五,〇五七	五〇六,八〇八	五六,〇〇一	七,八〇〇
黍			五五,六三三	二四七,三三九	三三,三三一	三,二,五二
蕎麥			一五,五〇〇	一,〇四〇,七三九	四六,六四三	九,九,七六二
甘藷			三〇七,三三〇	一,〇三七,二九,三三八	二九九,三三六	九〇,五〇三,二四
馬鈴薯			七五,九六六	一八九,七〇〇,四三二	七〇,五六四	一六,一九三,三三八
寶麻			二,五三二	七三,九九五	二,七五八	八七,〇九九
大藍			二,一九五	二,六七二,七三三	二,一五〇	二,三,七二,二二
菜煙			三二,九六一	二,六五一,五五七	五,〇九九	二,二,三,五,五三
菜種			二〇,九六三	九〇七,三五三	一,六,九九九	一,〇,二,七,四

七、輸出入物品價額品類別

品類	輸		出		輸		入	
	大正三年	大正二年	大正元年	大正三年	大正二年	大正元年	大正三年	大正二年

品類	輸		出		輸		入	
	大正三年	大正二年	大正元年	大正三年	大正二年	大正元年	大正三年	大正二年
植物及動物	九,〇七,〇〇元	六,八二,一五〇	七,〇三,二五三	九九,〇六九	五三七,八五〇	四三,七六六	五二,四九四,八四三	
穀物及種子	二,七〇九,九八五	一〇,〇七五,三三三	一三,四三三,八四八					
茶	三,二四六,一九七	三,七九,一三三	一一,六〇〇,四七					
飲水產物	二,四〇〇,五三	一五,九二五,四七	八,五九四,九八九	二,八三三,四八三	一六,一八三,八三			
砂糖	三,一〇〇,四〇七	三,〇三三,四三三	三,〇〇九,四四九	七九九,七九九	八三二,五七八	五〇〇,一九三		
酒精	一〇,七三三,六四九	一一,二八一,九九六	一〇,三三八,二六	四,七三三,七三	五,三九四,四二	四,八四二,三〇		
其他	三五,六六三	五,二〇,〇八	五,四,六〇一	一,五三六,四九九	一,二四四,四三	一,二八,〇三		
草	五二,八四四,九八二	五四,五七三,七二四	四七,六四一,一九七	二八,八七三,五二六	四四,四九九,〇〇七	三,六九四,一七八		
皮毛	三,二四三,三六七	四,一七八,四八〇	三,二四四,四六二	八,一六五,〇三三	八,六八,二〇八	八,五九四,七七		
同製	八,三三七,五〇六	八,五三一,七九	六,四八〇,三三九	二七,〇七三,七三	二〇,二〇,六六七	二,一四〇,四二		
油脂蠟及同製品	二〇,九六三,三三三	二七,六,五九,八九	二二,三六〇,二二七	四四,四四三,五五八	五〇,九四六,八六〇	四三,九九,三三六		
藥材化學藥類	三三,八九七,二	二七,六,五九,八九	二二,三六〇,二二七	二五〇,二八四,七三	二七,一四三,六七〇	二七,八六,六八九		
及染料塗料類	三〇,〇三三,八三三	三九,三三三,三八	三〇,一〇〇,九九					
絲織綢緞及材料	三〇,八四〇,七六一	三三,六〇五,六四	二五,七六一,三九九	五,二九九,六八六	一〇,〇八三,七三	九,五四六,〇四八		
絹織物				六九,一八八	七四六,七五三	一,二六一,三八一		
布織物				一〇,三三三,一五三	二,四四四,九二	八,七四六,三三九		
麻織物								
及織物								
同製	一〇,四四三,五〇三	一四,〇八八,二二	一四,一六〇,四七					
毛織物	一,六九九,九六四	九七〇,〇三	一,一九二,九九五	一,九八一,一五三	二,八八八,七七八	三,一五,六六六		
其他	八一,三〇九,八八一	八八〇,二二,三六	七二,三三三,八四	一八〇,九四,一八〇	二六,一六四,一六五	三,五九九,三九四		

品類	輸			入		
	大正三年	大正二年	大正元年	大正三年	大正二年	大正元年
衣類及同附屬品	三、八七、三二四	二五、八九、八三三	三三、八五、八四九	八九七、三三八	一、三六五、六四六	一、三三〇、四三二
紙及紙製品	四、七五、七四四	五、四三、九八四	四、七四八、四六二	一〇、四四、八九一	三、〇三八、四五三	二、六四三、九七四
礦物及同製品	二五、七五、三九	二四、九八、九九二	二〇、九〇、三三	一五、三六、九三三	一四、三三、三六四	一一、五五、四四四
陶磁器	八、九一、八六六	一〇、〇六、一四九	八、六三、〇六七	二、八九四、五八四	四、〇〇八、三三八	三、八七、七〇〇
鐵	—	—	—	—	—	—
金及銀	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—
金銀製品	三、四九〇、四〇〇	三、四四、二五三	三、四四、二五三	二七、一七、三三三	二七、一七、三三三	二七、一七、三三三
時計	—	—	—	—	—	—
船舶	—	—	—	—	—	—
機械	—	—	—	—	—	—
雜品	—	—	—	—	—	—
小包郵便物	—	—	—	—	—	—
旅客携帶品	—	—	—	—	—	—
合計	五八六、七七一、九五	六元、五五、一五〇	五四、六四、九二	五九四、五〇、三二	七八、六六、三九	六八、一六、七六

備考
 明治四十四年分
 輸出總額 四四二、九九六、八四八円
 輸入總額 五一二、九四二、一六九円
 本表ニハ再輸出入品價額ヲ算入セス

八、鐵道哩程

(大正三年五月)

線路名	國有線		本州		四國		九州	
	線	州	線	州	線	州	線	州
新橋、神戶間	神	本	神	本	高松、觀音寺間	本	鹿兒島、串木野間	本
神崎、福知山間	神	本	德島、阿波池田間	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
米原、直江津間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
萬世橋、名古屋間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
神戶、下ノ關間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
京都、小田間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
名古屋、湊町間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
王寺、和歌山間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
上野、青森間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
日暮里、岩沼間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
小山、高崎間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
郡山、野澤停車場間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
福島、青森間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
高崎、新潟間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
兩國橋、銚子間	神	本	其他諸線	本	鹿兒島、串木野間	本	鹿兒島、串木野間	本
合計	三七五、二	六七、〇	三三、三	二五、八	三三、三	二五、八	三三、三	二五、八

線	國					有					線	
	九	州	北	海	道	臺	壱	灣	其他	計		
其他諸線	計											
函館旭川間	二五・四											
岩見澤室蘭間	六・七											
追分夕張間	二七・二											
深川留萌間	三・一											
瀧川釧路間	一四・〇											
下宮良野旭川間	三・九											
旭川音威子府間	八・三											
池田網走間	二〇・四											
其他諸線	二六・七											
計	八五・七											
基隆打狗間	二四・八											
臺北淡水間	三・二											
臺南阿猴間	一五・三											
打狗阿猴間	三・三											
花蓮港拔仔間	三・三											
其他諸線	二〇・二											
計	二〇・二											
國	三〇・八											
樺太	五七・六											
合	五七・六											
南	四一・五											
中	二七・〇											
成	四・一											
東	七・四											
橫	二七・六											
足	一八・二											
東	二六・六											
計	二八・四											
上	一六・五											
尾	二七・九											
計	二七・九											
博	一六・五											
多	二七・九											
計	二七・九											
總計	六、〇、五											

大正二年
大正元年

五、八、八、五
五、八、五、八

四十四年
四十四年

五、六、七、六
五、四、八、八

朝鮮鐵道、南滿洲鐵道、臺灣製糖會社鐵道其他總テノ輕便線ハ之ヲ省ク
私設線ノ線路名稱ニ掲ケタルハ會社名ナリ
本表ハ官報又ハ鐵道院年報及臺灣統計書ニ依ル

九、東京(日本橋)ヨリ府縣廳道廳所在地ニ至ル里程 (哩又ハ哩ハ普通里程ニ換算セシモノナリ)

府縣	廳府縣	經過ノ種別	里程	府縣	廳府縣	經過ノ種別	里程
京都府	京都市	東海道通り	一三一	滋賀縣	大津市	東海道通り	一二八
大阪府	大阪市	京都ヲ經テ	一四四	岐阜縣	岐阜市	名古屋ヲ經テ	一〇四
神奈川縣	横浜市	神奈川ヲ經テ	八	長野縣	長野市	上田ヲ經テ	五九
兵庫縣	神戸市	京都及山崎ヲ經テ	一五〇	仙臺市	仙臺市	陸羽街道鶴島ヲ經テ	九二
長崎縣	長崎市	京都及小倉ヲ經テ	三四四	福島縣	福島市	陸羽街道通り	七一
新潟縣	新潟市	長野及高田ヲ經テ清水越	一〇九	盛岡市	盛岡市	陸羽街道通り仙臺ヲ經テ	一四〇
埼玉縣	浦和市	中山道通り	九〇	青森市	青森市	陸羽街道通り仙臺ヲ經テ	一九二
千葉縣	千葉町	市川ヲ經テ	一〇	山形縣	山形市	米澤通り	二〇四
							九五

廳府縣	所在地縣	經過ノ種別	里程	廳府縣	所在地縣	經過ノ種別	里程
茨城縣	水戸市	土浦ヲ經テ	二九里	宮崎縣	宮崎町	小倉及大分ヲ經テ	三六八里
群馬縣	前橋市	熊谷及伊勢崎ヲ經テ	二八	鹿兒島縣	鹿兒島市	小倉及熊本ヲ經テ	三八一
栃木縣	宇都宮市	陸羽街道通り	二七	德島縣	德島市	明石ヲ經テ淡路通り	一七八
奈良縣	奈良市	大津及伏見ヲ經テ	一四〇	香川縣	高松市	下津井及丸龜ヲ經テ	二〇七
三重縣	津市	四日市ヲ經テ	一一三	愛媛縣	松山市	下津井及丸龜ヲ經テ	二三七
愛知縣	名古屋市	熱田ヲ經テ	九五	高知縣	高知市	同	二三四
靜岡縣	靜岡市	東海街道通り	四六	福岡縣	福岡市	小倉及蘆ヲ經テ	三〇三
山梨縣	甲府市	甲州街道通り	三四	大分縣	大分市	京都及小倉ヲ經テ	三一七
山口縣	山口町	京都及廣島ヲ經テ	二六六	佐賀縣	佐賀市	小倉及山家ヲ經テ	三一四
和歌山縣	和歌山市	大阪ヲ經テ	一六一	熊本縣	熊本市	小倉及久留米ヲ經テ	三二五
秋田縣	秋田市	米澤通り	一五一	沖繩縣	那覇區	鹿兒島及大島名瀬ヲ經テ	五七四
福井縣	福井市	名古屋及柳ヶ瀬ヲ經テ	一三七	北海道廳	札幌區	陸羽街道青森及函館若小 牧ヲ經テ	二七六
石川縣	金澤市	名古屋及福井ヲ經テ	一五九	臺北	臺北	神戶及基隆ヲ經テ	五九六
富山縣	富山市	名古屋及高田ヲ經テ	一七五	臺中	臺中	臺北新竹後壠葫蘆荪ヲ經 テ	六三六
鳥取縣	鳥取市	長野及高田ヲ經テ	一〇八	臺南	臺南	臺中彰化北斗嘉義ヲ經テ	六七四
島根縣	松江市	姫路及若櫻ヲ經テ	一九四	宜蘭	宜蘭	神戶基隆頂双溪ヲ經テ	六一六
岡山縣	岡山市	姫路及津山ヲ經テ	二二一	澎湖	澎湖	宜蘭蘇澳花蓮港ヲ經テ	六八一
廣島縣	廣島市	京都及神戸ヲ經テ	一八六	澎湖	澎湖	神戶基隆ヲ經テ	六八一
		京都及神戸ヲ經テ	二三一				

一〇、學校及教員學生生徒

(大正三年)

種別	學校	教員	學生生徒及兒童	卒業者
小學校	公立 二五、四五七 私立 一五四	一五六、四八八 七一六	七、〇六六、四五〇 二六、八七二	一、二四四、五〇七 三、三一四
盲啞學校	公立 四 私立 二	五二 四三	五三八	九七
師範學校	公立 八六 私立 五七	二九六 二九六	一、八一八 二七、九二八	一九八 一〇、八〇六
高等師範學校	公立 二	一二六	一、〇七七	二四六
女子高等師範學校	公立 二	九六	六八九	一四一
臨時教員養成所	公立 二	二六	一六六	二六
中學校	公立 二四二 私立 七四	四、八七七 一、三五三	一〇四、〇六九 二七、一七三	一五、二九〇 四、二一一
高等女學校	公立 二五九 私立 二	三、〇五〇 四四	六五、四三八 八一三	一四、六三九 一六〇

種別	學	校	教	員	學生生徒及兒童	卒業者
高等女學校 私立		六九		一、〇二四	一七、〇三六	三、六六三
高等學校 官立		八		三五八	六、三五九	一、七八六
帝國大學 官立		四		八一五	九、五七二	一、八五五
專門學校 官立		八		二七六	三、九六六	七六六
專門學校 公立		五		一三四	一、七八五	三一七
專門學校 私立		五		一、五八一	二四、三五八	三、四九〇
實業專門學校 官立		一五		五四七	六、〇五五	一、五六七
實業專門學校 公立		二		四八	三九七	一〇三
實業專門學校 私立		二		七八	六四六	一一五
甲乙程度ノ實業學校 官立		一		四	二〇八	五四
甲乙程度ノ實業學校 公立		四		四、一二四	七一、一八四	一八、〇七八
甲乙程度ノ實業學校 私立		三六		五一一	九、五三〇	一、九三三
實業補習學校 官立		四		一	五八二	五七四
實業補習學校 公立		七、七〇二		一、五五八	三七一、一七一	一二四、一六八
實業補習學校 私立		三〇八		八〇七	一三、二三〇	四、一六
實業教員養成所 官立		三		一	一七三	二八
各種學校 公立		一、一〇八		八九九	四六、〇〇六	九、九六三
各種學校 私立		一、二四四		六、七三四	一〇八、四二二	三六、八四三

種別	社	神官及神職	種別	社	神官及神職
總計	六一	二、五〇六	總計	三三、五六八	七、九九七
官立	三五、三五九	一七二、八五三	官立	七、七五四、九六六	一、三三七、九四〇
公立	一、九九八	一三、一〇四	公立	二二九、〇八五	五七、八八三

一一、神社及神官神職

(大正二年十二月末日現在)

種別	社	神官及神職	種別	社	神官及神職
神宮	一	七三	國幣小社	二四	六四
官幣大社	四七	一九二	府縣	五九九	八九四
官幣中社	二五	一〇一	郡	三、四五二	三、三九四
官幣小社	三	一〇	村	四五、六八〇	八、三七八
別格官幣社	二	八〇	境外無格社	七二、六九一	八七六
國幣中社	四八	一六一	總計	一二二、五九三	一四、二二三

×印ハ神官ニシテ祭主、大宮司、小宮司、禰宜、權禰宜、宮掌等ヲ合記セシモノナリ

一二、寺院佛堂及住職

(大正二年十二月末日現在)

團師三第 (屋古名)	團師四第 (阪大)	團師五第 (島廣)	團師六第 (本熊)
步兵第五旅團(名古屋) 步兵第六聯隊(名古屋)	步兵第七旅團(大阪) 步兵第八聯隊(大阪)	步兵第九旅團(廣島) 步兵第十一聯隊(廣島)	步兵第十一旅團(熊本) 步兵第十三聯隊(熊本)
步兵第三十旅團(津) 步兵第三十三聯隊(同)	步兵第三十二旅團(和歌山) 步兵第三十七聯隊(同)	步兵第二十一旅團(山口) 步兵第四十二聯隊(山口)	步兵第三十六旅團(鹿兒島) 步兵第四十五聯隊(鹿兒島)
騎兵第三聯隊(同)	騎兵第四聯隊(同)	騎兵第五聯隊(廣島)	騎兵第六聯隊(熊本)
工兵第三大隊(同)	工兵第四大隊(高槻)	工兵第五大隊(同)	工兵第六大隊(同)
步兵第六十八聯隊(岐阜)	步兵第七十聯隊(篠山)	步兵第二十二聯隊(松山)	步兵第二十三聯隊(熊本)
步兵第五十一聯隊(津)	步兵第六十一聯隊(和歌山)	步兵第七十一聯隊(廣島)	步兵第六十四聯隊(都城)
野砲兵第三聯隊(名古屋)	野砲兵第四聯隊(大阪)	野砲兵第五聯隊(同)	野砲兵第六聯隊(熊本)
輜重兵第三大隊(同)	輜重兵第四大隊(同)	輜重兵第五大隊(同)	輜重兵第六大隊(同)
	重砲兵第一大隊(深山)	重砲兵第二大隊(廣島)	重砲兵第四大隊(廣島)
	重砲兵第三大隊(由良)	步兵第二十二聯隊(松山)	步兵第七十一聯隊(廣島)

團師七第 (川旭)	團師八第 (前弘)	團師九第 (澤金)	師第十第 (路姬)
步兵第十三旅團(旭川) 步兵第二十五聯隊(札幌)	步兵第四旅團(弘前) 步兵第五聯隊(青森)	步兵第六旅團(金澤) 步兵第七聯隊(金澤)	步兵第八旅團(姫路) 步兵第十聯隊(姫路)
步兵第十四旅團(同) 步兵第二十七聯隊(旭川)	步兵第十六旅團(秋田) 步兵第十七聯隊(秋田)	步兵第三十一旅團(富山) 步兵第三十五聯隊(同)	步兵第二十旅團(福地山) 步兵第二十聯隊(福地山)
騎兵第七聯隊(同)	騎兵第八聯隊(弘前)	騎兵第九聯隊(同)	騎兵第十聯隊(姫路)
工兵第七大隊(同)	野砲兵第八聯隊(弘前)	工兵第九大隊(同)	野砲兵第十聯隊(同)
重砲兵函館大隊(函館)	騎兵第二十四聯隊(盛岡)		
	輜重兵第八大隊(同)		
步兵第二十六聯隊(旭川)	步兵第三十一聯隊(弘前)	步兵第三十六聯隊(鯖江)	步兵第四十聯隊(鳥取)
步兵第二十八聯隊(同)	步兵第五十二聯隊(同)	步兵第六十九聯隊(富山)	步兵第三十九聯隊(姫路)
野砲兵第七聯隊(同)	騎兵第二十三聯隊(盛岡)	野砲兵第九聯隊(金澤)	野砲兵第十聯隊(同)
輜重兵第七大隊(同)	工兵第八大隊(弘前)	輜重兵第九大隊(同)	

第三款 國勢一覽

工兵第十大隊(福地山)
重砲兵舞鶴大隊(舞鶴)

輜重兵第十大隊(姫路)

六〇

團師一十第 (寺通善)

步兵第十旅團(德島)步兵第十二聯隊(丸龜)
步兵第二十二旅團(善通寺)步兵第四十三聯隊(善通寺)
騎兵第十一聯隊(同)
工兵第十一大隊(同)

步兵第六十二聯隊(德島)
步兵第四十四聯隊(高知)
野砲兵第十一聯隊(善通寺)
輜重兵第十一大隊(同)

團師二十第 (倉小)

步兵第十二旅團(小倉)步兵第四十七聯隊(小倉)
步兵第三十五旅團(福岡)步兵第十四聯隊(同)
騎兵第十二聯隊(小倉)
工兵第十二大隊(同)
重砲兵第五聯隊(下關)
重砲兵對島大隊(鷓知)

步兵第七十二聯隊(大分)
步兵第二十四聯隊(福岡)
野砲兵第十二聯隊(小倉)
輜重兵第十二大隊(同)
重砲兵第六聯隊(下關)
警備步兵大隊(嚴原)

團師三十第 (田高)

步兵第十五旅團(新發田)步兵第十六聯隊(新發田)
步兵第二十六旅團(高田)步兵第五十聯隊(松本)
騎兵第十七聯隊(高田)
工兵第十三大隊(小千谷)
步兵第二十七旅團(水戸)步兵第二聯隊(水戸)

步兵第三十聯隊(村松)
步兵第五十八聯隊(高田)
野砲兵第十九聯隊(同)
輜重兵第十三大隊(同)
步兵第五十九聯隊(宇都宮)

團師四十第 (宮都宇)

步兵第二十八旅團(宇都宮)步兵第十五聯隊(高崎)
騎兵第十八聯隊(宇都宮)
工兵第十四大隊(水戸)

步兵第六十六聯隊(同)
野砲兵第二十聯隊(同)
輜重兵第十四聯隊(同)

團師五十第 (橋豐)

步兵第十七旅團(豐橋)步兵第十八聯隊(豐橋)
步兵第二十九旅團(靜岡)步兵第三十四聯隊(靜岡)
騎兵第四旅團(豐橋)騎兵第十九聯隊(豐橋)
騎兵第二十六聯隊(同)
野砲兵第二十一聯隊(同)
輜重兵第十五大隊(同)

步兵第六十聯隊(豐橋)
步兵第六十七聯隊(濱松)
騎兵第二十五聯隊(豐橋)
工兵第十五大隊(同)

團師六十第 (都京)

步兵第十八旅團(敦賀)步兵第九聯隊(大津)
步兵第十九旅團(伏見)步兵第三十八聯隊(伏見)
騎兵第二十聯隊(京都)
工兵第十六大隊(伏見)

步兵第十九聯隊(敦賀)
步兵第五十三聯隊(奈良)
野砲兵第二十二聯隊(京都)
輜重兵第十六大隊(同)

團師七十第 (山岡)

步兵第三十三旅團(岡山)步兵第四十一聯隊(岡山)
步兵第三十四旅團(松江)步兵第二十一聯隊(濱田)
騎兵第二十一聯隊(岡山)
山砲兵第二大隊(同)
輜重兵第十七大隊(同)

步兵第五十四聯隊(岡山)
步兵第六十三聯隊(松江)
野砲兵第二十三聯隊(岡山)
工兵第十七大隊(同)

第三款 國勢一覽

六一

第十師團 (米留久)	
步兵第二十三旅團(大村)	步兵第四十六聯隊(大村)
步兵第二十四旅團(久留米)	步兵第四十八聯隊(久留米)
騎兵第二十二聯隊(同)	野砲兵第二十四聯隊(同)
山砲兵第三大隊(同)	工兵第十八大隊(同)
輜重兵第十八大隊(同)	重砲兵佐世保大隊(佐世保)
重砲兵長崎大隊(長崎)	

備考 臺灣、樺太、韓國、滿洲ニ在ル常備團隊ハ本表以外トス

一四、陸軍管區表

師管	聯隊	區	師管	聯隊	區
第一	麻布	甲府	第十一	丸龜	德島
第二	福島	若松	第十二	中津	善通寺
第三	名古屋	岐阜	第十三	新發田	小倉
第四	大阪	篠山	第十四	水戸	高崎
第五	廣島	山口	第十五	豊橋	飯田
第六	熊本	八代	第十六	大津	京都
第七	札幌	函館	第十七	福山	濱田
					松江

第八	青森	盛岡	秋田	弘前	第十八	大村	佐賀	久留米	高瀬
第九	金澤	鯖江	高岡	富山	警備隊區	沖繩	對馬		
第十	姫路	鳥取	福知山	神戸					

備考 臺灣、樺太、朝鮮ノ管區ハ追テ之ヲ定ム。

一五、軍艦一覽表

種別	軍艦				等級	計畫排水量	艦名	艇名
	戰艦	巡洋戰艦	巡洋艦	海防艦				
		一等	二等	一等	二等			
		七千噸以上	七千噸未滿	七千噸以上	七千噸未滿			
		敷島、朝日、三笠、肥前、香取、鹿島、薩摩、安藝、河内、攝津	筑波、生駒、鞍馬、伊吹、比叡、金剛	淺間、常磐、八雲、吾妻、磐手、出雲、春日、日進、阿蘇	笠置、千歲、津輕、宗谷、利根、筑摩、平戶、矢矧、須磨、明石、新高、對馬、音羽	豐後、豐前、豐後、豐前、豐後、豐前、豐後、豐前	大和、武藏、松江	

種別	軍艦		驅逐艦			水雷艦
	一等	二等	一等	二等	三等	
龍田、千早、淀、最上	八百噸以上	八百噸未滿	千噸以上	千噸未滿	六百噸未滿	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三 準、白鷺、鷓、真鶴、千鳥、鷹、蒼鷹、鷓、燕、雲雀、雉、鷺、鶉、鷓、鷓、鷓
宇治、隅田、伏見、鳥羽、嵯峨	八百噸以上	八百噸未滿	千噸以上	千噸未滿	六百噸未滿	第廿九號、第四十九號、第五十四號、第五十八號、第五十九號、第六十號、第六十一號、第六十六號、第六十七號、第六十八號、第六十九號、第七十號、第七十一號、第七十二號、第七十三號、第七十四號、第七十五號
海風、山風	八百噸以上	八百噸未滿	千噸以上	千噸未滿	六百噸未滿	豐雲、夕霧、不知火、陽炎、薄雲、曙、曉、白雲、朝潮、村雨、朝霧、有明、吹雪、霞、神風、初霜、彌生、如月、山彦、追風、夕風、疾風、初春、白雪、白露、松風、朝露、夕立、野分、朝風、春風、夕暮、三日月、潮、子日、響、若葉、初雪、卯月、水無月、時雨、長月、菊月、浦波、磯波、綾波

艇水潛	第一、第二、第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三
-----	---

備考
 一、本表ノ外未成ノ艇艇アリ
 二、〇印ハ日露戰役ニ於ケル戰利艇 ●印ハ同上捕獲艇ヲ示ス

一六、海軍管區表

第一	第二	第三	第四
羽後、陸奥國界ヨリ本土東海岸及全南海岸ニ沿ヒ紀伊、南牟婁、東牟婁郡界ニ至ルノ海岸海面小笠原等及北海道ノ海岸海面並ニ樺太島ノ海岸海面	紀伊國南牟婁、東牟婁郡界ヨリ長門國大津、豐津郡界ニ至リ又筑前國遠賀宗像郡界ヨリ九州東岸ニ沿ヒ日向大隅國界ニ至ルノ海岸海面及四國ノ海岸海面並ニ内海	筑前國遠賀宗像郡界ヨリ九州西海岸及同南海岸ニ沿ヒ日向大隅國界ニ至ルノ海岸海面及沖繩諸島ノ海岸海面並ニ臺灣、澎湖列島ノ海岸海面	長門國大津、豐浦郡界ヨリ本土西海岸ニ沿ヒ羽後、陸奥國界ニ至ルノ海岸海面及隱岐、佐渡ノ海岸海面
相模國三浦郡橫須賀	安藝之國安藝郡吳	肥前國東彼杵郡佐世保	丹後國加佐郡舞鶴
橫須賀鎮守府	吳鎮守府	佐世保鎮守府	舞鶴鎮守府

第五區	對馬及朝鮮ノ海岸海面	朝鮮慶尙南道昌原郡鎮海	(當分) 佐世保鎮守府
關東州海軍區	關東州ノ海岸海面		旅順鎮守府

一七、大正四年度歲入出豫算摘要

歲入		經常部	
科	目	科	目
租稅	地租 所得稅 營業稅 相續稅 通行稅 鹽業稅 兌換銀行稅 酒稅	石油消費稅 賣藥營業稅 取引所稅 關稅 噸稅	二、〇一四、七二九 二三五、〇九五 四、〇二二、一四〇 五五、九〇六、六八七 六〇〇、九四三 二九、〇七一、二七二 一四四、七三一、九〇六 三、一七八三八〇
	三三六、九四三、六六三 七五、三三五、〇四六 三五、四七一、六七六 二五、〇五九、一九〇 三、〇三七、四四四 四、一四一、四四五 二、一八八、三一三 八一六、二三九 八九、〇四七、四五七	印紙收入 官業及官有財產收入 雜收入	二、九九七、四九九 五三七、九二二、六七五
合計	四、七八九、〇六二 一五、一二五、二九三 一九一、八〇、二〇四	合計	二、九九七、四九九 五三七、九二二、六七五

醬油稅	四、七八九、〇六二	特別	二、九九七、四九九
砂糖消費稅	一五、一二五、二九三	總計	五三七、九二二、六七五
織物消費稅	一九一、八〇、二〇四		

歲出		臨時部	
科	目	科	目
官有拂下物	三、三六五、二八五	軍艦水雷艇補充費	一、二〇〇、〇〇〇
雜收入	二二、九四三、九〇二	入水費	一四、九一三、七八八
港灣設備納付金	二〇〇、〇〇〇	總計	一四二、八〇〇
公債募集金	一五、四二七、二二〇	前年度	九八、二七六、七九八
森林收入	二、八二九、〇八七	合計	一七〇、四五八、八八〇
陸軍營繕費	三六〇、〇〇〇	總計	七〇八、三八一、五五五
補充費			

歲出		經常部	
科	目	科	目
皇室費	四、五〇〇、〇〇〇	內務省	一四、五二八、二九一
外務省	四、四三九、一八二	大藏省	一九五、三八一、七六八
所管		所管	

第三款 國勢一覽

科	目	金額	科	目	金額
陸軍省	所管	七九,〇〇三,一〇〇 ^円	農商務省	所管	七,六七七,七二二 ^円
海軍省	所管	四三,五一〇,六八一	逓信省	所管	六五,六三九,三八七
司法部	所管	一二,四〇一,一八三	合計		四三七,二五〇,〇三五
文部省	所管	一〇,一六八,七二一	合計		

六八

臨時部

科	目	金額	科	目	金額
外務省	所管	三,七五一,四六五 ^円	文部省	所管	一,八三四,三二三 ^円
內務省	所管	六六,一二八,四一一	農商務省	所管	七,八五九,五一二
大藏省	所管	一一九,九一六,一四八	逓信省	所管	一八,〇〇五,八三六
陸軍省	所管	一八,八三七,六二四	合計		二九九,八一五,五七五
海軍省	所管	六二,五七三,五〇〇	合計		七三七,〇六五,六一〇
司法部	所管	九〇八,七五六	總計		

一八、國稅稅率及納期其他

地租稅率及納期

地價(土地家賃掛記ノ價額)	納期	地租額
一宅 地	百分ノ二箇半	二分ノ一
二田 畑	百分ノ四箇半	二分ノ一
三其他ノ土地	百分ノ五箇半	二分ノ一
宅 地	同上	同上
田	同上	同上
其他ノ土地	同上	同上

所得稅稅率及納期

第一種 法人ノ所得	第二種 法人ノ所得	第三種 法人ノ所得
甲 合名會社 合資會社ノ所得	乙 株式會社 株式合資會社其他ノ法人	丙 前二種ニ屬セザル所得
五千圓以下 千分ノ四十	一萬五千圓以上 千分ノ六十	千圓以下 千分ノ二十五
一萬五千圓以上 千分ノ七十	二萬圓以上 千分ノ八十	千圓以上 同
五萬圓以上 千分ノ六十	五萬圓以上 略ス	三十五
二萬圓以上 千分ノ八十		二千圓以上 同
五萬圓以上 略ス		四十五

六九

第三款 國勢一覽

七〇

三千圓以上	千分ノ五十五	五千圓以上	同	七千圓以上	同	八十五
一萬五千圓以上	同	百二十	同	二萬圓以上	同	百四十
五萬圓以上	同	百八十	同	七萬圓以上	同	二百
第一種ノ所得ハ各事業年度毎ニ所得稅ヲ徵收ス						
第二種ノ所得ハ其金額支拂ノ際支拂者其所得稅ヲ徵收シ其都度之ヲ政府ニ納ム						
第三種ノ所得ハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四期ニ徵收セラル						
第一期 其年九月一日ヨリ同月三十日限	第二期 其年十一月一日ヨリ十五日限					
第三期 翌年一月ヨリ同十五日限	第四期 翌年三月一日ヨリ十五日限					

營業稅稅率及納期

卸賣 甲 萬分ノ八 小賣 甲 萬分ノ二十
乙 萬分ノ十一 乙 萬分ノ三十

物品販賣業 建物賃借價格

從業者 一人毎ニ金二圓

金錢貸付業 運轉資本金額

從業者 千分ノ六十

物品貸付業 建物賃借價格

從業者 一人毎ニ金二圓

製造業、印刷業、出版業、寫眞業

資本金額 千分ノ七十
建物賃借價格 一人毎ニ金二圓
從業者ノ内職工勞役者 同 金五十錢
資本金額 千分ノ四、五

銀行業、保險業、建物賃借價格

從業者 千分ノ七十
一人毎ニ金二圓

請 頁 業 請負金額

從業者 千分ノ四
一人毎ニ金二圓

料理店業 從業者中職工勞役者

同 金五十錢
千分ノ百二十

周旋業、代理業、仲立業、問屋業

報償金額 一人毎ニ金二圓
從業者 一人毎ニ金二圓

外ニ運送業、倉庫業、鐵道業、席貸業、旅人宿業等アレトモ之ヲ略ス

營業者ハ年額ヲ二分シ其年五月、十一月ヲ以テ納期トス

相續稅法摘要

一 相續人ハ相續開始ノ知リタル日ヨリ遺言執行者又ハ相續財產管理人ハ就職ノ日ヨリ三箇月以内ニ相續財產目録及相續財產ノ價額中ヨリ控除セラルヘキ金額ノ明細書ヲ稅務署 提出スヘキモノトス
二 相續人確定シタル時ハ前記書類ヲ提出スルト同時ニ又ハ確定ノ日ヨリ一箇月以内ニ相續人ノ相續關係ヲ記シタル書面ヲ稅務署ニ提出スヘキモノトス

相續稅課稅價格及稅率

家督相續

第三款 國勢一覽

七一

課税價格	税		
	相續人カ被相續人ノ家族タル直系卑屬ナルトキ	相續人カ被相續人ノ所定ナル者民法第九八條ニ依リ選定セラレタル者ナルトキ	相續人カ配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ
五千圓以下ノ金額	千分ノ五	千分ノ六	千分ノ七
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ六	千分ノ七	千分ノ八
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ七	千分ノ八	千分ノ九
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ八	千分ノ九	千分ノ十
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ九	千分ノ十	千分ノ十一
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十	千分ノ十一	千分ノ十二
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十一	千分ノ十二	千分ノ十三
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十二	千分ノ十三	千分ノ十四
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十三	千分ノ十四	千分ノ十五
十五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十五	千分ノ十六	千分ノ十七
二十萬圓ヲ超ユル金額ハ其五萬圓毎ニ(百萬圓ニ至テ止ム)	千分ノ十五	千分ノ十六	千分ノ十七
課税價格	相續人カ直系卑屬ナルトキ	相續人カ配偶者又ハ直系尊屬ナルトキ	相續人カ其他ノ者ナルトキ
千圓以下ノ金額	千分ノ十	千分ノ十二	千分ノ十七
千圓ヲ超ユル金額	千分ノ十二	千分ノ十四	千分ノ二十

遺産相續

課税價格	登記税 (抜抄)		
	一 法定ノ家督相續ニ因ル所有權ノ取得	二 第一號以外ノ家督相續又ハ遺産相續ニ因ル所有權ノ取得	三 遺言贈與其他無償名義ニ因ル所有權ノ取得
五千圓ヲ超ユル金額	千分ノ十四	千分ノ十七	千分ノ二十五
一萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ十七	千分ノ二十	千分ノ三十
二萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十	千分ノ二十五	千分ノ三十五
三萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ二十五	千分ノ三十	千分ノ四十五
四萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十	千分ノ三十五	千分ノ五十
五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ三十五	千分ノ四十	千分ノ五十
七萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十	千分ノ四十五	千分ノ五十
十萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ四十五	千分ノ五十	千分ノ六十
十五萬圓ヲ超ユル金額	千分ノ五十	千分ノ五十五	千分ノ六十
二十萬圓ヲ超ユル金額ハ其五萬圓毎ニ(百萬圓ニ至テ止ム)	千分ノ五十	千分ノ五十五	千分ノ六十

不動産ニ關スル登記ヲ受クルトキ

一 法定ノ家督相續ニ因ル所有權ノ取得

不動産價格 千分ノ五

二 第一號以外ノ家督相續又ハ遺産相續ニ因ル所有權ノ取得

同 千分ノ五

三 遺言贈與其他無償名義ニ因ル所有權ノ取得

同 千分ノ六十

但神社寺院祠宇佛堂及民法第三十四條ニ依リ設立シタル社團又ハ財産法人カ寄附行爲ニ因ル所有權ヲ取得シタルトキ

四 第一號乃至第三號以外ノ原因ニ因ル所有權ノ取得

同 千分ノ三十

五 從來保有セル所有權ノ保存

同 千分ノ三十五

第三款 國勢一覽

第三款 國勢一覽

十三 質權抵當權ノ取得
 二十一 登記ノ更正變更又ハ抹消
 但一件ニ付税額金三十錢ヲ超ユルトキハ三十錢トス

債權價格 千分ノ六
 不動産每一箇 金十錢

一九、貨幣鑄造高

(自大正二年業)

△印ハ青銅貨ナリ

金貨	五七七、四六三、七九三 _円	銀貨	三四一、三四二、四一五 _円	青銅貨	△一二、八三三、一二二 _円	合計	九四〇、八二九、九〇一 _円
金貨		銀貨		青銅貨	九、一九〇、五七一 _円		

貨幣發行高

(同上)

金貨	五七四、九九九、四九二 _円	銀貨	三四一、一五八、〇二六 _円	青銅貨	△一二、六八三、〇五一 _円	合計	九三八、一三九、一一八 _円
金貨		銀貨		青銅貨	九、一八八、八四九 _円		

貨幣流通高

(大正元年度)

金貨	三五、五九四、〇八四 _円	補助銀貨	一二一、六七三、三三五 _円	補助銅貨	一七、八二二、三五 _円	合計	一七五、〇八九、七七六 _円
----	-------------------------	------	--------------------------	------	------------------------	----	--------------------------

兌換銀行券發行高

(其月末日大藏省調)

大正三年一月	三七三、二七六、七三九 _円	五月	三二三、五六〇、九五二 _円	九月	三二八、一五七、〇八三 _円
大正三年二月	三四四、八六七、〇八〇	六月	三六二、二七〇、八五二	十月	三二五、六〇一、一四六
大正三年三月	三四八、八五九、八七八	七月	三三一、〇三五、三九六	十一月	三一六、三一六、五六五
大正三年四月	三二五、三六六、六三八	八月	三五七、三一、八九四	十二月	三八五、五八九、〇九六

二〇、國債(未償還)額

(大正四年三月末日調)

制度變更	舊藩債處分	一、五〇九、三七九 _円
殖産興業	鐵道事業	二、四七四、一〇〇
殖産興業	製鋼及電話擴張	五二二、二九七、七〇〇
軍備擴張	軍備擴張	一九、四五八、一一九
財政整理	國債整理	五一、一三六、五二二
財政整理	煙草及鹽專賣	七〇〇、六九六、五三九
新領土經營	臺灣	一、一五四、四四七、五七四
新領土經營	朝鮮	四、三五一、三〇九
		六〇、〇〇〇、〇〇〇

第三款 國勢一覽

總計	二、五〇六、三七一、二四二
內國債	九九一、五三一、五七九
外國債	一、五一四、八三九、六六三

朝鮮ノ部

一、朝鮮現住戶口表

(大正二年十二月末現在)

地方種別	戸數			人口				
	内地人	朝鮮人	外國人	合計	内地人	朝鮮人	外國人	合計
京畿道	二二,五九	三三,三五五	一,二四九	三三,一四三	七,八〇一	一,五七五,五〇九	四,四四九	一,六五七,七五九
忠清北道	一,四〇八	一四,九七一	二元	一六,三二七	四,五七五	六七五,四三二	二五五	六八〇,二五一
忠清南道	四,一三七	二〇,三六二	五九三	二五,一三二	一三,九六四	一,〇三三,四六六	一,三三六	一,〇四七,六六六
全羅北道	四,四三七	二五,〇三三	一八九	二九,五七〇	一五,六五八	一,〇二二,七九	五九八	一,〇二七,九七五
全羅南道	五,七〇一	三〇,八四二	一五二	三六,六九五	一九,九〇〇	一,七五五,一九〇	四九三	一,三七五,六三三
慶尙北道	五,四四四	三五,三七三	一〇四	四〇,八二一	一七,八三八	一,八〇〇,八三三	三六九	一,八〇九,〇〇〇
慶尙南道	一六,四八一	三〇,六三三	三三二	四七,四四六	六二,〇五九	一,五五五,五五五	四五〇	一,五九九,〇〇四
黄海道	二,二八七	三四,一〇四	二〇〇	三六,五九一	七,〇七七	一,二九九,〇三三	八〇九	一,二六,九三二
平安南道	五,三三三	一九,一四九	三四六	二四,八二八	七,七六一	六八八,六〇七	一九九	一,〇〇八,六七二

道名	内地人		朝鮮人		支那人		其他ノ外國人		合計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
平安北道	二,九三三	一七,六四一	九六三	二〇,一五七	九,一三三	一,〇六六,六五一	—	—	四,五九三	一,二〇〇,三六六
江原道	一,七〇〇	一八,五三三	一四	一八七,〇六六	四,九〇五	九九九,五二二	—	—	四九九	九八四,九一五
咸鏡南道	三,七五五	一八七,三九三	二〇〇	一九二,三〇九	三,一一三	一,〇七六,三六六	—	—	一,一九九	一,〇九二,六七七
咸鏡北道	二,三四〇	七,八五七	一一三	八,一〇六	七,八二八	四〇〇,〇〇〇	—	—	四八一	四八八,三九九
總計	七,七三三	二九,六四一,一三三	四,一四四	三〇,四四,五六六	二七,五九一	一,五,一六九,九三三	—	—	一七,三九九	一,五,四八八,六三三
大正元年	七,〇六八	二八,八五,四〇四	三,八七六	二九,九,九六八	二四,三七九	一,四,五六七,七八三	—	—	一六,五八九	一,四,八七,〇一一
明治四十四年	六,三三三	二八,三三,九五五	三,三三三	二八,七九,八七〇	二〇,六八九	一,三,八三三,三七六	—	—	三,二八〇	一,四,〇五五,八六九

二、農業者數表

(大正二年十二月末日現在)

道名	内地人		朝鮮人		支那人		其他ノ外國人		合計	
	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口	戸數	人口
京畿道	一,三三三	五,〇〇〇	三三,一四一	一,一五,一〇七	二,一九	三,九六	三	—	三三,八七四	一,一五六,五三八
忠清北道	一,四一五	四,四三	二,四〇,五三三	五,〇〇,七三六	六	一四	一	—	二,四〇,二〇七	五六一,一八八
忠清南道	四,〇〇	一,七〇〇	一八〇,一三七	八七五,七五	三	六	—	—	一八〇,六四九	八七五,五六八
全羅北道	一,二四三	三,四三三	二〇三,九八三	八七七,〇〇三	六	九	—	—	二〇四,二六六	八七〇,五四五
全羅南道	九四	三,一四九	三〇八,三五三	一,四六,八〇九	八	二〇	—	—	三〇九,二八五	一,四七九,六七四

道名	內地人			朝鮮人			支那人			其他外國人			合計	
	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口	戶數	人口		
忠清南道	1,265	4,336	521	1,466	33	39	1	3,295	1,405	533	1,405	5,333		
全羅北道	1,952	6,851	2,551	1,290	20	22	1	2,677	2,677	2,677	5,354			
慶尙南道	2,221	7,791	2,097	9,597	33	35	3	2,099	2,099	2,099	11,925			
黃海道	1,262	4,151	779	2,097	33	35	3	2,099	2,099	2,099	6,357			
平安南道	1,262	4,151	779	2,097	33	35	3	2,099	2,099	2,099	6,357			
平安北道	1,262	4,151	779	2,097	33	35	3	2,099	2,099	2,099	6,357			
江原道	1,262	4,151	779	2,097	33	35	3	2,099	2,099	2,099	6,357			
咸鏡南道	1,262	4,151	779	2,097	33	35	3	2,099	2,099	2,099	6,357			
咸鏡北道	1,262	4,151	779	2,097	33	35	3	2,099	2,099	2,099	6,357			
總計	8,033	26,885	22,622	113,083	4,341	4,341	20	51,511	51,511	51,511	113,083			

三、耕地及未墾地面積表

(大正二年十二月末日現在)

道名	耕地			未墾地			合計	
	田	畑	合計	國有	民有	合計	合計	合計
忠清南道	1,377,400	52,477	1,429,877	1,150	2,273	2,423	1,432,300	5,100
全羅北道	1,212,556	36,939	1,249,495	1,150	2,273	2,423	1,251,918	3,397
慶尙南道	1,361,441	108,936	1,470,377	1,150	2,273	2,423	1,472,800	3,397
慶尙北道	1,181,100	93,264	1,274,364	1,150	2,273	2,423	1,276,787	3,397
黃海道	1,087,750	67,750	1,155,500	1,150	2,273	2,423	1,157,923	3,397
平安南道	847,988	266,803	1,114,791	1,150	2,273	2,423	1,117,214	3,397
平安北道	646,542	254,700	901,242	1,150	2,273	2,423	903,665	3,397
江原道	510,000	222,988	732,988	1,150	2,273	2,423	735,411	3,397
咸鏡南道	477,236	222,333	699,569	1,150	2,273	2,423	702,042	3,397
咸鏡北道	343,348	222,744	566,092	1,150	2,273	2,423	568,515	3,397
總計	10,696,600	1,820,944	12,517,544	12,517,544	12,517,544	12,517,544	25,035,088	73,899

四、主要農產物作付段別及收穫高表

(大正二年)

道名	作付段別			收穫高		
	米	麥	大豆	米	麥	大豆
京畿道	1,361,850石	661,840石	377,377石	1,148,366石	655,344石	248,515石

道名	作付段別				收穫	
	米	麥	大豆	米	麥	大豆
忠清北道	四四,七七石	三三,九〇石	三三,〇九石	三九,三〇石	三八,八〇石	七,五六石
忠清南道	二四,七〇石	三九,一六石	二六,五二石	一〇,八六,〇〇石	四九,一三石	九八,三〇石
全羅北道	二七,七二石	三〇,一五石	一五,六四石	一,二六,八八石	三六,六二石	九九,三三石
全羅南道	一三,五〇,二六石	九〇,七五石	三三,四六石	一,三五五,〇〇石	一,二四八,八四石	一九九,一九七石
慶尙北道	一六,八四九石	一〇六,三三石	四一,八九七石	一,三〇六,四〇石	一,〇五七,三三石	三〇七,八三三石
慶尙南道	一〇六,九四七石	七四,八七三石	三四,六六石	一,二二〇,八四三石	一,二二一,三五四石	二〇〇,六四四石
黃海道	八三,五五五石	七三,七九三石	四〇,九〇石	七六,〇一〇石	四八,一七六石	二九三,三六九石
平安南道	四八,六三八石	三三,一八三石	三三,三三〇石	四〇,九三三石	二四,四八五石	一九二,三三九石
平安北道	五〇,四九九石	九,〇三四石	二二,三三〇石	四三,九二九石	七七,三二九石	二四,六六三石
江原道	四六,一三九石	元六,六三三石	二五,一八七石	四三,九二九石	三三,一八三石	一四四,〇三三石
咸鏡南道	二八,三七八石	二六,八三四石	三五,〇三三石	二五,二五五石	三〇,七六五石	二四二,六〇九石
咸鏡北道	四,六六三石	三,六五五石	三七,六四八石	一九,五五〇石	三元,三〇九石	一六二,七六八石
總計	一,〇四四,六六七石	六四三,九一九石	四〇五,三二一石	一〇,〇八三,二八四石	六,八二五,〇三三石	二,四四四,〇二八石
大正元年	九〇,八四三石	五八,一六八石	三七,五三〇石	八,九六九,六三〇石	五,八〇〇,八四七石	二,四四三,一〇三石
明治四十四年	九八,一三三石	五三,一五三石	三四,七三三石	一〇,〇七〇,三三三石	五,一五三,三〇七石	二,〇九七,三九一石
同四十四年	八〇,一八七石	四四,六三三石	三〇,五二九石	八,一四二,八三三石	三,五八八,四四一石	一,八二六,五六二石

臺灣ノ部

一、廳名

(大正三年十一月一日)

同四十二年	七二,一九八	三九,一七一	一八〇,〇九〇	七,四七九,九六	三,六四二,〇三	一,五三三,〇七
臺北	縱	宜南	關投	桃嘉	園義	新臺
臺南	東	花	蓮	港	澎	湖
阿	臺	臺	臺	臺	臺	臺

二、現住人口(廳別)

(大正三年十二月三十一日)

廳別	內地人		本島人	生蕃	外國人	合計
	男	女				
臺北	二九,七三三	二二,五五三	二四〇,一三三	一〇〇,一九四	一〇,〇七九	二六,一三三
宜蘭	一,四四五	一,四四五	二二,〇〇〇	一,九三三	一,三三八	二四,〇二八
桃園	一,六六一	一,六六一	一〇,〇〇〇	三,三三三	一,五五二	七,四四五
新竹	三,三六七	二,一八〇	一六〇,八五六	二,五六三	五,三三四	一六,七三〇

大正元年	總計	澎湖		花蓮		臺東		何樂		臺南		嘉義		南投		臺中		總計
		計	男女	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女			
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計
七,三三三 五,四〇〇 二,三三三	七,三三三 五,四〇〇 二,三三三	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	一,〇〇〇 一,〇〇〇 〇	三,〇〇〇 三,〇〇〇 〇

明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年
計女男	計女男	計女男
五,三三三 三,〇〇〇 二,三三三	五,三三三 三,〇〇〇 二,三三三	五,三三三 三,〇〇〇 二,三三三

備考 本表ハ三十八年十月施行ノ臨時戸口調査(生蕃ヲ除ク)ノ現住人口ヲ基トシ之ヲ同月以降ノ異動ヲ加除算定セシモノナリ
本島人中ニハ行政區域内ニ現在セシ蕃人ヲ含ム
所帶數ハ臨時戸口調査ニ係ルモノニシテ其所帶員數ハ五十八萬五千九百九十五ナリ

三、有租地無租地及免租年期地

(大正三年一月一日)

種別	有租地		無租地	開墾免租年期地		荒地免租年期地
	面積	租地		面積	租地	
田	三三,二六三	二,二六三	六,五三四	五	八,四四一	
畑	三〇,七七六	七,八六六	九,九二三		七,九七三	
養魚地	三,三三六	三〇,七七三	一,六七八		一,九九一	
原野山林其他			二九,三九七			

種別	面積		無租地	開墾免租地	荒地免租地
	有租地	無租地			
總計	六六,三九九	三,〇三二	一七,五三三	七	一八,四〇五
大正二年	六三,五五五	三,〇七三	一八,二二二	一	一五,〇九〇
四十五年	六三,七三三	三,三〇五	一八,七三三	一	一六,六三二

備考 甲八九段七畝二十四步ナリ

四、稻作及收穫高

(大正二年)

種別	面積		收穫	
	有租地	無租地	水	陸
總計	三六,六四四	二,四三三	二,四七九	二,〇九〇
大正元年	三三,八八六	二,四三三	二,四七九	二,〇九〇
四十五年	三三,七三三	二,四三三	二,四七九	二,〇九〇

五、重要農產物收穫高

備考 收穫ハ芝米ナリ

種別	面積		收穫高	
	有租地	無租地	水	陸
總計	二二,四七二	三,一九一	二,三三〇	一,五九四
大正二年	二二,四七二	三,一九一	二,三三〇	一,五九四
四十五年	二二,四七二	三,一九一	二,三三〇	一,五九四

備考 甘蔗ハ糖業年度前年七月ヨリ其年六月ニ至ル期間ノ事實ナリ

第三款 國勢一覽

種別	面積		收穫高	
	有租地	無租地	水	陸
大正二年	一,五九九	三三,〇九四	一,四一八	四,六二一
同元	一,一八〇	三三,〇九四	一,四一八	四,六二一
四十四年	九,〇二〇	三三,〇九四	一,四一八	四,六二一

六、漁獲物及水產製造物價額

種別	大正二年	同元	四十年
水產製造物	一、四二、一八 _四	九九二、七三七 _四	九六四、七二〇 _四
漁獲物	四〇二、六二六	二七一、九一七	二六三、六九六

樺太ノ部
一、支廳及郡名

支廳名	郡名	支廳及郡名
大泊	富内	大泊
豐原	榮濱	元泊
真斗	真斗	野田
久春	久春	野田
内居	内居	野田
香新	香新	野田

二、現住人口及戶數

(大正二年十二月三十一日)

種別	種別		總計	大正四年	大正四年
	內地	朝鮮			
人口	二二、五九三	四六	二五、五七三	二二、九〇三	二〇、七四一
戶數	一八、八九七	四八	一九、七八三	一八、二三五	一五、九八三
計	四二、四九〇	一、六九一	四四、三五六	四二、一三八	三六、七二五
戶數	一〇、三四〇	四六	一〇、七三七	九、八七一	八、八六一

三、農業者戶口及耕地段別

年次	農業者		耕地	
	戶數	人口	既耕地	新耕地
大正二年	二、六九四	九、八〇四	三、二八三	一、三三三
同元	一、七三三	六、四〇八	二、二六三	一、三三三
四十年	一、三三五	四、九二五	二、〇五八	七〇一

四、農產物收穫高

種別	數量	種類	數量
蕎麥	六〇一	蔬菜類	二、一八〇、四三六
燕麥	一六、二四九	馬鈴薯	一八四
稈麥	九、五四五	蠶豆	八一四
小麥	一、二三一	豌豆	五七
大麥	五九九	其他豆種	五七

(大正二年)

五、重要水產物製造高

種別	數量	種類	數量	價額
鯿	一七九、九九四 <small>石</small>	鯿骨	五、〇五二 <small>石</small>	五五、五七二
鱈	三、四五五	鱈油	五二、七五七 <small>箱</small>	一七五、六九〇
鱈鱗	七三、五四五	鱈油	一六、二八六 <small>箱</small>	六三、二七一
鮭	八、七〇一	鮭油	四二八、六〇八 <small>箱</small>	四三二、九三二
鮭鱗	二七、八七九	鮭油	三三、九一四 <small>箱</small>	三四、五四一
鮭鱗	一九、七六七	鮭油		

(大正二年)

租借地關東州ノ部

一、面積

土地	屬島ノ數	面積	積	人口	一方里平均人口
關東州本土	一八	二〇二、二二六 <small>方里</small>	四七九、六五四	七、四七七	二、三三二
五島	五	七、三一七	三〇、〇三九	三、二六〇	一、〇二二
長山列島	一七	九、二一四	五二、七五七	五、一七〇	三、二六四
總計	四〇	二一八、七五七			

(大正二年十二月三十一日)

二、人口及戶數地方別

(大正二年十二月三十一日)

地方	日本人		關東人		支那人		合計		戶數
	男	女	男	女	男	女	男	女	
順	四、九六三	四、四九九	四、三七五	四、〇七三	四、一四〇	一、〇〇四	八、一〇三	一〇〇、一五九	一六、四八二
大	三〇、一七五	二六、三四五	三、三四八	三、二二五	三、九八二	三、九八二	六、九六四	二〇、八九七	三、六六六

四、農産物(穀類)收穫高

種別	大正二年	同元年	四十四年	種別	大正二年	同元年	四十四年
包米	二四、一〇一石	二四、九七石	一五、八〇二石	黃豆	九、七七石	一四、〇八一石	四、一〇七石
高粱	六四、五三三	六六、八八〇	四二、四九元	青豆	五、九三三	六、九七八	三、九七一
穀子(稷)	六、三三二	五、二〇六	三、九三三	綠豆	六、三三三	八、七〇七	三、六〇二
穀子(粟)	二五、六二二	一五、五九〇	八、三三二	黑豆	三、六八七	四、八四二	二、三九九
稗子	五、九四三	五、〇〇一	二、八〇五	小豆	二、〇〇四	二、七二五	一、九七六
大麥	一、〇三三	一、二二四	三、九四	陸稻	一、八一	一、六六	六九
小麥	四、六六八	五、七〇〇	三、一七	水稲	二、三三	二、〇九五	六〇
蕎麥	二、二二	二、二七	二、三九				

備考 石(支那石)ハ各地同一ナラス凡ソ我一石七斗ニ當ル

第四款 歐羅巴各國一斑

一、主權者一覽

英吉利王

ジョージ五世

一八六五年六月三日生 一九一〇年五月六日即位

獨逸	皇帝	ウイルヘルム二世	一八五九年一月廿七日生 一八八八年六月十五日即位
佛蘭西	大統領	ポアンカレ	一八六〇年八月二十日生 一九一三年一月十七日就職
露西亞	皇帝	ニコラス二世	一八六八年五月十八日生 一八九四年十一月一日即位
奧地利	皇帝	フランツ、ヨゼフ一世	一八三〇年八月十八日生 一八四八年十二月二日即位
伊太利	王	ヴィクトル、エマヌエル三世	一八六九年十一月十一日生 一九〇〇年七月廿九日即位
土耳其	サルタン	モハメッド五世	一八四四年十一月三日生 一九〇九年四月廿七日即位
西班牙	王	アルフォンソ十三世	一八八六年五月十七日生 一八八六年五月十七日即位
白耳義	王	アルバート	一八七五年四月八日生 一九〇九年十二月十七日即位
和蘭	女王	ウイルヘルミナ、ヘレナ、ボリーネ、マリオ	一八八〇年八月卅一日生 一八八八年九月六日即位
葡萄牙	大統領	マノエル、ド、アリアガ	一八四一年八月廿四日生 一九一一年八月廿四日就職
瑞典	王	グスタフ五世	一八五八年六月十六日生 一九〇七年十二月八日即位
諸威	王	ハーコン七世	一八七二年八月三日生 一九〇五年十一月二日即位
丁抹	王	クリスチャン十世	一八七〇年九月廿六日生 一九一二年五月十四日即位
瑞西	大統領	エム、エドアルド、ミュラー	一九一三年三月卅二日就職
ルクセムベルグ	大公	マリイ、アデレイド	一八九四年七月十四日生 一九一二年二月廿六日即位

モ	ア	希	黒	塞	勃	羅
ナ	ル		山	ル	ル	ル
コ	バ	服	國	維	利	ニ
王	ニ	王	王	王	王	王
アルバート	ウイリアム一世	コンスタンチノス一世	ニコラス一世	ビーター一世	フェルチナンド	フェルチナンド
一八八九年九月十三日即位	一八七六年三月廿六日即位	一九一三年三月十六日即位	一八六八年八月二日即位	一八四〇年六月十一日即位	一八六五年八月十一日即位	一九一四年十月十一日即位

二、面積及人口

國名	面積	人口	付一方哩口	付人口出千産	付人口死千亡
英吉利	一三、一二三、七一二	四三五、〇〇〇、〇〇〇	三二	二四・四	一四・八
英本國	一一一、六三三	四五、三七〇、五三〇	三六三		三〇・九
印度	一、八〇二、六五七	三二五、一五六、三九六	一七五		一五・一
加奈陀	三、七二九、六六五	七、二〇六、六四三	二	二七・八	一〇・六
ドニウフアン	一六二、七三四	二四五、一三七	二	二八・八	一〇・六
深洲	二、九七四、五八一	四、四五五、〇〇五	二	二七・七	一〇・五

新西蘭	一〇三、八六一	一、〇〇八、四六八	一〇	二六・三	九・五
南阿非利加	四七三、一〇〇	五、九七三、三九四	一三		
獨逸	二〇八、七八〇	六四、九二五、九九三	三二〇	二九・八	一六・二
佛蘭地	一、〇二七、八二〇	一一、〇六五、九九二	一一		
佛蘭西	二〇七、〇五四	三九、六〇一、五〇九	一九〇	一八・七	一九・六
植民地	四、五三八、五四三	四〇、九八六、二四三	九		
アルゼリア	二二二、〇六七	五、五六三、八二八	二五	二五・一	一八・九
チュニス	四五、七七九	一、八七八、六二〇	四一		
露西亞	八、七六四、五八六	一七一、〇五九、九〇〇	一九	四六・八	二九・八
埃地亞	二四一、四九一	四九、八八二、三三一	二〇六		
埃地亞	一一五、八八二	二八、九九五、八四四	二四七	三一・四	二一・九
洪牙利	一二五、六〇九	二〇、八八六、四八七	一六六	四三・八	二四・九
伊太利	一一〇、五五〇	三三、二三八、九九七	三一九	三一・五	二一・四
殖民地	六〇一、二〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	三		
土耳其	七〇、二二四	二一、二七三、九〇〇	三〇		
西班牙	一九四、七八三	一九、五八八、六八八	一〇〇	三一・八	二三・七
西班地	八五、八一四	二三五、八四四	三		
白耳地	一一、三七三	七、五七一、三八七	六五二	二三・七	一五・二
植民地	九〇九、六五四	一五、〇〇〇、〇〇〇	一六		
和蘭地	一二、六四八	六、一一四、三〇二	四八三	二七・八	一四・五

國名	總歲		入		國		債	
	額	人口一人ニ對シ	總額	人口一人ニ對シ	總額	人口一人ニ對シ	總額	人口一人ニ對シ
英吉利	一八六,〇〇〇	四・〇二	七二〇,〇〇〇	一五・一八				
獨逸	一四四,〇〇〇	二・〇八	二五〇,〇〇〇	一五・〇八				
佛蘭西	一九〇,〇〇〇	四・一五	一,〇一五,〇〇〇	二四・〇八				
露西亞	三〇〇,〇〇〇	一・一六	九四五,〇〇〇	五・一五				
奧地利、洪牙利	二一五,〇〇〇	四・〇六	七八〇,〇〇〇	一五・二二				
伊太利	一一四,〇〇〇	三・〇五	五二二,〇〇〇	一四・一八				
土耳其	二六,二七五	一・一一	一一八,〇〇〇	七・一一				
西班牙	四二,〇〇〇	二・〇二	三九〇,〇〇〇	一九・一〇				
白耳義	三三,〇〇〇	四・〇八	一六〇,〇〇〇	二一・〇七				
和蘭	一七,〇〇〇	二・一七	九七,〇〇〇	一六・〇三				
葡萄牙	一五,二〇〇	二・一五	一四七,〇〇〇	二六・一五				
瑞典	一四,〇〇〇	二・一一	三四,〇〇〇	六・〇四				
諾威	七,二〇〇	三・〇〇	二〇,五〇〇	八・一一				
丁抹	九,五〇〇	三・〇八	二〇,〇〇〇	七・〇三				
瑞西	七,〇〇〇	一・一七						
ルクセンベルク	七五〇	二・〇二	一四,〇〇〇	五・〇八				
羅馬尼亞	二二,〇〇〇	三・〇三	六三,二〇〇	九・〇一				
勃利	七,〇〇〇	一・一一	二五,〇〇〇	五・一四				

第四款 歐羅巴各國一斑

九七

國名	面積	人口	付一方哩口	付人口千産	付人口千亡
植民地	七八三,〇〇〇	三八,〇〇〇,〇〇〇	四八	三〇七	一九・四
葡地	三五,四九〇	五,九五七,九八五	一五二		
植地	八〇二,九五二	九,一三九,四四四	一一		
瑞典	一七二,九六三	五,六〇四,一九二	三二	二三八	一三・八
諾威	一二四,一二九	二,三九一,七八二	一一	二五・九	一三・二
丁抹	一五,五八二	二,七七五,〇七六	一七八	二六・七	一三・四
植地	八六,六三四	一二五,七九一	一		
瑞西	一五,九七六	三,七八一,四三〇	二三五	二五・〇	一五・一
ルクセンベルク	九九八	二五九,八九一	二六一		
羅馬尼亞	五〇,七二〇	五,九五六,六九〇	一一七	四三・〇	二五・七
勃利	三三,六四七	四,三三七,五一六	一二九	四〇・三	二六・四
寒爾維	一八,六五〇	二,九一一,七〇一	一四四	三九・〇	二二・四
黑山	五六〇三	五一六,〇〇〇	九二		
希臘	二五,〇一四	二,九七五,九五三	一〇五		
希臘	一一,五〇〇	八五〇,〇〇〇	七四		
希臘	八	二二,九五六	二,七七三		

第四款 歐羅巴各國一斑

九六

三、歲入及國債

(一、九一三年調)

西	白	和	葡	瑞	瑞	丁	羅	勃	塞	黑	希
牙	耳	蘭	牙	典	威	抹	西	尼	利	爾	山
表	牙	蘭	牙	典	威	抹	西	尼	利	爾	山
一九二二年	一九二二年	一九二一年	一九二一年	一九二一年	一九二一年	一九二一年	一九二一年	一九二一年	一九二一年	一九二一年	一九二一年
四一、七七四	四一、七五二	三三、七四四	一五、七三三	三三、八六五	二二、〇三八	四三、五〇七	五九、一六四	二一、三七八	七、三九五	四、三三七	五、六三六
四一、七六〇	三九、九四七	四一、七七一	七、七六四	四四、〇九五	一八、〇三五	三七、八九五	五七、〇三七	二七、六六八	八、五二四	四、六七五	五、八一〇

四、外國貿易

國名	總額	人口一人對シ	總額	人口一人對シ
英 吉 利	一、九二二	一、二五〇	七、四四〇	五、九八一
獨 逸	一、九二二	一、二五〇	六、四三三	六、三五一
佛 蘭 西	一、九二二	一、二五〇	五、五〇八	五、四九四
露 西 亞	一、九二二	一、二五〇	四、九二七	四、五〇六
埃 地 利 洪 牙 利	一、九二二	一、二五〇	一、二五〇	一、一七一
伊 太 利	一、九二二	一、二五〇	一、四四五	一、〇三五
土 耳 其	一、九二二	一、二五〇	三、〇九一	二、〇二七
希臘	一、九二二	一、二五〇	二、〇〇〇	一、四一六
塞 爾 維 亞	一、九二二	一、二五〇	二、六五〇	八、一七
黑 山 國	一、九二二	一、二五〇	四、〇〇〇	一、二七
希 臘	一、九二二	一、二五〇	二、〇〇〇	一、四一六

五、國防費

國名	年次	總歲出	陸軍	海軍
英吉利	一九一三年	一九五、六四〇 <small>千鎊</small>	二八、二二〇 <small>千鎊</small>	四八、八〇九 <small>千鎊</small>
獨逸	同	一八四、八〇一	七三、八三三	二四、〇一二
佛蘭西	一九一四年	二一四、九三三	五七、四五九	一九、五六五
露西亞	同	三七七、三七九	六三、三四七	二六、四七四
奧地利、洪地利	一九一四年	一一、一三七	一〇、〇三四	一、六七二
伊太利	同	一〇四、八三七	一六、八六四	一〇、一八三
土耳其	一九一三年	三四、五六三	一四、七五三	一、七五一
西班牙	一九一四年	四〇、六九九	六、三五四	二、七八六
白耳義	同	三二、二七〇	四、〇〇八	一、七三七
和蘭	同	二一、一一二	二、九一三	八六一
葡萄牙	同	一六、八五五	二、二一九	一、五四〇
瑞典	同	一五、二〇七	三、〇四五	一、五五〇
挪威	同	八、八七二	九二	五五
丁抹威	同	六、六三六	一〇二	一
瑞西	同	四、二一七	一、八五〇	一
羅馬尼亞	同	二一、四五一	三、四七五	一

英吉利

六、兵力
陸軍

國名	年次	總兵力	現在兵員
勃利	一九一三年	四、七三二	一、六二〇
塞爾維	同	五、二三〇	一、二〇四
黑山	一九一二年	一七四	一〇
希臘	一九一三年	一〇、三三三	四、〇二六

種類	兵類	一九一四年	一九一五年
正規兵(內地及植民地駐屯兵)	兵	一六八、五〇〇人	一五六、一一〇人
植民兵及印度土人兵	兵	八、七七一	八、六三八
普通豫備兵	兵	一四七、〇〇〇	一四六、七五六
特別豫備兵	兵	八〇、一二〇	六三、〇八九
國國民兵	兵	六〇	六九
海峽諸島國民兵	兵	一	四七
馬爾他及巴爾米尼亞國民兵	兵	三、一六六	三、〇六七
		二、八九四	二、七〇三

種	類	兵	力(一九一四年)	現在・兵員(一九一四年首)
防	備	兵	三二五、四八五	二五一、七〇六
マシ	諸島義勇兵		一二六	一一九
士官	候補生		一、〇一九	七九五
計			七二七、一四一	六三三、〇九九
印度ニ於ケル英國兵			七五、八九六	七八、四七六
總計			八〇三、〇三七	七一、五七五

獨逸(一九一三年)

種	類	將	校	下士及兵卒	馬
步	兵(二百七十七聯隊)		一六、五七八	四七一、七九六	四、八二一
射	兵(十八大隊)		六二〇	一五、一三四	三五二
機關銃隊	(二十六小隊)		一三四	二、二九四	九二九
地方司令部	三百十四區		一、〇六七	六、五九三	
騎	兵(百十聯隊)		三、六九六	八二、〇〇七	八〇、二四八
野戰砲兵	百聯隊		四、六九二	八六、七七七	五七、三三九
徒兵砲兵	(二十四聯隊)		一、四六九	三三、二三〇	三、三九七
工	兵(三十五大隊)		一、〇四六	二二、九九九	六五〇

佛蘭西(一九一四年)

鐵道、電信、氣球隊	輜重隊(二十五大隊)	其他諸隊	合
九三五	六三一	七八五	三六、三〇四
一八、〇〇六	一〇、九六一	二、〇四〇	七五四、六八一
二、四三三	七、五六一		一五七、八一六

佛本國	都市	軍	植民地	軍	合
(佛兵) 六二〇、〇〇〇人			(佛兵) 二八、〇〇〇人		六四八、〇〇〇
アルゼリヤ及チュニス(佛兵) 五三、〇〇〇			(佛兵) 一九、〇〇〇		八三、〇〇〇
植民地(土人兵) 三〇、〇〇〇			(土人兵) 四〇、〇〇〇		五九、〇〇〇
合計	七〇三、〇〇〇		八七、〇〇〇		七九〇、〇〇〇

備考 右ノ外豫備軍三十六師團(五十萬人)アリ尙一、九二一三年度ノ兵力ヲ種類別ニ細別スレハ左ノ如シ

參謀	步兵	砲兵	輜重	憲兵	守衛隊	學校教官及學生
八、七六二	三六一、三四八	九七、五七一	一〇、四九二	二四、九九〇	二、八二八	

以上都市郡合計	七三、三六九人	行政官	一九、〇〇〇人
植民地軍	一八、三三五	サハラ駐屯	一、〇〇五
總計	六二七、七〇〇人		
	二七、九四四		
	六四五、六四四		

露西亞

十二個ノ軍管區ニ分レ三十七個軍團ヲ有ス其内二十七個軍團ハ歐洲ニ三個軍團ハ高加索ニ二個軍團ハ土耳其新據ニ五個軍團ハ西比利亞ニ配置セリ又騎兵二十七個半師團アリ其内二十一個半師團ハ歐洲ニ四個師團ハ高加索ニ一個師團宛ヲ土耳其新據ニ西比利亞ニ置ク平時兵力ハ全部ヲ過シ百二十萬人以上戰時ハ歐洲及中央亞細亞ニ於テ百五六十萬人亞細亞ニ於テ三十萬人總體ニテ百八十五萬人ヲ召集シ得ヘシト云フ

奧地利洪牙利(一、九一三年)

種類	將校又ハ同相當官	其他諸兵	馬匹
奧洪共同軍	八、七八二人	一八、六九八人	四、二六六匹
步兵	一一、三四三	一八五、七一四	二、三五四匹
騎兵	一、九八七	四五、一六四	四一、〇三二匹
野戰砲兵	二、二九七	三四、七七二	一七、七三三匹
要塞砲兵	五七四	九、三六〇	五〇匹

伊太利

種類	平時兵力合計	將校	兵卒	馬匹
工衛生隊	八九四	一一、一〇〇	二九	
輜重隊	一〇〇	二、八三三		
奧地利防備兵	四七四	四、四四〇	三、〇六七	
奧地利防備兵	四、五四九	四四、〇三〇	五、九四二	
洪牙利防備兵	三、一〇九	三三、一三八	一五、四〇四	
平時兵力合計	三四、〇〇九	三九〇、二四九	八九、八七七	

種類	將校	兵卒	馬匹
行政官、參謀、軍隊學校	一、二八四	一、九五二	二、四四二
步兵(三百八十九個大隊八十個中隊)	七、六二七	一六二、〇〇〇	六、二〇五
騎兵(百五十個中隊二十九個騎兵)	一、〇〇六	二七、四一六	二五、四六七
砲兵(二百六十三個大隊百十個中隊)	二、三五九	四九、二五六	二二、〇八四
工兵(八十一個中隊十個中隊)	六三〇	一一、〇九九	一、二八四
衛生隊(十二中隊)	七六九	三、七一二	八一
兵站部(十二中隊)	四五二	三、六七八	四二〇
騎銃隊(十二個兵團)	七〇九	三〇、〇八七	五、三六二
合計	一五、一七二	二八九、五〇〇	六四、三四五

土耳其

最近ニ於ケル平時兵員ノ總數二十三萬人ニシテ内二十萬人ハ「トリゴリ」兵ナルカ外憲兵ノ制發達シ約四萬二千
人ヲ有セリ而シテ土耳其兵ハ獨逸將校ノ訓練ヲ受クルト云フ

西班牙

全國八軍管區ニ分レ第一ヨリ第六ニ至ル軍管區ハ二個師團其他ノ軍管區ハ各一個師團トス而シテ一個師團ハ步兵二個旅團騎兵
一個聯隊野砲兵一個聯隊工歩一個聯隊ヲ以テ組織シ別ニ獨立セル騎兵三旅團山砲兵四個聯隊騎砲兵一個聯隊鐵道隊一個聯隊
補充隊八個中隊アリ總兵員ハ平時十二萬人戰時二十二萬人ニ達スト云フ

白耳義

種類	將	校	兵	卒	馬	匹
參謀本部		三八人				八五四
參謀部		四六				九二
副官		二七一		四三七		四二
行政官		二三〇				二八
醫官		四五				四五
獸醫官		三四				七
地方司令		一、七四五		二五、〇七〇		二七二
步兵		三〇四		五、六七一		五、五二二
騎兵						

種類	計	砲兵	輜重兵	工兵	非戰鬥員	其他
砲兵	六三六					
輜重兵	二九					
工兵	一六四					
非戰鬥員						
其他						
計	三、五四二	四四、〇六一	九、〇四一	二九一	一、五五一	一、八〇〇
			三、九四三	三三一	四四	一〇、四三五

和蘭(一九一三年)

平時兵員ハ將校一千五百四十三人下士以下二萬一千四百十二人戰時ハ十二萬五千人砲百五十二門ヲ有スト云フ

葡萄牙

平時兵員三萬人ト定メアルモ現員ハ將校六百五十人下士以下本國兵二千五百人土人兵七千人ニ過キスト云フ

瑞典(一九一三年)

歩兵二十八個聯隊騎兵八個聯隊野砲兵六個聯隊及一個兵團騎砲兵三個中隊山砲兵七個中隊要塞砲兵一個聯隊工兵十六中隊輜重
隊衛生隊十九個中隊ヲ有シ其平時兵員ハ將校二千二百七十二人其他兵員ヲ總計スルトキハ八萬八千二百二十五人戰時ハ四十八萬五
千人ニ達スヘシト云フ

挪威

歩兵六十二個大隊自轉車及スキー隊五個中隊騎兵三個聯隊野砲兵二十七個大隊山砲兵三個大隊重砲兵四個中隊工兵一個聯隊ニ
シテ其兵員八萬人ナリト云フ

丁抹

平時兵力ハ將校八百二十人兵卒一萬二千九百人ナリト云フ

瑞 西(一九一三年)

平時兵員ハ參謀一千二百三十三人歩兵十四萬七千六百六十人騎兵九千九百二十六人砲兵三萬五千八百人工兵七千四百六十六人衛生隊其他一萬二千四百九十七人總計二十一萬四千二百二十二ナリ

羅 馬 尼(一九一二年)

歩兵四十個聯隊射擊隊九個大隊騎兵二十個聯隊野砲兵二十個聯隊榴彈砲隊五個師團騎砲兵三個大隊要塞砲兵二十二個中隊工兵七個大隊鐵道隊一個大隊ニシテ平時兵員ハ將校五千四百六十人兵卒九萬八千人馬匹二萬一千五百頭戰時ハ約二十九萬人ニ達ス ト云フ

勃 牙 利

歩兵三十六聯隊砲兵九聯隊ヲ有シ平時兵力將校三千九百人其他五萬六千人ニシテ戰時ニハ二十八萬人ニ達スヘシト云フ

塞 爾 維(一九一二年)

五個軍團ヲ有シ一個軍團ハ歩兵一個師團砲兵一個聯隊騎兵一個聯隊ヲ以テ組織ス而シテ其戰時兵員ハ總數三十六萬一千七百四十六人ヲ算スト云フ

黑 山 國

四個師團ヲ有シ其兵力三四萬人ノ間ニ在リト云フ

希 臘(一九一二年)

歩兵三個師團ノ外ニ野砲兵四聯隊山砲兵二聯隊重砲兵三大隊騎兵三聯隊工兵二聯隊アリ平時兵力ハ將校一千九百五十二人兵卒二萬三千二百六十八人ヲ算ス

海 軍

英 吉 利

艦 種	一九一三年末	一九一四年末	一九一五年末
起 弩 型 艦	一一	一六	二一
弩 型 艦	一五	一五	一五
巡 洋 艦	四〇	四〇	四〇
巡 洋 艦	五〇	五〇	五〇
輕 巡 洋 艦	六八	七七	八四
水 雷 砲 艦	一八	一八	一八
砲 艦 其他 小型 艦	一七	二三	二三
驅 逐 艦	二二八	二四八	二六二
水 雷 艇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
潛 水 艇	七七	八五	一〇

備考 海軍所屬兵員ハ各階級ヲ通シ、一九一三年一月ノ現在ハ一三三八、〇九六人アリト云フ

獨 逸

艦 種	一九一三年末	一九一四年末	一九一五年末
弩 型 艦	一七	二一	二三以上
弩 型 前 戰 艦	二〇	二〇	二〇
古 朽 艦 及 沿 岸 防 備 艦	九	九	一

艦種	一九一三年末	一九一四年末	一九一五年末
裝甲巡洋艦	九	九	九
防護巡洋艦	三六	三八	四〇
驅逐艦	一四〇	一五二	一六四
水雷艇	四七	四七	四七
潛水艇	二七	三七以上	四七

佛蘭西
備考 海軍所屬兵員ハ七萬三千人ニシテ外ニ豫備兵十一萬人アリト云フ

艦種	一九一三年末	一九一四年末	一九一五年末
弩型前戰艦	四	七	一
弩型前戰艦	二一	二一	一九
同裝甲巡洋艦	一九	一九	一九
防護巡洋艦	一二	一二	一八
水雷艇	八七	八七	七
驅逐艦	一五九	一五九	一
水雷艇	五五	七六	一

露西亞
備考 海軍所屬兵員豫備兵共十一萬四千人アリト云フ

艦種	波羅的海艦隊	黑海艦隊
弩型前戰艦	一	六
弩型前戰艦	四	六
裝甲巡洋艦	六	二
防護巡洋艦	六	二
驅逐艦	七八	二五
水雷艇	?	一六
潛水艇	?	一四

奧地利洪牙利
備考 海軍所屬兵員五萬三千五百人アリト云フ

艦種	一九一三年末	一九一四年末
弩型前戰艦	二	四
弩型前戰艦	二	二
裝甲巡洋艦	三	三
驅逐艦	二	四
水雷艇	二	二
驅逐艦	三	三
潛水艇	一	一

第四款 歐羅巴各國一斑

一一二

艦種	一九一三年末		一九一四年末		艦種		一九一三年末		一九一四年末	
	水雷艇	五	四	六	三	潛水艇	水雷艇	六		
水雷艇										

備考 一九一三年ニ於ケル海軍所屬兵員ハ將校及同候補生九〇七人、軍醫其他技術將校一、五一三人、水兵一五、五〇〇人ナリト云フ

伊太利

艦種	一九一三年末		一九一四年末		一九一五年末	
	弩型前戰艦	一	一	一	一	一
弩型前戰艦						
裝甲巡洋艦	一〇	一〇	九	八	六	
防護巡洋艦	一〇	一〇	一〇	一〇	九	
水雷艦	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
驅逐艦	三五	三五	三五	三五	四六	
水雷艇	八六	八六	八六	八六	一	
潛水艇	二〇	二〇	二五	二五	一	

備考 海軍所屬兵員ハ將校一千九百二十七人兵卒三萬八千人ナリト云フ
土耳其

弩型艦三隻舊型戰艦四隻巡洋艦二隻ヲ主力トシ外ニ水雷砲艦三隻砲艦數隻驅逐艦八隻水雷艇九隻ヲ有ス所屬兵員ハ將校九百二十九人兵卒三萬九千人ナリト云フ

西班牙

弩型艦三隻弩型前戰艦一隻巡洋艦六隻驅逐艦七隻水雷艇十二隻砲艦數隻ヲ有スト云フ

和蘭

戰艦十隻巡洋艦四隻河用艦一隻砲艦數隻驅逐艦八隻水雷艇四十七隻潛水艇六隻ヲ有スト云フ

葡萄牙

舊式戰艦一隻防護巡洋艦五隻砲艦數隻舊式水雷艇四隻運送船四隻練習船三隻驅逐艦三隻水雷艇四隻潛水艇三隻等ニシテ一九一〇年ニ於ケル兵員ハ將校四百二十人兵卒五千六百八十七人ナリト云フ

瑞典

主要戰艦及巡洋艦十四隻ヲ有シ現役將校九百六十人下士以下四千人ナリト云フ

挪威

巡洋艦六隻沿岸防備艦二隻砲艦十二隻驅逐艦四隻水雷艇三十一隻潛水艇五隻ヲ有シ兵員ハ將校百三十人下士以下一千人ナリト云フ

丁抹

沿岸防備ヲ任務トスル甲鐵艦三隻水雷砲艦三隻水雷艇二十隻潛水艇七隻ヲ有スト云フ

羅馬尼

防護巡洋艦一隻練習艦一隻砲艦七隻沿岸防備艦六隻通報艦一隻水雷艇八隻ヲ有スト云フ

第四款 歐羅巴各國一斑

一一三

サンチメートル (一名ホウス) (佛)	三分三厘	ライン	(英、北米)	六分九厘九六
デシメートル (一名バルメ) (佛)	三寸三分	インチ (吋)	(英、北米)	八分三厘八毛
メートル (一名オン) (佛)	三尺三寸	フット (呎)	(英、露、北米)	一尺五厘七毛
デカメートル (一名ベルン) (佛)	三丈三尺	ヤード (碼)	(英、北米)	三尺一分七厘四毛
ヘクトメートル	(佛) 三十三丈	チェーン	(英、北米)	十一間六寸四分
キロメートル (一名ミル)	(佛) 三百三十丈	カイリ (英)		十六町五十八間三尺
距離尺				
里 (清)	五町五十四間三尺三寸			
哩 (英)	十四町四十五間			
量地尺				
エークル (英、北米)	四段二十四歩	エクタール (佛、蘭、白)		一町二十五歩
モルゲン (獨)	二段五畝二十一步	ヨツホ	(澳地利匈牙利)	五段八畝歩強
船積噸 (英、北米)	四十二坪七合三勺七抄五二			
立積尺				
液量				
コツプ (清)	二勺八抄八八	デカリットル (佛)		五升五合四勺三抄二三五
シングツオンク (清)	二合九勺九抄七	リットル (佛)		五合五勺四抄三五二三五
斗 (清)	二升三合六勺	デシリットル (佛)		五勺五抄三五二三五

キロリットル (佛)	五五斗四升三合五勺強	サントリットル (佛)	五抄五四三三五
ヘクトリットル (佛)	五斗五升四合三勺五抄二三五		
穀量			
コツプ (清)	四勺二抄四六	シイ (清)	六斗七升八合一勺
斗 (清)	四升二合五勺二抄	マスセン (清)	四合七勺六抄三
メーゾ (清)	一升九合七抄一二	セラエル (清)	三斗四合六勺五抄八八
フキールテル (清)	七升六合一勺六抄四七	マルチン (清)	三石六斗五升五合九勺
衡量			
グレイン (清)	一厘七毛二八	センチグラム (佛)	二毛六六六七
ナワイン (清)	一分零々八	デシグラム (佛)	二厘六毛六六七
チエン (清)	一厘八分	グラム (佛)	二分六厘六毛六七
リヤン (清)	十厘八厘	デカグラム (佛)	二厘六分六厘六毛七
カッチー (清)	百六十一厘二分八厘	ヘクトグラム (佛)	二十厘六分六厘六毛
斤 (清)	三百二十二厘五分六厘	キログラム (佛)	二百六十六厘六分七厘
引 (清)	十六厘百二十厘	ポンス (英、北米)	七厘五分六厘
石 (清)	十九貫三百五十三厘八分	ボンダ (英、北米)	百二十厘九分六厘
ミリグラム (佛)	二系六六六七	噸 (英、北米)	二百七十貫九百四十六

三、年數早見表

大化元年ヨリ
大正四年マデ (●●付ハ北朝)

大化一、二七一	白雉一、二六六	齊明一、二六一	天智一、二五四	白鳳一、二四四	朱鳥一、二三〇	持統一、二二九
文武一、二一九	大寶一、二一五	慶雲一、二二二	和銅一、二〇八	靈龜一、二〇一	養老一、一九九	神龜一、一九二
天平一、一八七	天寶一、一六七	天寶一、一五九	神護一、一五一	景雲一、一四九	寶龜一、一四六	天應一、一三五
延曆一、一三四	大同一、一一〇	弘仁一、一〇六	天長一、〇九二	承知一、〇八二	嘉祥一、〇六八	仁壽一、〇六五
齊衡一、〇六二	天安一、〇五九	貞觀一、〇五七	元慶一、〇三九	仁和一、〇三一	寬平一、〇一七	昌泰一、〇一八
延喜一、〇一五	延長	承平	天慶	天曆	天德	應和
康保	安和	天祿	天延	貞元	天元	永觀
寬和	永延	永祥	正曆	長德	長保	寬弘
長和	寬仁	治安	萬壽	長元	長曆	長久
寬德	永承	天喜	康平	治曆	延久	承保
承曆	永保	應德	寬治	嘉保	永長	承德
康和	長治	嘉承	天仁	天永	永久	元永

保安	七九六	天治	七九二	大治	七九〇	天承	七八五	長承	七八四	保延	七八一	永治	七七五
康治	七七四	天養	七七二	久安	七七一	仁平	七六五	久壽	七六二	保元	七六〇	平治	七五七
永曆	七五六	應保	七五五	長寶	七五三	永萬	七五一	仁安	七五〇	嘉應	七四七	承安	七四五
安元	七四一	治承	七三九	養和	七三五	壽永	七三四	元曆	七三二	文治	七三一	建久	七二五
正治	七一一	建仁	七一五	元久	七一二	建永	七一〇	承元	七〇九	建曆	七〇五	建保	七〇三
承久	六九七	貞應	六九四	元仁	六九二	嘉祿	六九一	安貞	六八九	寬嘉	六八七	貞永	六八四
天福	六八三	文曆	六八二	嘉禎	六八一	曆仁	六七八	延應	六七七	仁治	六七六	寬元	六七三
寶治	六六九	建長	六六七	康元	六六〇	正嘉	六五九	正元	六五七	文應	六五六	弘長	六五一
文永	六五二	建治	六四一	弘安	六三八	正應	六二八	永仁	六二三	正安	六一七	乾元	六一四
嘉元	六一三	德治	六一〇	延慶	六〇八	應長	六〇五	正和	六〇四	文保	五九九	元應	五九七
元享	五九五	正中	五九二	嘉曆	五九〇	元德	五八七	元弘	五八五	正慶	五八四	建武	五八二
延元	五七九	曆應	五七九	興國	五七七	興永	五七四	貞和	五七一	正平	五七〇	觀應	五六六
文和	五六四	延文	五六〇	康安	五五五	貞治	五五四	應安	五四八	建德	五四〇	文中	五四四
天授	五四一	永和	五四一	康曆	五三七	弘和	五三五	永德	五三五	元中	五三二	至德	五三二

十一	四	九	二	九	二	寶曆	寶永	明曆	文祿	大永	應仁	文安	嘉慶
庚子	癸巳	丙戌	己卯	壬申	乙丑	一六五	二二二	二六一	三三四	三九五	四四九	四五二	五二九
七六	八三	九〇	九七	一〇四	一一一	一五五	二二二	二六一	三三四	三九五	四四九	四五二	五二九
十二	五	十	三	十	三	明和	正徳	萬治	慶長	享祿	文明	寶徳	康應
辛丑	甲午	丁亥	庚辰	癸酉	丙寅	一五二	二〇五	二五八	三三〇	三八八	四四七	四六七	五二七
七五	八二	八九	九六	一〇三	一一〇	一五二	二〇五	二五八	三三〇	三八八	四四七	四六七	五二七
十三	六	十一	四	十一	四	安永	享保	寛文	元和	天文	長享	享徳	明徳
壬寅	乙未	戊子	辛巳	甲戌	丁卯	一四四	二〇〇	二五一	三〇一	三八四	四二九	四六四	五二六
七四	八一	八八	九五	一〇二	一〇九	一四四	二〇〇	二五一	三〇一	三八四	四二九	四六四	五二六
十四	七	十二	五	十二	五	天明	元文	延寶	寛永	弘治	延徳	康正	應永
癸卯	丙申	己丑	壬午	乙亥	戊辰	一三五	一八〇	二四三	二九二	三六一	四二七	四六一	五二二
七三	八〇	八七	九四	一〇一	一〇八	一三五	一八〇	二四三	二九二	三六一	四二七	四六一	五二二
弘化	八	天保	六	十三	六	寛政	寛保	天和	正保	永祿	明應	長祿	正長
甲辰	丁酉	庚寅	癸未	丙子	己巳	一二七	一七五	二三三	二七三	三五八	四二四	四五九	四八八
七二	七九	八六	九三	一〇〇	一〇七	一二七	一七五	二三三	二七三	三五八	四二四	四五九	四八八
二	九	二	七	十四	七	享和	延享	貞享	慶安	元龜	文龜	寛正	永享
乙巳	戊戌	辛卯	甲申	丁丑	庚午	一一五	一七二	二三二	二六八	三四六	四一五	四五六	四八七
七一	七八	八五	九二	九九	一〇六	一一五	一七二	二三二	二六八	三四六	四一五	四五六	四八七
三	十	三	八	文政	八	文化	寛延	元祿	承應	天正	永正	文正	嘉吉
丙午	己亥	壬辰	乙酉	戊寅	辛未	一一二	一六八	二二四	二六四	三四三	四一二	四五〇	四七五
七〇	七七	八四	九一	九八	一〇五	一一二	一六八	二二四	二六四	三四三	四一二	四五〇	四七五

四	三	二	一	八	明	文	安	四
丁未	丙辰	乙丑	甲戌	癸巳	壬寅	辛酉	庚午	己卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
嘉永	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
戊申	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六八	六一	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二
二	三	四	五	六	七	八	九	十
己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳
六七	六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午
六六	五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未
六五	五八	五一	四四	三七	三〇	二三	一六	九
五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三
壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申
六四	五七	五〇	四三	三六	二九	二二	一五	八
六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四
癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉
六三	五六	四九	四二	三五	二八	二一	一四	七
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	丙辰	乙丑	甲戌	癸巳	壬寅	辛酉	庚午	己卯
六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三	六
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六一	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六二	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六二	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六二	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六二	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六二	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六二	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六二	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六二	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六二	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三
四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯
六九	六二	五五	四八	四一	三四	二七	二〇	一三
安政	享保	寛文	元和	天明	安永	享和	延享	貞享
甲寅	丁卯	丙寅	乙丑	甲戌	癸酉	壬午	辛巳	庚辰
六二	五四	四七	四〇	三三	二六	一九	一二	五
二	三	四	五	六	七	八	九	十
乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥
六〇	五三	四六	三九	三二	二五	一八	一一	四
三	四	五	六	七	八	九	十	十一
丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子
五九	五二	四五	三八	三一	二四	一七	一〇	三

大正六年十一月十日印刷
大正六年十二月一日發行

非賣品

著作兼發行者

東京府南葛飾郡奧戸村

右代表者 關根保太郎
奧戸村長

印刷者 柴田喜一
東京市京橋區弓町十五番地

印刷所 文玉舍
東京市京橋區弓町十五番地

發行所

東京府南葛飾郡奧戸村役場

349
510

終